

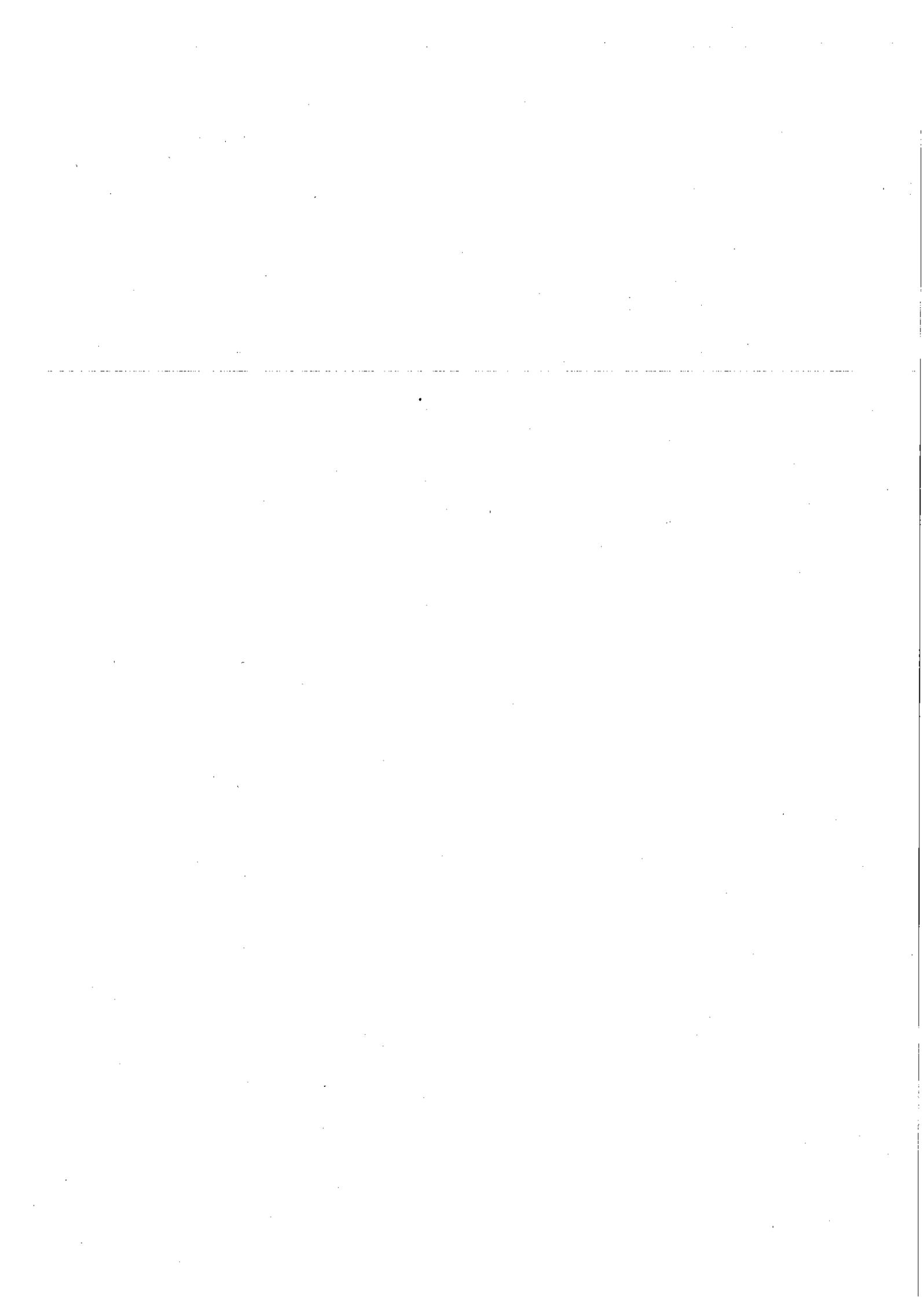
議案第1号

平成27年度アクションプラン（6月補正後）について

平成27年度アクションプラン（6月補正後）について、別紙のとおり議決を求めます。

平成27年6月29日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志



鳥取県教育振興基本計画別冊

(案)

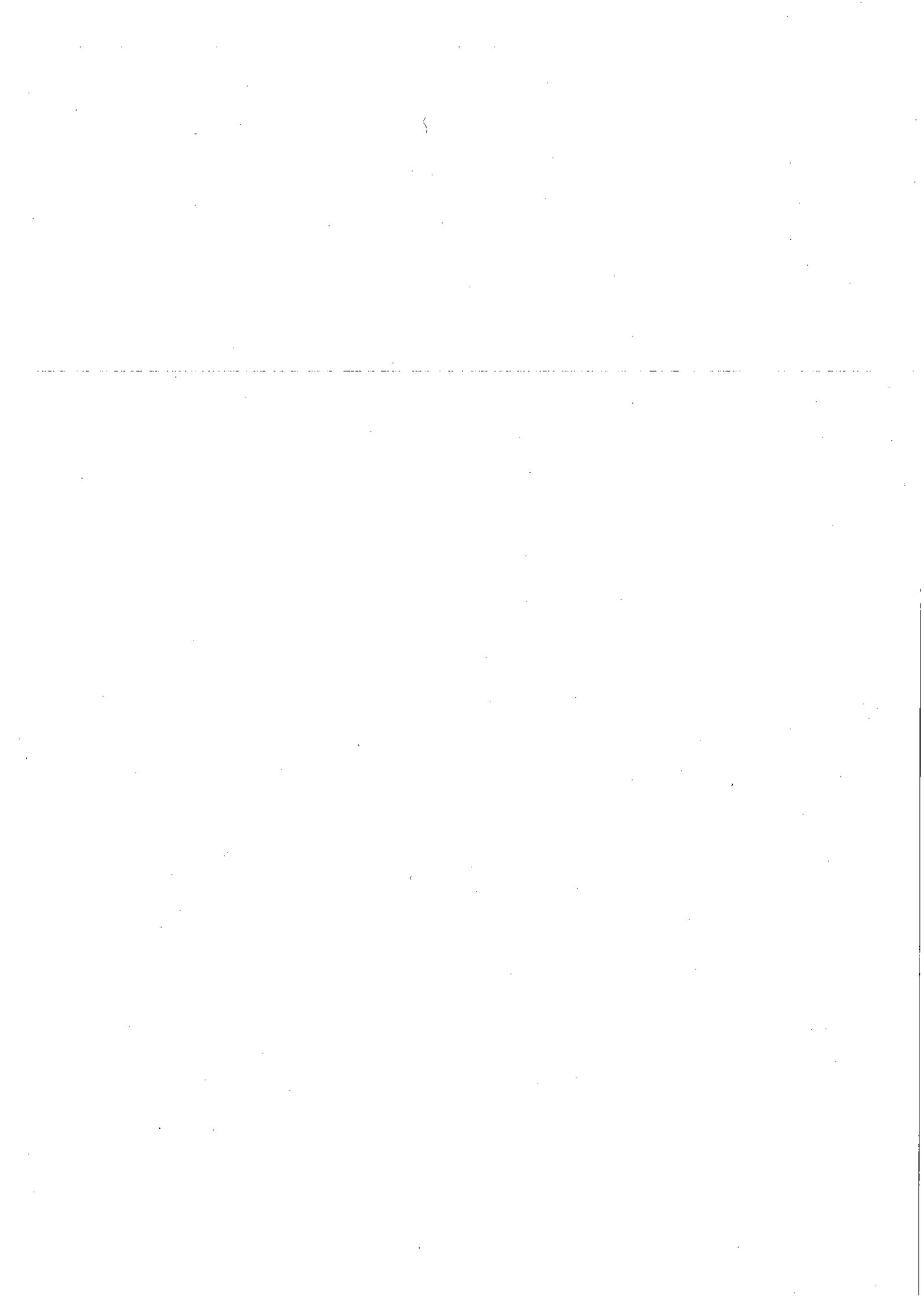
平成27年度

アクションプラン

(平成27年6月補正後)

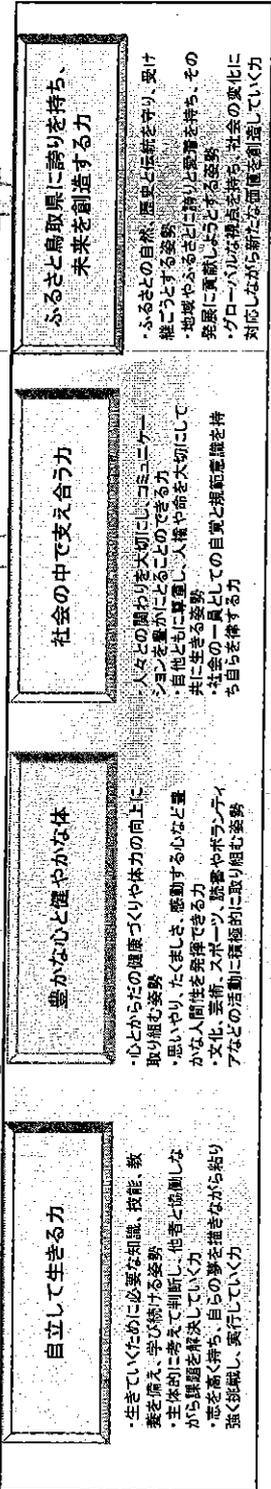
平成27年6月29日

鳥取県教育委員会



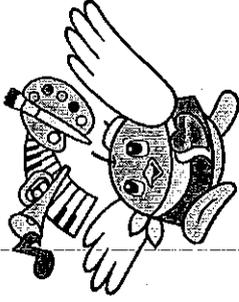
基本理念 **自立して心豊かに生きる 未来を創造する 鳥取県の人づくり**

●基本理念を支える4つの「力と姿勢」



●5つの目標と特に力を入れた18の施策と重点取組

| | | | | |
|---|---|---|--|---|
| <p>1 社会全体で学び続ける環境づくり</p> <p>(1)社会全体で取り組む教育の推進 ○学校、家庭、地域、連携、協力体制の構築</p> <p>(2)家庭教育の充実 ○保護者同士のネットワーク形成</p> <p>(3)生涯学習の環境整備と活動支援 ○図書館、博物館等の社会教育施設の機能の充実</p> | <p>2 学ぶ意欲を高める学校教育の推進</p> <p>(4)幼児教育の充実 ○発達や学びの連続性を踏まえ、た幼児教育の充実、発展</p> <p>(5)学力向上の推進 ○スクラム教育等による校種を超えた連携の拡大</p> <p>(6)特別支援教育の充実 ○個々の障がいの種類や程度に合わせた教育の提供</p> <p>(7)社会の進展に対応できる教育の推進 ○英語教育の充実、ICTの活用、手話の取組によるグローバルマインドとコミュニケーション力の育成</p> <p>(8)豊かな人間性、社会性を育む教育の推進 ○いじめ、不登校等の未然防止、早期対応</p> <p>(9)健やかな心と体づくりの推進 ○学校と地域が連携した体力向上</p> | <p>3 学校を支える教育環境の充実</p> <p>(10)人口減少期を好機と捉えた学校教育の充実 ○学校数とニーズに対応した県立学校の在り方検討</p> <p>(11)特色ある学校運営の推進 ○学校数と予算の活用やコミュニティ・スクール等、学校の自主性を発揮した取組推進</p> <p>(12)人的、物的な教育資源の充実 ○中長期的な視点での若手、学校リーダーの育成</p> <p>(13)安全、安心な教育環境の整備 ○食物アレルギー等現代的な課題に対応できる体制整備</p> <p>(14)私立学校への支援の充実 ○私立学校の多様な取組への支援</p> <p><small>※私立学校の所管は国事審議所です。</small></p> | <p>4 生涯にわたって運動、スポーツに親しむ環境づくり</p> <p>(15)ライフステージに応じた運動、スポーツ活動の充実 ○幼児期からの運動習慣づくり</p> <p>(16)トップアスリートの育成 ○ジュニア期からトップレベルに至る体系的な指導体制等の充実</p> | <p>5 文化、伝統の継承、創造、再発見</p> <p>(17)文化、芸術活動の一層の振興 ○子どもたちや若者が文化、芸術に触れ、感性を高める機会を提供</p> <p>(18)文化財の保存、活用、伝承 ○祭り、行事などを地域で伝承していく活動の支援</p> |
|---|---|---|--|---|



目 次

| | | |
|----|----------------------------------|----|
| I | 平成27年度施策の重点事業 | 1 |
| II | 平成27年度鳥取県教育振興基本計画アクションプラン | |
| | 目標1 社会全体で学び続ける環境づくり | 6 |
| | (1) 社会全体で取り組む教育の推進 | 6 |
| | (2) 家庭教育の充実 | 7 |
| | (3) 生涯学習の環境整備と活動支援 | 8 |
| | 目標2 学ぶ意欲を高める学校教育の推進 | 11 |
| | (4) 幼児教育の充実 | 11 |
| | (5) 学力向上の推進 | 11 |
| | (6) 特別支援教育の充実 | 15 |
| | (7) 社会の進展に対応できる教育の推進 | 20 |
| | (8) 豊かな人間性、社会性を育む教育の推進 | 21 |
| | (9) 健やかな心と体づくりの推進 | 25 |
| | 目標3 学校を支える教育環境の充実 | 26 |
| | (10) 人口減少期を好機と捉えた学校教育の充実 | 26 |
| | (11) 特色ある学校運営の推進 | 27 |
| | (12) 人的、物的な教育資源の充実 | 29 |
| | (13) 安全、安心な教育環境の整備 | 31 |
| | (14) 私立学校への支援の充実 | 32 |
| | 目標4 生涯にわたって運動、スポーツに親しむ環境づくり | 34 |
| | (15) ライフステージに応じた運動、スポーツ活動の充実 | 34 |
| | (16) トップアスリートの育成(競技力向上) | 36 |
| | 目標5 文化、伝統の継承、創造、再発見 | 37 |
| | (17) 文化、芸術活動の一層の振興 | 37 |
| | (18) 文化財の保存、活用、伝承 | 38 |
| | 鳥取県教育振興基本計画の推進に向けた体制 | 40 |
| | (1) 県民との協働による計画の推進 | 40 |
| | (2) 市町村、国、高等教育機関など関係機関との連携・協力の推進 | 41 |
| | 参考 数値目標一覧 | 42 |

平成27年度施策の重点事業

目標1 社会全体で学び続ける環境づくり

(1) 社会全体で取り組む教育の推進 — 学校、家庭、地域の連携、協力体制の構築 —

| 目指すところ | 重点事業、取組 |
|----------------------|-----------------------------|
| ①地域の教育力の向上 | 保護者と連携した生活習慣づくり |
| | ケータイ・インターネット教育啓発推進事業 |
| | 学校、公民館等の学びの場を中心とした社会教育活性化事業 |
| ②社会全体による学校支援 | 土曜授業等実施支援事業 |
| ③社会教育を推進する人材の育成と団体支援 | 人権尊重のまちづくり推進支援事業 |
| | 社会教育担当者会の開催 |

(2) 家庭教育の充実 — 保護者同士のネットワーク形成 —

| 目指すところ | 重点事業、取組 |
|-----------------|------------------|
| ①家庭の教育力の向上 | 保護者と連携した生活習慣づくり |
| | とっとりふれあい家庭教育応援事業 |
| ②社会全体による家庭教育の支援 | とっとりふれあい家庭教育応援事業 |
| ③学校と家庭が協働した学力向上 | 保護者と連携した生活習慣づくり |

(3) 生涯学習の環境整備と活動支援 — 図書館、博物館等の社会教育施設の機能の充実 —

| 目指すところ | 重点事業、取組 |
|--------------------|--------------------------|
| ①生涯学習の推進 | 社会教育担当者会の開催 |
| ②人権学習の推進 | 人権尊重のまちづくり推進支援事業 |
| | とっとりユニバーサルデザイン推進事業 |
| | 拉致問題人権学習会 |
| ③子どもの読書活動の推進 | 本の大好きな子どもを育てるプロジェクト |
| ④社会教育施設の機能の強化と利用促進 | 長期宿泊体験学習モデル事業 |
| ⑤図書館機能の充実 | 生きる力を育むとっとり学校図書館活用教育推進事業 |
| ⑥博物館機能の充実 | 企画展開催費 |
| | 博物館普及事業費 |
| | 山陰海岸学習館事業費 |
| | 美術館整備基本構想策定事業 |

目標2 学ぶ意欲を高める学校教育の推進

(4) 幼児教育の充実 ー発達や学びの連続性を踏まえた幼児期の充実、発展ー

| 目指すところ | 重点事業、取組 |
|-----------|------------------|
| ①幼児教育の充実 | 幼児教育充実活性化事業 |
| | 幼保・小の円滑な接続の推進 |
| ②子育て支援の充実 | とっとりふれあい家庭教育応援事業 |
| | 幼保・小の円滑な接続の推進 |

(5) 学力向上の推進 ースクラム教育等による校種を超えた連携の拡大ー

| 目指すところ | 重点事業、取組 |
|--------------------------------|--|
| ①学校と家庭が協働した学力向上 | 保護者と連携した生活習慣づくり |
| ②自らの将来に夢や目標を持ち、主体的に学習する児童生徒の育成 | 保護者と連携した生活習慣づくり |
| | 鳥取県版キャリア教育推進事業 |
| ③基礎学力の確実な定着とさらなる伸長 | 小中連携で取り組む授業改革ステップアップ事業 |
| | 土曜授業等実施支援事業 |
| | 各教育局での学力向上への取組 |
| ④教員の授業力向上 | 小中連携で取り組む授業改革ステップアップ事業 |
| | 特別支援教育における授業力向上事業 |
| | 21世紀型能力を育む次世代授業創造プロジェクト |
| | 各教育局での授業力向上への取組 |
| ⑤学び合い、つながる環境づくり | 小中連携で取り組む授業改革ステップアップ事業 |
| | スクラム教育による校種間連携(教科でつながる中・高等学校の連携教育、21世紀型能力を育む次世代授業創造プロジェクト) |
| | 県立高校土曜授業等実施事業 |
| ⑥カリキュラム改善 | 小中連携で取り組む授業改革ステップアップ事業 |
| | 鳥取県版キャリア教育推進事業(地域の産業界と学校のネットワーク会議) |
| | 生きる力を育むとっとり学校図書館活用教育推進事業 |
| ⑦児童生徒へ科学やものづくりの楽しさを知る機会の充実 | 博物館普及事業費 |
| | 未来に役立つ「ものづくり教育」実践事業 |

(6) 特別支援教育の充実 ー個々の障がいの種類や程度に応じた教育の提供ー

| 目指すところ | 重点事業、取組 |
|--------------------------------------|------------------------------------|
| ①自立と社会参加の促進を目指した教育環境の整備 | 特別支援学校ICTサポート事業 (県立学校ICT環境整備事業) |
| | 地域で進める特別支援教育充実事業 |
| | あいサポート・特別支援学校合同文化祭開催事業 |
| | 学校交流等による障がい者スポーツ振興事業 |
| ②特別支援学校のセンター的機能と学校間連携の推進 | 地域で進める特別支援教育充実事業(特別支援学校機能強化モデル事業) |
| | 幼児教育充実活性化事業 |
| ③幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校間での連続性のある教育の推進 | 発達障がい児童生徒等支援事業 |
| | 地域で進める特別支援教育充実事業(特別支援教育総合推進事業) |
| | 地域で進める特別支援教育充実事業(早期からの教育支援体制構築事業) |
| ④「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を活用した指導と支援の充実 | 地域で進める特別支援教育充実事業(特別支援教育総合推進事業) |

| | |
|---|--|
| ⑤発達障がいを含む障がいのある児童生徒等への一貫した指導体制の確立と関係機関との連携の充実 | 発達障がい児童生徒等支援事業 地域で進める特別支援教育充実事業（特別支援教育総合推進事業） |
| ⑥キャリア教育と移行支援の充実 | 県教育委員会における障がい者就労支援事業 特別支援学校就労促進事業 鳥取県特別支援学校技能検定実施事業 特別支援学校生徒の職場定着推進プロジェクト |
| ⑦教員の専門性の向上 | 発達障がい児童生徒等支援事業（LD等専門研修派遣） 特別支援教育における授業力向上事業 |
| ⑧保護者支援の充実 | 特別支援学校児童生徒支援事業 |
| ⑨特別支援教育と障がいのある子どもの理解・啓発 | あいサポート・特別支援学校合同文化祭開催事業 学校交流等による障がい者スポーツ振興事業 発達障がい児童生徒等支援事業（発達障がい理解推進拠点事業） |
| ⑩手話教育の推進 | 手話で学ぶ教育環境整備事業 |

(7) 社会の進展に対応できる教育の推進 — ICTの活用、英語教育の充実、手話の取組によるグローバルマインドとコミュニケーション力の育成 —

| 目指すところ | 重点事業、取組 |
|---------------------|-------------------------------|
| ①鳥取県に誇りと愛着を持った人材の育成 | 郷土を愛する心情及び態度の育成 |
| ②情報社会を主体的に生きる人材の育成 | ケータイ・インターネット教育啓発推進事業 |
| ③主体的に行動する人材の育成 | 未来につなぐ高校生活支援事業（とっとり夢プロジェクト事業） |
| ④手話教育の推進 | 手話で学ぶ教育環境整備事業 |
| ⑤環境教育の推進 | TEAS（鳥取県版環境管理システム）の周知、継続 |

(8) 豊かな人間性、社会性を育む教育の推進 — いじめ、不登校等の未然防止、早期対応 —

| 目指すところ | 重点事業、取組 |
|-----------------|--|
| ①道徳教育や人権教育の充実 | 道徳教育推進事業 とっとりユニバーサルデザイン推進事業 拉致問題人権学習会 |
| ②いじめ問題等への取組 | 「学級づくり・人間関係づくり」推進事業 いじめ防止対策推進事業 地域と共に創る人権教育事業 各教育局における生徒指導の支援（いじめ、不登校、問題行動等） こどもいじめ人権相談運営事業 鳥取県いじめ問題検証委員会運営事業 |
| ③不登校ゼロへの取組 | 「学級づくり・人間関係づくり」推進事業 各教育局における生徒指導の支援（いじめ、不登校、問題行動等） |
| ④読書活動の推進 | 本の大好きな子どもを育てるプロジェクト |
| ⑤体験活動・文化芸術活動の充実 | 長期宿泊体験学習モデル事業 |
| ⑥郷土を愛する姿勢の育成 | 「ふるさとを元気に」ととりの文化遺産活用推進事業 祝！三徳山・三朝温泉日本遺産初認定記念事業 |

(9) 健やかな心と体づくりの推進 — 学校と地域が連携した体力向上 —

| 目指すところ | 重点事業、取組 |
|-----------------|--------------------|
| ①学校体育の充実 | 運動部活動推進事業 |
| ②子どもの体力・運動能力の向上 | 子どもの体力向上推進プロジェクト事業 |
| ③健康教育の充実 | 心や性の健康問題対策事業 |
| ④食育の推進 | 学校における食育推進事業 |

目標3 学校を支える教育環境の充実

(10) 人口減少期を好機と捉えた学校教育の充実

—社会のニーズに対応した県立学校の在り方検討—

| 目指すところ | 重点事業、取組 |
|----------------|-------------------------------|
| ①公立小・中学校の在り方 | 少人数学級の継続 |
| ②今後の県立高等学校の在り方 | 高等学校改革推進事業 |
| ③今後の特別支援教育の在り方 | インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進 |

(11) 特色ある学校運営の推進

—学校裁量予算の活用やコミュニティースクール等、学校の自主性を発揮した取組推進—

| 目指すところ | 重点事業、取組 |
|--------------------|------------------------|
| ①県民に開かれ、信頼される学校づくり | 教育行政監察業務 |
| | 小中連携で取り組む授業改革ステップアップ事業 |
| | 土曜授業等実施支援事業 |
| | 特色ある小中9年教育支援事業 |
| ②学校の自立と課題解決力の向上 | 県立学校裁量予算事業（高等学校運営費） |
| | 土曜授業等実施支援事業 |
| | 特色ある小中9年教育支援事業 |
| ③学校組織運営体制の充実 | 県立学校裁量予算事業（高等学校運営費） |
| ④教職員の過重負担・多忙感 | 教職員いきいき！プロジェクト推進事業 |
| | ICTを活用した学校運営支援システム構築事業 |
| ⑤教職員の精神性疾患への対応 | 教職員厚生事業費 |
| | 教職員健康管理事業費 |
| | 教職員心の健康対策事業費 |

(12) 人的、物的な教育資源の充実

—中長期的な視点での若手、学校リーダーの育成—

| 目指すところ | 重点事業、取組 |
|----------------------|--------------------------|
| ①教員の資質向上や指導力、授業力の向上 | 小中連携で取り組む授業改革ステップアップ事業 |
| | エキスパート教員ステップアップ事業 |
| | エキスパート教員認定制度 |
| | 各教育局の授業力向上への取組 |
| ②県民に信頼される教職員の育成 | 教育行政監察業務 |
| ③優秀な人材確保のための教員採用 | 教員採用試験 |
| ④学校図書館の整備の推進と教材整備の推進 | 生きる力を育むとっとり学校図書館活用教育推進事業 |
| ⑤ICTを活用した教育の推進 | ICT活用教育推進事業 |
| ⑥校庭の芝生化 | 県立学校校庭芝生化推進事業費 |
| ⑦環境教育の推進 | 省エネルギー型設備導入事業費 |

(13) 安全、安心な教育環境の整備

—食物アレルギー等現代的な課題に対応できる体制整備—

| 目指すところ | 重点事業、取組 |
|-----------------|----------------------|
| ①公立学校の耐震対策の推進 | 県立学校耐震化推進事業費 |
| ②学校内外の安全確保 | ケータイ・インターネット教育啓発推進事業 |
| | 学校安全対策事業 |
| ③安全、安心な学校給食 | 学校における食育推進事業 |
| ④特に支援が必要な家庭への支援 | 奨学資金債権回収事業 |
| | 育英奨学事業 |
| | 高校生等奨学給付金事業 |

(14) 私立学校への支援の充実

—私立学校の多様な取組への支援—

| 目指すところ | 重点事業、取組 |
|--------------------|--------------|
| ①私立学校の振興 | 私立学校教育振興補助金 |
| ②学校経営の健全性の向上、入学者確保 | 私立学校教育振興補助金 |
| ③私立学校の耐震化 | 私立学校施設整備費補助金 |

目標4 生涯にわたって運動、スポーツに親しむ環境づくり

(15) ライフステージに応じた運動、スポーツ活動の充実 —幼児期からの運動習慣づくり—

| 目指すところ | 重点事業、取組 |
|-----------------------------|--------------------|
| ①幼児期における運動、スポーツの基礎づくり | 子どもの体力向上推進プロジェクト事業 |
| ②少年期(小学校～高等学校)の適正なスポーツ活動の充実 | 子どもの体力向上推進プロジェクト事業 |
| ③成年期からの運動、スポーツ活動の充実 | とっとり生涯スポーツ創生事業 |

(16) トップアスリートの育成(競技力向上) —ジュニア期からトップレベルに至る体系的な指導体制等の充実—

| 目指すところ | 重点事業、取組 |
|-----------------------------------|--------------------------|
| ①ジュニア期からの一貫指導体制の整備 | 学校交流等による障がい者スポーツ振興事業 |
| | 平成28年度全国高等学校総合体育大会特別強化事業 |
| ②アスリートのキャリア形成の推進 | 競技力向上対策事業 |
| ③2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした取組の実施 | 学校交流等による障がい者スポーツ振興事業 |
| | キャンプ地誘致推進プロジェクト事業 |

目標5 文化、伝統の継承、創造、再発見

(17) 文化、芸術活動の一層の振興 —子どもたちや若者が文化、芸術に触れ、完成を高める機会の提供—

| 目指すところ | 重点事業、取組 |
|--------------------------|------------------------|
| ①文化、芸術を発表する場や鑑賞する機会の拡充 | 新生とりアート事業 |
| | アーティストリゾートとっとり芸術祭開催事業 |
| ②文化、芸術に触れ、豊かな感性を育てる機会の確保 | あいサポート・特別支援学校合同文化祭開催事業 |
| | 近畿高等学校総合文化祭鳥取大会開催事業 |
| | 鳥取県ジュニア美術展覧会開催事業 |
| | 鳥取県障がい者アート推進事業 |
| ③文化、芸術が生活の一部となる生活スタイルの定着 | 「とっとりアートスタート」推進事業 |

(18) 文化財の保存、活用、伝承 —祭り、行事などを地域で伝承していく活動の支援—

| 目指すところ | 重点事業、取組 |
|-------------------------------------|--------------------------|
| ①県民が、鳥取県の歴史や文化を誇りに思い、文化財を大切にすることを醸成 | 伝統芸能等支援事業 |
| ②文化財保護の推進 | 伝統芸能等支援事業 |
| | 受託発掘調査事業(山陰道「鳥取西道路」) |
| | 祝「三徳山・三朝温泉日本遺産初認定記念事業 |
| ③文化遺産の再発掘・磨き上げ | 「ふるさとを元気に」ととりの文化遺産活用推進事業 |
| | 「とっとりアートスタート」推進事業 |

鳥取県教育振興基本計画の推進に向けた体制

(1) 県民との協働による計画の推進

| 目指すところ | 重点事業、取組 |
|--------------------|-----------------------|
| ①県民意見の把握と開かれた教育の推進 | 知りたい!聞きたい!開かれた教育づくり事業 |
| ②教育問題等への迅速かつ確な対応 | 教育審議会費 |

(2) 市町村、国、高等教育機関など関係機関との連携、協力の推進

| 目指すところ | 重点事業、取組 |
|----------------------|----------------------|
| ①市町村との連携、協力体制の充実 | チャレンジする市町村を応援する教育交付金 |
| ②高等教育機関との連携、協力の一層の推進 | 教育企画費 |
| | 鳥取県版キャリア教育推進事業 |
| | 未来に役立つ「ものづくり教育」実践事業 |

平成27年度鳥取県教育振興基本計画アクションプラン(6月補正後)

目標1 社会全体で学び続ける環境づくり

(1) 社会全体で取り組む教育の推進

① 地域の教育力の向上

- ・地域住民や保護者同士の絆づくりの推進や学びの機会の提供を通じて、コミュニティの一員としての自覚を促し、地域課題の解決に向けた取組を推進します。
- ・保護者や大人が子どもたちの模範となり、子どもたちの基本的な生活習慣の定着、規範意識やマナーの向上を図るため、啓発に取り組みます。
- ・スマートフォンや携帯電話、インターネット等とのより良い接し方や薬物依存の危険性等に関して、保護者等への啓発を行うなど、メディアによる有害情報や薬物乱用の危険から子どもたちを守る取組を推進します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|-----------------------------------|----------------|------|---|
| 保護者と連携した生活習慣づくり | 教育総務課 小中学校課 | ○ | 子どもたちの望ましい生活習慣の定着の取組を進める。(「心とからだいきいきキャンペーン」等)【再掲1(2)①】 |
| 学校支援ボランティア事業 (国補助事業及び県事業) | 小中学校課 | | 地域住民等の参画により、学校の教育活動を支援する仕組みをつくり、様々な学校支援活動を実施することに対して助成する。【再掲1(1)②】 |
| 未来につなぐ高校生活支援事業 (高校生マナーアップ推進事業) | 高等学校課 | | 高校生の社会の一員としての望ましい在り方・生き方の自覚を高め、高校生の規範意識の向上を図るため、大人が手本となり、県民全体で高校生を見守り育てる運動を展開する。 |
| ケータイ・インターネット教育啓発推進事業 | 社会教育課 | ○ | 保護者をはじめとする大人に対して、携帯電話やインターネットとのより良い接し方についての教育啓発を行う。 |
| 県市町村社会教育振興事業 | 社会教育課 | | 各種研修会や社会教育主事講習、合同研究協議会等を実施し、市町村教育委員会事務局職員、公民館職員、社会教育関係者の人材育成を図る。【再掲1(1)③】 |
| 学校、公民館等の学びの場を中心とした社会教育活性化事業 | 社会教育課 | ○ | 学校、公民館が地域と連携して行う、地域の課題解決や地域の魅力向上に資する優れた取組を支援する。 |
| 社会教育担当者会の開催 | 各教育局 | | 各市町の社会教育担当者とともに、課題解決に向けた研修・事業を行う。【再掲1(1)③】 【西部教育局】 西部地区社会教育担当者研究協議会研修会の開催(西部地区の社会教育関係者が一堂に会し課題解決に向けた研修を行う。西部地区社会教育担当者研究協議会に6部会を設置し、各部会の充実と連携による事業展開を図る。)【再掲1(1)③】 |
| 青少年健全育成条例の一部改正の普及 | 青少年・家庭課 | | 青少年が利用するインターネット接続機器への保護者によるペアレンタルコントロール等の実施について、リーフレットや講演会等を実施して周知を図る。 |
| 関係団体等と連携した親や大人がモデルを示す運動の展開 | 青少年・家庭課 | | 青少年育成鳥取県民会議と連携し、「大人が変われば子どもも変わる運動」等を積極的に展開し意識啓発を図る。 |

② 社会全体による学校支援

- ・学校支援ボランティア、放課後子ども教室の取組を充実し、学校、家庭、地域の連携、協力体制を構築することを通じて、地域社会全体で学校を支え、子どもたちを育む活動を支援します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|------------------------------|---------|------|---|
| 学校支援ボランティア事業 (国補助事業及び県事業) | 小中学校課 | | 地域住民等の参画により、学校の教育活動を支援する仕組みをつくり、様々な学校支援活動を実施することに対して助成する。 |
| 放課後子ども教室推進事業 (国補助事業) | 小中学校課 | | 放課後や週末等の子どもたちの学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を地域の方々の参画を得て支援する。 |
| 土曜授業等実施支援事業 | 小中学校課 | ○ | 全ての子どもたちの土曜日における教育活動の充実を図るため、学校・家庭・地域が連携・協力して行う学校における授業、地域における多様な学習や体験活動の機会の充実などの取組を推進する。 |
| 特別支援学校早朝子ども教室モデル事業 | 特別支援教育課 | | 特別支援学校の学校受入時刻までの早朝時間帯の子どもたちの居場所を地域住民や保護者OB等からなる学校支援ボランティアにより整備し、保護者の負担軽減や児童生徒の活動支援を行う。【再掲2(6)⑧】 |
| 学社連携による学校支援 | 各教育局 | | 学校支援ボランティア、参加型保護者会など学校に役立つ情報の提供やワークショップの開催。 |
| 学社連携による生涯学習の推進 | 各教育局 | | 学社連携の推進へ向けての情報提供、助言を行う。【再掲1(3)①】 |

③社会教育を推進する人材の育成と団体支援

・地域づくり、人づくりの要となる市町村及び公民館の職員をはじめ、社会教育関係者の資質向上を図るため、関係団体と連携、協働して、各種研修会を開催するとともに、社会教育関係団体の人材育成等を支援します。

・地域や職場などで「参加型」学習や多様な体験活動、交流活動等による人権学習を実践できる指導者を養成し、人権尊重の社会づくりを進めます。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|--|-----------|------|---|
| 社会教育企画費 | 社会教育課 | | 県民や市町村、実践者の意向をくみあげた施策立案及び市町村・社会教育団体との連絡調整等を行う。 |
| 県市町村社会教育振興事業 | 社会教育課 | | 各種研修会や社会教育主事講習、合同研究協議会等を実施し、市町村教育委員会事務局職員、公民館職員、社会教育関係者の人材育成を図る。 |
| 社会教育団体による地域づくり支援事業 | 社会教育課 | | 社会教育関係団体の教育力を活用し、健やかに子どもたちを育む地域づくりを促進する。 |
| 人権尊重のまちづくり推進支援事業 | 人権教育課 | ○ | 地域社会における人権尊重のまちづくりを住民一人ひとりが主体者として進められるよう、市町村と連携をはかりながら、市町村が行う人権教育施策、人権学習の充実に対する支援を行う。 |
| 社会人権教育振興事業 | 人権教育課 | | 県内の社会人権教育活動の充実を図るため、「人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会」の開催や各市町村単位で組織された「人権教育推進協議会」の活動を支援する団体に対し、支援を行う。 |
| 社会教育担当者の開催 | 各教育局 | ○ | 各市町の社会教育担当者とともに、課題解決に向けた研修・事業を行う。 |
| 人権・同和教育担当者の開催 | 各教育局 | | 各市町の人権教育担当者、推進者等と共に課題解決に向けた研修を実施し、指導直向上に努める。【再掲1(3)②】 |
| スキルアップセミナー | 船上山少年自然の家 | | 学生を対象としたボランティア育成講座。主催事業を主体となって企画し、体験活動等を推進する人材を育成する。 |
| 指導者養成講座 ①在学青年交歓のつどい ②自然体験活動実践道場 ③大山歴史探訪（青年交流） | 大山青年の家 | | ①地域に根ざした活動を計画し、実践することで高校生ボランティアの育成を図る。②自然体験活動のプログラムを体験し、社会教育関係団体の今後の活動に生かせる指導者を養成する。③青年団員の交流を図り、地域の活性化の要となる若者を育成する。 |

(2)家庭教育の充実

①家庭の教育力の向上

・保護者同士のネットワークの形成を進めるとともに、保護者への多様な学習機会の提供や、関係機関と連携した相談体制の整備など、家庭教育の支援を充実します。

・PTA等と連携しながら生活習慣の大切さについて啓発するとともに、家庭での取組を呼びかけ、子どもたちの基本的な生活習慣や学習習慣の定着を図ります。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|---|----------------|------|--|
| 保護者と連携した生活習慣づくり | 教育総務課 小中学校課 | ○ | 子どもたちの望ましい生活習慣の定着の取組を進める。（「心とからだいきいきキャンペーン」等） |
| とっとりふれあい家庭教育応援事業 | 小中学校課 | ○ | 学び合い、支え合える保護者同士の仲間づくりと、親としての役割や子どもとの接し方などを学ぶ機会を提供する。 |
| 家庭教育支援事業（国補助事業） | 小中学校課 | | 市町村の家庭教育支援チームによる活動や親への学習機会の提供を支援する。 |
| PTA日韓交流事業 | 小中学校課 | | 江原道（学校運営委員会や保護者会）と鳥取県（PTA）が相互派遣による交流事業を行う。 |
| PTAと連携した家庭教育の充実 | 各教育局 | | 【東部教育局】PTA関係団体と連携し、子どもたちの基本的な生活習慣の習慣化を図るためのワークショップを行う。 |
| ファミリーキャンプ 船上山 ウインターフェスティバル | 船上山少年自然の家 | | 夏季にはカヌーやイカダ等のダム湖活動、また、冬季にはスノーシューやスノーチューブ等の活動をとおり、家族同士のふれあいや親子の絆を深めることで、家庭教育の充実を図る。 |
| エンジョイファミリー | 大山青年の家 | | 一人親家庭を対象にしたお泊まり会を実施し、家族の思い出を作るとともに、体験格差の是正を行う。 |
| 親子エンジョイカヌー・大山 ファミリー登山・親子エン ジョイスキー・春の親子フェ スティバル・秋祭り | 大山青年の家 | | 民間を含む社会教育機関・団体と連携して、自然体験等の本施設の機能を生かしたサービスを提供し、親子の絆を深める。 |

②社会全体による家庭教育の支援

・保護者が子育てしやすく、地域活動に参加しやすい職場環境づくりを推進するため、鳥取県家庭教育推進協力企業の増加に取り組み、企業の活動を支援します。

・関係団体と連携した啓発活動を行うなど、大人が子どもたちの模範となり、子どもたちの基本的な生活習慣の定着、規範意識やマナーの向上を図ります。

・幼稚園、保育所及び地域子育て支援センターが有する人的、物的資源を活用した施設の開放、保護者同士の交流、情報の提供、子育てに関する相談、助言などにより、子育て支援を進めます。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|----------------------------|---------|------|---|
| とっとりふれあい家庭教育応援事業 | 小中学校課 | ○ | 学び合い、支え合える保護者同士の仲間づくりと、親としての役割や子どもとの接し方などを学ぶ機会を提供する。【再掲1(2)①】 |
| 企業との連携による家庭教育推進事業 | 小中学校課 | | 保護者である従業員が子育てしやすく、また、地域活動に参加しやすい職場環境づくりに自主的に取り組んでいただける企業と協定を締結し、子育てしやすい職場環境等の整備を促進する。 |
| 社会教育団体による地域づくり支援事業 | 社会教育課 | | 社会教育関係団体の教育力を活用し、健やかに子どもたちを育む地域づくりを促進する。【再掲1(1)③】 |
| 子育て支援関係者研修会の実施 | 各教育局 | | 【西部教育局】 西部地区の子育て支援関係者が一堂に会し、日頃の実践の成果や課題を意見交換し連携を深める研修を行う。 |
| 関係団体等と連携した親や大人がモデルを示す運動の展開 | 青少年・家庭課 | | 青少年育成鳥取県民会議と連携し、「大人が変われば子どもも変わる運動」等を積極的に展開し意識啓発を図る。【再掲1(1)①】 |

③学校と家庭が協働した学力向上【再掲2-(5)】

- ・児童生徒が自らの目標に向かって粘り強く取り組む姿勢を育むための、学校と家庭の連携した取組を推進します。
- ・家庭学習記録ノートなどを活用した家庭での自学自習を促すとともに、予習や復習の習慣化につながる授業づくりを推進します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|-----------------|----------------|------|--|
| 保護者と連携した生活習慣づくり | 教育総務課 小中学校課 | ○ | 子どもたちの望ましい生活習慣の定着の取組を進める。（「心とからだいきいきキャンペーン」等）【再掲1(2)①】 |

(3)生涯学習の環境整備と活動支援

①生涯学習の推進

- ・とっとり県民カレッジなど、多くの世代が生涯にわたって学ぶことができる場を提供するとともに、その学習成果を、地域や家庭などに還元して、様々な社会問題の解決に向けて取り組んだり、心豊かに人生を送ることができるような社会の構築を目指します。
- ・個人の自立や住民の学習活動を通じた地域の活性化に重要な役割を果たす図書館や博物館、公民館等の地域の社会教育施設の活用を促進します。
- ・図書館におけるタイアップ講座など、高等教育機関の公開講座との連携を図り、県民の学習機会の拡大を図るとともに、今日的課題に対応するための学習機会を積極的に提供します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|-----------------------|--------|------|---|
| とっとり県民カレッジ事業 | 社会教育課 | | 様々な教育機関と連携して学習機会を提供し、生涯にわたって学ぶことができる環境づくりを行う。 |
| 県市町村社会教育振興事業 | 社会教育課 | | 各種研修会や社会教育主事講習、合同研究協議会等を実施し、市町村教育委員会事務局職員、公民館職員、社会教育関係者の人材育成を図る。【再掲1(1)③】 |
| 高等教育機関との連携による公開講座等の実施 | 図書館 | | 大学とのタイアップによる講座（鳥取大学サイエンスアカデミー、鳥取環境大学公開講座）の実施や鳥取大学地域貢献事業への協力を図る。 |
| 社会教育担当者会の開催 | 各教育局 | ○ | 各市町の社会教育担当者とともに、課題解決に向けた研修・事業を行う。【再掲1(1)①】 |
| 学社連携による生涯学習の推進 | 各教育局 | | 学社連携の推進へ向けての情報提供、助言を行う。 わくわく中部」の発行（生涯学習・社会教育に係る様々な情報提供を行う。） |
| 生涯学習実践道場 | 大山青年の家 | | 生涯学習実践者の発表と交流のつどいにより、生涯学習の実践力を高めると共に、社会貢献ネットワークの構築を図る。 |

②人権学習の推進

- ・社会全体で人権教育に取り組み、学校、家庭、地域、職場等あらゆる場で県民一人ひとりがより良い生き方や社会の在り方について考え、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることの認識を深めることができるよう支援します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|------------------|-------|------|--|
| 人権尊重のまちづくり推進支援事業 | 人権教育課 | ○ | 地域社会における人権尊重のまちづくりを住民一人ひとりが主体者として進められるよう、市町村と連携をはかりながら、市町村が行う人権教育施策、人権学習の充実に対する支援を行う。【再掲1(1)③】 |
| 社会人権教育振興事業 | 人権教育課 | | 県内の社会人権教育活動の充実を図るため、「人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会」の開催や各市町村単位で組織された「人権教育推進協議会」の活動を支援する団体に対し、支援を行う。【再掲1(1)③】 |

| | | | |
|--------------------|----------|---|--|
| 人権・同和教育の推進 | 各教育局 | | 人権・同和教育担当会の開催（各市町の人権教育担当者、推進者等と共に課題解決に向けた研修を実施し、指導力向上に努める。） [中部教育局] 中部地区人権教育懇談会の開催（PTA会員、市町の行政職員を対象に、課題解決に向けた研修を行う。） |
| とっとりユニバーサルデザイン推進事業 | 人権・同和对策課 | ○ | ・児童・生徒を対象として学校でUD（ユニバーサルデザイン）出前授業を実施。 ・企業や地域の方を対象に企業や公民館等でUD出前講座を実施。 ・青少年社会教育施設等でその利用者を対象としたUD体験学習を実施。 ・学校、企業、地域等でカラーUDの理解を促進するための出前講座等を実施。 |
| 拉致問題人権学習会 | 人権・同和对策課 | ○ | 北朝鮮当局による拉致問題について広く県民に理解を深めていただくため、学校や地域と連携・協力し、拉致被害者の家族の方を講師とする拉致問題人権学習会を実施。 |

③子どもの読書活動の推進

- ・「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン」に基づき、子どもが読書に親しむための機会の充実、環境の整備等を図り、関係機関が連携して、子どもの読書活動を推進します。
- ・ふるさと納税制度（寄付金）を活用し、子どもの読書環境やジュニアスポーツ等の充実を図ります。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|---------------------|-------|------|---|
| 鳥取県子ども未来基金費 | 教育総務課 | | ふるさと納税制度により本県に寄附された寄附金を「鳥取県子ども未来基金」に積み立て、子どもの読書活動の経費として活用する。 |
| 本の大好きな子どもを育てるプロジェクト | 社会教育課 | ○ | 子ども読書アドバイザーの派遣により、読書ボランティアの資質向上や保護者啓発を行うとともに、読書離れが顕著になる中学生に、本を読むことの意義を感じる体験を提供する。 |
| 子ども読書活動推進事業 | 図書館 | | 乳幼児期からの子どもの読書推進を図るため、子どもたちに日常接する職員（幼稚園教諭、保育士、公共図書館職員等）の養成や、市町村図書館児童図書部門の支援を行う。また、本が大好きな子どもと、子育てに絵本や図書館を利用する父親を増やすため、絵本の読み聞かせをする父親「読みメン」を増やす取組を行う。 |

④社会教育施設の機能の強化と利用促進

- ・船上山少年自然の家や大山青年の家などの青少年社会教育施設において、利用促進を図るとともに、学校と連携しながら、自然体験活動内容の充実や、今日的な課題に対応した取組を進めます。
- ・公民館をはじめとする社会教育施設が、地域の様々な課題や社会的ニーズに対応した「学習」の拠点、「人づくり、地域づくり」の拠点として機能するよう支援します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|---------------------|------------------------------|------|--|
| 県市町村社会教育振興事業 | 社会教育課 | | 各種研修会や社会教育主事講習、合同研究協議会等を実施し、市町村教育委員会事務局職員、公民館職員、社会教育関係者の人材育成を図る。【再掲1(1)③】 |
| 生涯学習センター運営費 | 社会教育課 | | 指定管理者に生涯学習センターの管理運営、「未来をひらく鳥取学」の運営及び生涯学習情報提供事業を委託する。 |
| 船上山少年自然の家・大山青年の家の運営 | 社会教育課 船上山少年自然の家 大山青年の家 | | 船上山少年自然の家・大山青年の家において、集団生活を通して、野外活動、自然探求、観察活動等を行うことにより、心身ともに豊かでたくましい青少年を育成する。 |
| 長期宿泊体験学習モデル事業 | 社会教育課 船上山少年自然の家 大山青年の家 | ○ | 県内東部・中部・西部地区小学校各1校1学年を対象とし、大自然の中で1週間程度の長期宿泊体験学習を実施することにより、望ましい人間関係を育み、集団生活をとおして与えられた役割を主体的に果たそうとする意欲や態度を身につける。 |
| 社会教育担当会の開催 | 各教育局 | | 各市町の社会教育担当者とともに、課題解決に向けた研修・事業を行う。【再掲1(1)①】 |
| 学社連携による生涯学習の推進 | 各教育局 | | 生涯学習・社会教育に係る様々な情報提供を行う。【再掲1(3)①】 |
| ハートフルキャンプ in 船上山 | 船上山少年自然の家 | | 県内小中学校の不登校傾向児童生徒、保護者、指導者40名を対象に、船上山や近隣の農家で自然や動物、人とのふれあいを通して心をリフレッシュさせ、学校復帰を図る。【再掲2(8)③】 |
| 防災キャンプ | 大山青年の家 | | 県消防防災課と連携してキャンプを実施し、防災意識の高揚を図るとともに、非常時における行動の基礎を学ぶ。 |

⑤図書館機能の充実

- ・「県民に役立ち、地域に貢献する図書館」を目指して、県立図書館の「仕事とくらしに役立つ図書館」「人の成長・学びを支える図書館」「鳥取県の文化を育む図書館」としての機能を充実します。
- ・県立図書館を核に、市町村立図書館、学校図書館や関係機関と連携し、より多くの県民の図書館活用を推進します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|--------------------------|-----------------------|------|--|
| 図書館ビジネス支援推進事業 | 図書館 | | 図書館が提供する高度なビジネス情報や機能について、フォーラム、セミナーや相談会等を開催して、県民、特に企業関係者にPRし、活用を図る。 |
| くらしに役立つ図書館推進事業 | 図書館 | | 地域の情報拠点として、県民の情報要求に応え、県民の生活課題に即した情報を提供する。特に、県民の関心が高い高齢者サービスや、障がい者への県民の理解、啓発を図るための取組の普及を図る。 |
| 郷土情報発信事業 | 図書館 | | すぐれた郷土資料（地域資料）の収集・保存を進め、後世へ伝えるとともに、郷土資料の普及・啓発、郷土関係文学者情報の発信を行う。 |
| 子ども読書活動推進事業 | 図書館 | | 乳幼児期からの子どもの読書推進を図るため、子どもたちに日常接する職員（幼稚園教諭、保育士、公共図書館職員等）の養成や、市町村図書館児童図書部門の支援を行う。また、本が大好きな子どもと、子育てに絵本や図書館を利用する父親を増やすため、絵本の読み聞かせをする父親「読みメン」を増やす取組を行う。【再掲】(3)③】 |
| 環日本海図書館交流事業 | 図書館 | | 環日本海諸国（地域）に関する資料収集・情報発信、図書館との図書交換等を行う。また、さらに広く海外情報を収集・提供する国際交流ライブラリーを設置し、県民の国際交流や異文化理解を支援する。 |
| 生きる力を育むとっとり学校図書館活用教育推進事業 | 図書館 小中学校課 高等学校課 | ○ | 就学前から小、中、高等学校まで、一貫した見通しを持った「とっとり学校図書館活用教育推進ビジョン」を策定するとともに、「とっとり学校図書館活用教育ハンドブック」を作成し、学校図書館関係職員の能力向上に資する研修を充実させ、学校現場での図書館活用教育を推進する。 |
| 市町村図書館等協力支援事業 | 図書館 | | 県内市町村図書館に対して職員研修と訪問相談を実施することで、各館職員のスキルアップと図書館サービスの充実に資するとともに、県立図書館と市町村図書館、高等学校・特別支援学校図書館等を結ぶ物流・連携のネットワークを構築することで、全県民への県立図書館資料とサービスの提供と、各館間の連携推進を実現する。 |
| 県立図書館開館25周年記念事業 | 図書館 | | 県立図書館の開館25周年を機に、県立図書館がミッションとする「県民に役立ち地域に貢献する図書館」の姿と今後のあり方について県民と一緒に考えるシンポジウムを開催するとともに、来館や利用及び読書を促すキャンペーンを実施する。 |

⑥博物館機能の充実

- ・県民が、自然、歴史・民俗、美術等について、常設展示、企画展、講演、体験活動等を通じて、教養を高め、感動や新たな発見が生まれる「魅力ある博物館」づくりを推進します。
- ・県立博物館と学校教育との連携を強化し、児童生徒の体験をとおした学習を支援するとともに、授業の充実に資する講座の提供に努めます。
- ・施設の老朽化や資料の増加による収蔵庫の狭隘化等について、改善に取り組みます。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|----------------|-----|------|---|
| 企画展開催費 | 博物館 | ○ | 鳥取県の自然・歴史・美術に関するものや世界的・全国的に貴重なものについて、資料や作品、研究成果等を企画展として広く県民に紹介する。 |
| 博物館・山陰海岸学習館運営費 | 博物館 | | 博物館及び山陰海岸学習館の運営と適切な維持管理等を行う。 |
| 博物館交流事業 | 博物館 | | 中国、韓国、ロシアの博物館と職員の相互派遣などを通して相互の博物館交流について意見交換等を行う。 |
| 収蔵資料管理事業 | 博物館 | | 博物館の収蔵資料を害虫やカビ類から守るための対策や調査を行う。 |
| 自然・人文・美術事業費 | 博物館 | | 自然、人文、美術資料の収集、修復や調査・研究を行い、その成果を各種展示や教育普及活動に反映するとともに、常設展示等で紹介する。 |
| 博物館普及事業費 | 博物館 | ○ | 県民の生涯学習や学校教育を支援するために、各種の講座や体験学習会、移動博物館などを実施するとともに、博物館の活動、研究成果、利用方法などについて広く情報発信する。 |
| 鳥取藩絵師粉本類修復事業 | 博物館 | | 鳥取藩絵師の小畑稻升・黒田稻卓・沖一峨の門人らを中心とする粉本類を修復し、江戸時代の鳥取藩絵師の制作活動の解明や、展示での公開を行う。 |
| 山陰海岸学習館事業費 | 博物館 | ○ | 山陰海岸ジオパークの拠点施設として適切な管理運営を行うとともに、展示資料の充実や調査研究、ジオパークの魅力を学ぶ観察会や講座の開催を行う。 |
| 美術館整備基本構想策定事業 | 博物館 | ○ | 美術館整備に係る基本構想を策定するとともに、県民の意見を聞くための県民意識調査やシンポジウムを実施する。 |

目標2 学ぶ意欲を高める学校教育の推進

(4) 幼児教育の充実

① 幼児教育の充実

- ・生涯にわたる人間形成と教育の基礎を培うため、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育を充実、発展させます。
- ・子どもや社会の変化に対応するため、子どもの情緒の安定と主体的な活動を促す幼児教育の環境をつくりを支援します。
- ・幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との間で、子どもたちの生活状況や、それぞれの子どもたちの発達の特性に応じた教育課題を共有できる体制づくりを進めます。
- ・県内幼稚園の新規採用者を対象とした新規採用教員研修や希望制による専門研修を実施し、教員の指導力向上を図ります。
- ・「鳥取県幼児教育振興プログラム」（改訂版）や「鳥取県幼保小連携カリキュラム」を活用した取組を展開し、幼児教育の充実に取り組みます。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|------------------|--------|------|---|
| 幼児教育充実活性化事業 | 小中学校課 | ○ | 「鳥取県幼児教育振興プログラム」、「幼保小連携カリキュラム」に基づき、義務教育以降の学びの基礎となる質の高い幼児教育の全県展開をめざして、幼稚園・保育所・認定こども園の教職員の指導力向上と小学校教育との連携推進を図る。 |
| 教職員研修費（幼稚園教員研修） | 教育センター | | 県内幼稚園・幼保連携型認定こども園の新規採用教員研修や希望制による専門研修を実施する。 |
| 幼保・小の円滑な接続の推進 | 各教育局 | ○ | 「鳥取県幼児教育振興プログラム（改訂版）」「鳥取県幼保小連携カリキュラム」に基づき、研修会や園訪問を通して幼児教育・保育の質の向上と小学校教育との連携推進を図る。 |
| 保育・幼児教育の質の向上強化事業 | 子育て応援課 | | 保育士・幼稚園教諭を対象に多様化する保育や幼児教育のニーズや課題に合わせた研修を行い、職員の資質向上を図るとともに、幼児教育専任指導主事及び保育指導員による保育所等の訪問指導を実施し、保育の質の向上を目指す。 |

② 子育て支援の充実

- ・子どもを主体とした幼稚園、保育所等における子育て支援を充実します。
- ・家庭における教育の重要性や子育てに関する保護者の意識を高めるとともに、幼児期の教育についての関心を深めます。
- ・子育てに関し、特に支援が必要な家庭への対応を強化します。
- ・保護者同士の仲間づくりを進めます。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|------------------------------|--------|------|---|
| とっとりふれあい家庭教育応援事業 | 小中学校課 | ○ | 学び合い、支え合える保護者同士の仲間づくりと、親としての役割や子どもとの接し方などを学ぶ機会を提供する。【再掲1(2)①】 |
| 幼保・小の円滑な接続の推進 | 各教育局 | ○ | 「鳥取県幼児教育振興プログラム（改訂版）」「鳥取県幼保小連携カリキュラム」に基づき、研修会や園訪問を通して幼児教育・保育の質の向上と小学校教育との連携推進を図る。【再掲2(4)①】 |
| 子育て応援市町村交付金事業（子育て力向上支援事業） | 子育て応援課 | | 幼稚園、保育所等を利用する保護者に保育者体験を推進することで、子どもの育ちや保育・教育に関する保護者の理解を促進し親の子育て力高めるとともに、幼稚園、保育所等における保育・教育の質の向上を図る。 |
| 子育て支援活動・預かり保育推進事業 | 子育て応援課 | | 平日・休日等預かり保育や地域への園開放、保護者に対する教育相談等、子育て支援活動に要する経費に対して助成する。 |
| 子育て応援市町村交付金事業（市町村子育て支援員配置事業） | 子育て応援課 | | 子育てに不安や課題を抱える地域の子育て家庭を広域的にサポートする子育て支援員を保育所等に配置する。 |

(5) 学力向上の推進

① 学校と家庭が協働した学力向上【1-(2)に再掲】

- ・児童生徒が自らの目標に向かって粘り強く取り組む姿勢を育むための、学校と家庭の連携した取組を推進します。
- ・家庭学習記録ノートなどを活用した家庭での自学自習を促すとともに、予習や復習の習慣化につながる授業づくりを推進します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|-----------------|----------------|------|--|
| 保護者と連携した生活習慣づくり | 教育総務課 小中学校課 | ○ | 子どもたちの望ましい生活習慣の定着の取組を進める。（「心とからだいきいきキャンペーン」等）【再掲1(2)①】 |

②自らの将来に夢や目標を持ち、主体的に学習する児童生徒の育成

- ・ 教員、保護者、児童生徒に対して、望ましい学力観、勤労観、職業観を育成し、学習の必要性の共通理解と普及を図ります。
- ・ キャリア教育や様々な体験、探究活動等を推進することにより、自らの将来に夢や目標を抱かせ、実現に向けた意欲を高める取組を行います。
- ・ PTA等と連携しながら生活習慣の大切さについて啓発するとともに、家庭での取組を呼びかけ、子どもたちの基本的な生活習慣や学習習慣の定着を図ります。【再掲1-(2)】
- ・ 体験活動や探究的な学習に取り組む学校の増加を図ります。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|-------------------------------|----------------|------|---|
| 保護者と連携した生活習慣づくり | 教育総務課 小中学校課 | ○ | 子どもたちの望ましい生活習慣の定着の取組を進める。（「心とからだいきいきキャンペーン」等）【再掲1(2)①】 |
| PTA日韓交流事業 | 小中学校課 | | 江原道（学校運営委員会や保護者会）と鳥取県（PTA）が相互派遣による交流事業を行う。【再掲1(2)①】 |
| 鳥取県版キャリア教育推進事業 | 高等学校課 | ○ | 生徒一人ひとりが、将来、社会的に自立していくために、基盤となる能力や態度を育てるためのキャリア教育を全ての県立高校で実施し、夢や希望に向かって果敢にチャレンジし、将来の日本や鳥取県に貢献する気概のある生徒を育成する。 |
| キャリア発達支援事業 | 高等学校課 | | 生徒が自分の将来に明確な目標を持ち、社会人・職業人として自立していけるように、社会のニーズ等を踏まえ、生徒一人ひとりの特性に応じた進路指導の改善や資格取得の促進を行う。 |
| 未来につなぐ高校生活支援事業（とっとり夢プロジェクト事業） | 高等学校課 | | 創造力とチャレンジ精神を持った高校生の自由な発想での主体的な企画・活動を支援することにより、高校生の自主性や個性を伸ばすとともに、学校や地域の活性化につなげる。 |
| 定時制通信制教育振興費 | 高等学校課 | | 経済的に困窮しているため就業し家計を支えている生徒や、不登校などの悩みを抱えた生徒が在籍している定時制課程及び通信制課程の教育の振興を図る。 |
| 中学校のための高等学校理解促進事業 | 高等学校課 | | 中学生や保護者及び中学校の教員等の高等学校に対する理解促進を図るため、参観週間等の実施や進路指導資料の作成・配布を行う。 |
| 鳥取発!高校生グローバルチャレンジ事業 | 高等学校課 | | 国内企業（県内企業を含む）の海外進出や外国人雇用、あるいは英語の社内公用語化などのグローバル社会の到来を迎え、グローバル化に対応できるよう留学などの海外体験を通じて、柔軟な思考力や豊かな表現力を持ち、国際社会で活躍する人材を育成する。 |
| 入学選抜諸費 | 高等学校課 | | 平成28年度鳥取県立高等学校入学選抜を実施する。 |

③基礎学力の確実な定着とさらなる伸長

- ・ 基礎的、基本的な知識、技能を確実に習得させ、児童生徒の個に応じた学力の伸長を図ります。
- ・ 全国学力・学習調査の結果等を有効に活用し、現状分析に基づいて、課題解決に向けた授業実践に取り組むなど、学校でのPDCAサイクルの確立を目指します。
- ・ 自らの学校が抱える課題をしっかりと把握し、その解決に向けて、コミュニティスクールの導入や土曜日を活用した取組など、先進的に取り組もうとする学校に対して、積極的な支援を行います。【再掲3-(11)】

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|------------------------|-------|------|--|
| 小中連携で取り組む授業改革ステップアップ事業 | 小中学校課 | ○ | 小中学校9年間を通じた学力向上を図るため、計画・実施・評価・改善プランを明確にして授業改革等の学力向上策に取り組む教育研究団体や中学校区を、各団体、市町村、県との協働体制によって支援し、成果を全県に普及させる。【再掲2(5)④】 |
| 学力向上実践研究推進事業 | 小中学校課 | | 教育課程の基準の見直しに係る実証的研究と、先導的な指導方法や教材開発等の調査研究に総合的に取り組む。 |
| 土曜授業等実施支援事業 | 小中学校課 | ○ | 全ての子どもたちの土曜日における教育活動の充実を図るため、学校・家庭・地域が連携・協力して行う学校における授業、地域における多様な学習や体験活動の機会の充実などの取組を推進する。【再掲1(1)②】 |
| 未来を拓く学力向上事業 | 高等学校課 | | 学校の枠を超えた連携を深め、教員同士が協働して教科指導力の向上に取り組むことにより、各教科等における授業改善を一層進める。また、生徒同士が切磋琢磨しながら、進路実現に向けて学習意欲を高め、学力の向上を図る。 |
| 外国語教育改善指導費 | 高等学校課 | | グローバル化が進化した現代社会において必要となる外国語教育の充実を図るため、県立高校に語学指導等を行う外国語指導助手（ALT）を配置する。また、英語担当教員の指導力向上を図るため、教員を英語圏に長期間派遣し研修を行う。 |
| 外部人材活用事業 | 高等学校課 | | 地域社会と連携した高等学校教育を推進するため、先端技術や各教科に関する専門分野の優れた知識・技能を有する一般の社会人や大学教員を、各教科の一部の領域を教授する講師として招聘する。 |
| イングリッシュチャワールーム設置事業 | 高等学校課 | | 中学生の英語力向上対策の一環として、中学校の中に、日常的に英語に触れることができる場所（イングリッシュチャワールーム）を作り、外国人指導者を常駐させ、生徒の英語のコミュニケーション能力を高める。 |
| とっとりイングリッシュクラブ | 高等学校課 | | 中学生と高校生を対象に、年間を通じて英語による体験活動を実施し、英語によるコミュニケーション能力の伸長を図る。 |

| | | | |
|--------------------|-------|---|---|
| グローバル・リーダー育成事業 | 高等学校課 | | 将来様々な分野において国際的に活躍できるグローバル・リーダーを高等学校段階から育成するため、国事業を活用して、国内外の大学や企業、国際機関等と連携を図り、英語を使う機会の飛躍的増加、先進的な人文科学・社会科学分野の教育の重点化等に取り組む高等学校等を指定し、質の高いカリキュラムの開発・実践やその体制整備を支援する。 |
| ICTを活用した学び直しプロジェクト | 高等学校課 | | 基礎的な学力が不足し、学習への興味関心を持ってない生徒等に対し、学校独自の基礎科目（学び直し）を設定し、ICT機器を活用しながら、中学校で学習してきた内容を振り返らせ、学習及び学力の定着指導を行うとともに、高校の学習内容への効果的な接続を研究し、生徒の学ぶ意欲を育成する。 |
| 学力向上への取組 | 各教育局 | ○ | <p>[東部教育局] 確かな学力を育む授業改善への支援（ポイント集を活用しながら、確かな学力を育むことを目指した授業改善等のワークショップを開催するとともに、研究指定校を中心とした授業についての指導・支援を行う。）</p> <p>[中部教育局] 中部版スクラム教育の推進（中部地区の各学校、市町教育委員会、局でチームを作り、各学校の学級経営の充実、特色ある研究推進を進め、小中9年間一貫した確かな学力の向上を図る。）</p> <p>学校教育目標の達成につながる校内研究の推進（小中学校の校内研究に関わる状況把握及び体制づくりへの継続した指導・支援、情報提供を行う。）</p> <p>[西部教育局] 学校教育目標の達成につながる授業力・学級経営力の向上（「学習評価のすすめ方」「学級経営の手引き」を活用して、子どもに確実に力をつける授業づくりや学力向上を支える学級づくりについて継続した指導・支援、情報提供を行う。）</p> |

④教員の授業力向上

- ・児童生徒が、「分かる喜び」や「できる楽しさ」を実感し、学習意欲を高める授業、課題解決能力や思考力を育む授業が展開できるよう、教員の授業力を高め、授業改革を進めます。【3-(12)に再掲】
- ・教員が、認知科学、学習科学、教科指導を貫く学習理論や指導の手法を学ぶなど、授業の幅を広げる取組を進めます。
- ・授業の満足度を測るためのアンケートを活用するなどしながら、授業に満足する生徒の増加を図ります。
- ・授業改革に取り組む教育研究団体の活動を支援し、連携して教職員の研究活動の活性化を図ります。【3-(12)に再掲】

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|------------------------|---------------------------|------|---|
| エキスパート教員ステップアップ事業 | 小中学校課 | | 教科指導等に卓越した力を有するエキスパート教員を中学校区に配置し、ティームティーチングによる授業を実施する。また、同一市町村内の他の学校等からの依頼に応じて指導助言を行うなどして、その資質能力を複数の学校に活用し、教職員の指導力向上を図り、広く学校の教育力を高める。【再掲3(12)①】 |
| 小中連携で取り組む授業改革ステップアップ事業 | 小中学校課 | ○ | 小中学校9年間を通じた学力向上を図るため、計画・実施・評価・改善プランを明確にして授業改革等の学力向上策に取り組む教育研究団体や中学校区を、各団体、市町村、県との協働体制によって支援し、成果を全県に普及させる。 |
| エキスパート教員の育成・活用 | 小中学校課 特別支援教育課 高等学校課 | | 授業の公開や研修を通して「エキスパート教員」の優れた指導技術を普及させていくことにより、本県教員の指導力向上を図り、エキスパート教員の一層の認定・育成・活用を進める。 |
| 特別支援教育における授業力向上事業 | 特別支援教育課 | ○ | 特別支援学校教職員の専門性と授業力を向上させるために、長期研修派遣や授業実践等に取り組める環境を設定し、幼児児童生徒一人一人の障がい特性と発達に応じた指導ができるようにする。 |
| 学校教育支援事業 | 教育センター | | 学校訪問型の研修や研究団体と連携した研修を実施する。学校支援体制の充実と学校との共同研究や成果還元による授業力・学校教育力の向上を図る。 |
| 教職員研修費 | 教育センター | | 教職経験等に応じて職務遂行に必要な資質・指導力の向上をめざした研修を実施する。新任司書教諭研修や講師研修（高・特）、寄宿舎指導教員研修を新設する。 |
| 教科・領域指導力向上ゼミナール | 教育センター | | 教育課題についての専門的知識を基盤とした少人数・高度化・開放型の実践的研修を実施して、中核となる教員の指導力向上を図る。（小学校学級経営、中学校・高等学校特別支援教育） |
| 英語教育強化推進事業 | 高等学校課 | | 新学習指導要領の全面実施に向け、教員の指導力向上と、小・中・高それぞれの段階の学習到達目標の設定とその実現状況を把握管理する。また、グローバル化に対応した教育環境づくりのモデルとして、小中高が連携した英語教育の強化地域を指定し、先導的な英語教育を推進する。 |

| | | | |
|-------------------------|-----------------|---|--|
| 21世紀型能力を育む次世代授業創造プロジェクト | 教育センター 高等学校課 | ○ | 21世紀型能力を育む授業改革を推進するため、校種を超えた連携教育の研究を進めるとともに、最新の知見を取り入れた学習科学に基づく授業を設計・実践・公開し、授業改革の全県的な普及を図る。 |
| 授業力向上への取組 | 各教育局 | ○ | [東部教育局] 教員の授業力向上を図る校内研修への支援（ポイント集を活用し、小中学校の校内研修の充実に向けた取組に対する支援を行う。） [中部教育局] 学校教育目標の達成につながる校内研究の推進（小中学校の校内研究に関わる状況把握及び体制づくりへの継続した指導・支援、情報提供を行う。） 「確かな学力の向上をめざして」の発行（毎月、教育課題に応じて先進事例や取組方法等をまとめた「確かな学力の向上をめざして」を発行し、各市町教育委員会や学校へ情報提供する。） [西部教育局] 西部地区学びをつなぐ・心をつなぐ・生活をつなぐ連携推進事業（中学校区の授業づくりを一層推進するために、「10の視点」や「校内授業研究充実のためのポイント」を活用して、一貫性・継続性のある支援を行う。） |

⑤学び合い、つながる環境づくり

- ・「未来を拓くスクラム教育推進事業」での学校種を超えた連携取組の成果を、保護者、児童生徒、教職員と共有しながら、全県に拡大するよう取り組みます。
- ・体験活動や探求（探究）的な学習の成果発表会や小論文指導、各教科における言語活動などの充実、学び合う環境づくりを進め、児童生徒のチャレンジ精神、創造力、コミュニケーション能力などを育成します。
- ・教員同士が学び合い、高め合うネットワークづくりを推進します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|--|----------------|------|---|
| 小中連携で取り組む授業改革ステップアップ事業 | 小中学校課 | ○ | 小中学校9年間を通じた学力向上を図るため、計画・実施・評価・改善プランを明確にして授業改革等の学力向上策に取り組む教育研究団体や中学校区を、各団体、市町村、県との協働体制によって支援し、成果を全県に普及させる。【再掲2(5)④】 |
| エキスパート教員ステップアップ事業 | 小中学校課 | | 教科指導等に卓越した力を有するエキスパート教員を中学校区に配置し、ティームティーチングによる授業を実施する。また、同一市町村内の他の学校等からの依頼に応じて指導助言を行うなどして、その資質能力を複数の学校に活用し、教職員の指導力向上を図り、広く学校の教育力を高める。【再掲3(12)①】 |
| スクラム教育による校種間連携（教科でつながる中・高等学校の連携教育、21世紀型能力を育む次世代授業創造プロジェクト） | 小中学校課 高等学校課 | ○ | 指定した6地域の中学校と高等学校とが連携して、中高6年間を見通した学習内容の定着や応用力を伸ばす教科指導体制づくりなどに取り組む。また、6地域のうち3地域は小学校とも連携し、本県における初等中等教育の充実を推進する。 |
| 県立高校土曜授業等実施事業 | 高等学校課 | ○ | 土曜日において、生徒にこれまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えるため、土曜授業の実施に取り組むとともに、土曜日の特性を活かして、学校と地域が連携した多様な学習や体験活動等の機会の充実に取り組む。 |
| 未来を拓く学力向上事業 | 高等学校課 | | 学校の枠を超えた連携を深め、教員同士が協働して教科指導力の向上に取り組むことにより、各教科等における授業改善を一層進める。また、生徒同士が切磋琢磨しながら、進路実現に向けて学習意欲を高め、学力の向上を図る。【再掲2(5)③】 |

⑥カリキュラム改善

- ・県立高等学校の学科、コース、カリキュラムを社会の要請に応じて、改善します。
- ・司書教諭、学校図書館司書を核として、学校図書館の学習・情報センター機能の活用強化に学校全体で取り組み、全教科で学校図書館を計画的に利用し、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動の充実を図ります。
- ・県立図書館、県立博物館において、授業等での必要な資料、活動の場の提供等を通して授業づくりを支援します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|------------------------------|-------|------|--|
| 小中連携で取り組む授業改革ステップアップ事業 | 小中学校課 | ○ | 小中学校9年間を通じた学力向上を図るため、計画・実施・評価・改善プランを明確にして授業改革等の学力向上策に取り組む教育研究団体や中学校区を、各団体、市町村、県との協働体制によって支援し、成果を全県に普及させる。【再掲2(5)④】 |
| 指導方法の改善に関する実践研究（教育課程研究指定校事業） | 高等学校課 | | 新学習指導要領の実施を踏まえ、県立高校2校を国立教育政策研究所教育課程研究センター研究指定校に指定し、生徒の知識・技術の定着・向上のための指導と評価の工夫改善に関する実践研究を行う。（県立高校2校） |

| | | | |
|------------------------------------|-----------------------|---|--|
| 鳥取県版キャリア教育推進事業（地域の産業界と学校のネットワーク会議） | 高等学校課 | ○ | 地域の産業界と連携して、各学校に応じた教育プログラムを設定する。 |
| 特例教育課程による地域研究事業（教育研究開発事業） | 高等学校課 | | 教育課程の改善に資する実証的資料を得るため、県立高校1校を文部科学省「教育研究開発事業」の研究開発学校に指定し、現行の学習指導要領によらない教育課程の編成・実施を認めることにより、新しい教育課程、指導方法について、研究開発を行う。（県立高校1校） |
| 生きる力を育むとっとり学校図書館活用教育推進事業 | 図書館 小中学校課 高等学校課 | ○ | 就学前から小、中、高等学校まで、一貫した見通しを持った「とっとり学校図書館活用教育推進ビジョン」を策定するとともに、「とっとり学校図書館活用教育ハンドブック」を作成し、学校図書館関係職員の能力向上に資する研修を充実させ、学校現場での図書館活用教育を推進する。【再掲1(3)⑤】 |

⑦児童生徒へ科学やものづくりの楽しさを知る機会の充実

- ・児童生徒の科学、ものづくりに対する興味関心を高め、地域産業を担う人材育成につなげます。
- ・科学やものづくりを学ぶ高校への進学希望率の向上を図ります。
- ・学芸員の派遣や博物館資料の貸出し、講座や講演会の開催などにより、科学やものづくりの楽しさを伝えるとともに、教員への教材づくり支援などにより、観察、実験など体験を通じた学習の充実に取り組みます。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|-------------------------|----------|------|---|
| 平成27年度「科学の甲子園ジュニア」鳥取県大会 | 小中学校課 | | 「科学の甲子園ジュニア」全国大会への出場権をかけた科学の競技会を開催し、県内の科学分野に関心をもつ中学生が集い、切磋琢磨することで、理数系分野の学習意欲の一層の向上を図る。 |
| サイエンス教育推進事業 | 教育センター | | 小・中学校教員を対象とする観察・実験に関する研究協議会、理科の観察・実験の基礎的な指導技術習得のための出前講座を実施し、児童生徒の科学への興味関心を喚起するための教員の理数教科の指導力の向上を図る。 |
| 博物館普及事業費 | 博物館 | ○ | 県民の生涯学習や学校教育を支援するために、各種の講座や体験学習会、移動博物館などを実施するとともに、博物館の活動、研究成果、利用方法などについて広く情報発信する。【再掲1(3)⑥】 |
| 楽しむ科学まなび事業 | 教育・学術振興課 | | 子どもたちに、身近な科学を体験・実感する、また、最先端の科学に触れるなどの機会を継続的に提供するとともに、興味関心の度合いや成長段階に応じた施策を講じることにより、科学的思考力を高め、次代を担う人材を育成する。（サイエンスワールド、科学実験教室等を実施） |
| 未来に役立つ「ものづくり教育」実践事業 | 教育・学術振興課 | ○ | 鳥取大学や鳥取環境大学などが産学官協働で取り組む「ものづくり協力会議」が行う、子どもから大人まで一貫通貫の「ものづくり教育」の実践活動を支援する。（FabLab開設・運営、中高生向け研修、指導者育成支援等を実施） |

(6)特別支援教育の充実

①自立と社会参加の促進を目指した教育環境の整備

- ・障がいのある幼児児童生徒の自立と社会参加の実現を目指し、個別の教育的ニーズに的確に応える教育を受けることができるよう、教育環境の整備に努めます。
- ・県立特別支援学校におけるICTの活用を推進し、子どもたちの学力向上や学びに対する意欲を引き出す取組を進めます。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|--------------------------------|------------------|------|---|
| 特別支援学校ICTサポート事業（県立学校ICT環境整備事業） | 教育環境課 特別支援教育課 | ○ | 特別支援学校教員への機器活用サポートや教材作成を支援する巡回相談、各学校のICT教育推進者の養成、特別支援学校と高等学校の生徒とのiPadを活用した交流及び共同学習の実施などにより、ICTを活用した教育を推進する。 |
| 県立学校裁量予算事業（特別支援学校運営費） | 教育環境課 特別支援教育課 | | 学校運営費、教職員旅費、指導充実費（特別支援学校）の総額を年度当初に学校に一括配分し、学校長の裁量による予算執行により、独自性を発揮した学校運営を行う。 |
| 特別支援学校寄宿舎運営費 | 教育環境課 特別支援教育課 | | 鳥取盲学校、鳥取聾学校、琴の浦高等特別支援学校の児童生徒の通学を支援するため、寄宿舎の設置及び運営を行う。 |
| 教育実習設備整備費（特別支援学校） | 教育環境課 | | 県立特別支援学校において、授業等で必要となる実習設備の新規整備及び老朽化による更新を行う。 |
| 特別支援学校エアコン整備事業費 | 教育環境課 | | 県立特別支援学校のエアコンが老朽化しているため、特に緊急性の高いエアコンについて更新を行う。 |
| 学校裁量予算指導充実費 | 特別支援教育課 | | 学校長が独自性を発揮した学校運営ができるよう、学校長裁量による予算執行を認めることにより、学校の自立度を高め、児童生徒等の状況に応じた学校づくりを進める。 |
| 県立琴の浦高等特別支援学校運営管理費 | 教育環境課 特別支援教育課 | | 県立琴の浦高等特別支援学校の円滑な運営及び維持管理を行う。 |

| | | | |
|-------------------------|---------|---|--|
| 県立琴の浦高等特別支援学校寄宿舎運営管理費 | 教育環境課 | | 県立琴の浦高等特別支援学校寄宿舎及び厨房施設の円滑な運営及び維持管理を行う。 |
| 特別支援学校非常用発電機整備事業 | 特別支援教育課 | | 医療的ケアに必要な児童生徒が在籍する県立特別支援学校に、災害時における医療機器の電源確保のため、インバータ発電機を整備する。 |
| 皆生養護学校病弱高等部整備事業費 | 教育環境課 | | 県立皆生養護学校の病弱高等部教室棟整備後に、工事損傷事後調査を実施する。 |
| 倉吉養護学校水治訓練室整備事業 | 教育環境課 | | 県立倉吉養護学校の肢体不自由の児童生徒が自立活動である水治訓練を校内で行えるよう水治訓練室の整備を行う。 |
| 地域で進める特別支援教育充実事業 | 特別支援教育課 | ○ | 「共生社会」の形成に向けて、障がいのある幼児児童生徒の自立と社会参加を目指した取組を進め、地域におけるインクルーシブ教育システム構築を推進する。 |
| あいサポート・特別支援学校合同文化祭開催事業 | 特別支援教育課 | ○ | 県内小中学校や他県特別支援学校等の参加による特別支援学校合同文化祭を開催する。県民への積極的な参加と理解啓発を進め、交流の機会とする。 |
| 共生社会をめざす文化・芸術活動支援事業 | 特別支援教育課 | | 各学校における文化・芸術活動を充実させるため、必要となる外部講師等の支援を行う。また、鳥取で開催される近畿高等学校総合文化祭へ参加するための、事前の合同練習に係る異動経費等の支援を行う。 |
| 学校交流等による障がい者スポーツ振興事業 | 特別支援教育課 | ○ | 学校間交流を通して、障がい者スポーツの振興を図るとともに、障がいのある子どもとない子どもが障がい者スポーツの楽しさをともに味わい、障がいのある人の社会参加や障がいに対する理解を深める。 |
| 特別支援学校スクールソーシャルワーカー配置事業 | 特別支援教育課 | | いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、生徒のおかれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の充実を図る。 |
| 教職員研修費（情報モラル研修） | 教育センター | | 初任者研修、5年目研修、10年経歴者研修等においてICT活用教育や情報モラルに係る研修を実施する。【再掲2(7)②】 |
| 全校体制で取り組む特別支援教育の推進 | 各教育局 | | <p>[東部教育局] 巡回相談を活用して、校内支援体制整備について助言する。局主催の相談会を開催し、手引やポイント集を活用して特別支援学級経営への指導の充実を図る。</p> <p>[中部教育局] 巡回相談を活用し、校内支援体制整備について助言する。中部特別支援教育連絡会を定期的に開催し、市町教育委員会指導主事、LD等専門員、特別支援学校コーディネーターと情報共有しながら特別支援教育の推進を図る。</p> <p>[西部教育局] 保育所・小学校・中学校・高等学校における児童生徒の学びの質を高める授業づくり・生活づくりや教育活動の充実を推進するための学校訪問や研修会を実施する。『西部教育局版特別支援教育充実のためのパンフレット』を活用し、市町村教育委員会の指導主事と連携して特別支援教育についての指導の充実を図る。</p> |

②特別支援学校のセンター的機能と学校間連携の推進

・県立特別支援学校において、教育相談や研修など、地域の特別支援教育の拠点として、機能の一層の充実を図ります。

また、域内の教育資源を組み合わせ、学校間連携を推進することにより、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進に努めます。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|-----------------------------------|---------|------|--|
| 特別支援学校管理・運営事業 | 特別支援教育課 | | 特別支援学校のセンター的機能の充実を図るとともに、医療的ケアに係る体制整備等、特別支援学校に在籍する児童生徒等の障がいの種類や程度に応じた教育ができるよう特別支援学校を充実・整備する。 |
| 地域で進める特別支援教育充実事業（特別支援学校機能強化モデル事業） | 特別支援教育課 | ○ | 特別支援学校の専門性の向上を更に進めるとともに、地域内のセンター的機能の強化を図る。【再掲2(6)①】 |

③幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校間での連続性のある教育の推進

・早期からの教育相談、支援の充実に向け、関係機関との連携を図りながら、適切な就学先決定の仕組みづくりに努めます。

・幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校においては、発達障がいを含めた障がいのある幼児児童生徒への連続性のある教育の推進に努めます。

・各保育所、学校が、園内、校内委員会を開催し、適切な支援方法の検討に取り組めるよう支援を行います。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|--|----------|------|--|
| 幼児教育充実活性化事業 | 小中学校課 | ○ | 「鳥取県幼児教育振興プログラム」、「幼保小連携カリキュラム」に基づき、義務教育以降の学びの基礎となる質の高い幼児教育の全県展開をめざして、幼稚園・保育所・認定こども園の教職員の指導力向上と小学校教育との連携推進を図る。【再掲2(4)①】 |
| 発達障がい児童生徒等支援事業 | 特別支援教育課 | ○ | 小・中・高等学校等において、発達障がいのある児童生徒等への適切な指導・支援を行うとともに、より一層の体制整備の充実を図る支援を行う。 |
| 特別支援教育振興費 | 特別支援教育課 | | 障がいのある児童・生徒の適切な就学先決定のため、鳥取県就学支援委員会を開催するとともに、特別支援教育に携わる教員の専門性向上を図るための免許法認定講習等を実施し、障がいのある幼児・児童・生徒への全般的な支援を行う。 |
| 地域で進める特別支援教育充実事業（特別支援教育総合推進事業） | 特別支援教育課 | ○ | 小・中・高等学校等において、一貫した支援を行うために、地域内において関係機関との連携強化を図り、より一層の体制整備の充実を図る支援を行う。【再掲2(6)①】 |
| 地域で進める特別支援教育充実事業（早期からの教育支援体制構築事業） | 特別支援教育課 | ○ | 障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた柔軟できめ細やかな対応ができる早期からの一貫した支援体制の構築を進める。【再掲2(6)①】 |
| 地域生活支援事業（発達障がい者支援センター事業） | 子ども発達支援課 | | 発達障がいのある方への支援を、生涯を通じ一貫して行うために、『エール』発達障がい者支援センターを設置し、発達障がい児・者が豊かな地域生活を送ることができるように、相談支援、発達支援、就労支援、普及啓発の事業に取り組む。【再掲2(6)⑤】 |
| 障がい児等地域療育支援事業 | 子ども発達支援課 | | 在宅の障がいのある児童や保護者の相談にのったり、必要に応じて保育所や幼稚園等に医師や保育士などの専門スタッフを派遣し、相談・指導等を行う。【再掲2(6)⑤】 |
| 発達障がい者支援体制整備事業（発達障がい者支援人材養成事業） | 子ども発達支援課 | | 思春期から青年期の発達障がい児・者の相談・支援機関等の職員を対象に、適切な相談・支援ができる人材を養成するための研修を行う。【再掲2(6)⑥】 |
| 子どもの心の診療ネットワーク整備事業（子どもの心を支える診療医及び支援者スキルアップ研修等） | 子ども発達支援課 | | 市町村の保健師、保育士、教員等を対象に発達障がい支援に関する専門的な研修を行う。 |

④「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を活用した指導と支援の充実

・個別の教育的ニーズに応じた適切な指導と支援が、一層充実するよう、「個別の教育支援計画」に基づき、各教科等における配慮事項等を明確にした「個別の指導計画」の作成と活用を推進します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|--------------------------------|---------|------|---|
| 地域で進める特別支援教育充実事業（特別支援教育総合推進事業） | 特別支援教育課 | ○ | 小・中・高等学校等において、一貫した支援を行うために、地域内において関係機関との連携強化を図り、より一層の体制整備の充実を図る支援を行う。【再掲2(6)①】 |
| 心の育み支援事業 | 特別支援教育課 | | 心理検査を活用して、虐待やいじめ等を受けた経験のある児童生徒に対する心のケアの充実や特別支援学校におけるいじめの早期発見と早期対応の取組の充実を図る。 |
| 全校体制で取り組む特別支援教育の推進 | 各教育局 | | <p>[東部教育局] 巡回相談を活用して、校内支援体制整備について助言する。局主催の相談会を開催し、手引やポイント集を活用して特別支援学級経営への指導の充実を図る。</p> <p>[中部教育局] 巡回相談を活用し、校内支援体制整備について助言する。中部特別支援教育連絡会を定期的で開催し、市町教育委員会指導主事、LD等専門員、特別支援学校コーディネーターと情報共有しながら特別支援教育の推進を図る。</p> <p>[西部教育局] 保育所・小学校・中学校・高等学校における児童生徒の学びの質を高める授業づくり・生活づくりや教育活動の充実を推進するための学校訪問や研修会を実施する。『西部教育局版特別支援教育充実のためのパンフレット』を活用し、市町村教育委員会の指導主事と連携して特別支援教育についての指導の充実を図る。【再掲2(6)①】</p> |

⑤発達障がいを含む障がいのある児童生徒等への一貫した指導体制の確立と関係機関との連携の充実

・幼児期、小学校期から高等学校期まで一貫した指導の体制を確立するとともに、学校と労働、福祉等の関係機関との連携を強める取組の充実を図ります。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|----------------|---------|------|---|
| 発達障がい児童生徒等支援事業 | 特別支援教育課 | ○ | 小・中・高等学校等において、発達障がいのある児童生徒等への適切な指導・支援を行うとともに、より一層の体制整備の充実を図る支援を行う。【再掲2(6)③】 |

| | | | |
|--------------------------------|----------|---|---|
| 地域で進める特別支援教育充実事業（特別支援教育総合推進事業） | 特別支援教育課 | ○ | 小・中・高等学校等において、一貫した支援を行うために、地域内において関係機関との連携強化を図り、より一層の体制整備の充実を図る支援を行う。【再掲2(6)①】 |
| 自己理解・他者理解アプローチ事業 | 高等学校課 | | 県立高校3校を特別な支援を必要とする生徒を支援していくための「リーダー校」とし、「高等学校特別支援コーディネーター」を配置して、障がい等のある生徒への指導・支援の充実を図る。また、リーダー校以外の21校を「アプローチ校」として、リーダー校等の助言を受け、当該校特別支援教育担当者を核として支援の充実を図る。 |
| 地域生活支援事業（発達障がい者支援センター事業） | 子ども発達支援課 | | 発達障がいのある方への支援を、生涯を通じ一貫して行うために、『エール』発達障がい者支援センターを設置し、発達障がい児・者が豊かな地域生活を送ることができるように、相談支援、発達支援、就労支援、普及啓発・研修の事業に取り組む。 |
| 障がい児等地域療育支援事業 | 子ども発達支援課 | | 在宅の障がいのある児童や保護者の相談にのったり、必要に応じて保育所や幼稚園等に医師や保育士などの専門スタッフを派遣し、相談・指導等を行う。 |

⑥キャリア教育と移行支援の充実

- ・卒業後の生活をより豊かにするために、キャリア教育を推進するとともに、在学中から学校と労働や福祉等関係機関とが連携しながら、職業自立の促進と移行支援の一層の充実を図ります。
- ・特別支援学校の卒業生を含めた障がいのある方が、それぞれの潜在能力や可能性を最大限に発揮し、働くことによる社会参加が促進されるよう、県教育委員会として直接雇用を進めます。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|--------------------------------|----------|------|--|
| 県教育委員会における障がい者就労支援事業 | 教育総務課 | ○ | 特別支援学校卒業生等を対象に非常勤職員として、学校現場における様々な業務に従事することにより、就労に向けて必要な業務遂行能力等の向上を図り、一般就労につなげていく。 |
| 特別支援学校就労促進事業 | 特別支援教育課 | ○ | 特別支援学校卒業生の就労促進や進路指導に向け、ジョブコーチ研修への教員派遣、就労サポーターの配置、特別支援学校就労促進セミナーの開催などを行う。 |
| 鳥取県特別支援学校技能検定実施事業 | 特別支援教育課 | ○ | 労働者や企業団体等と連携して特別支援学校版技能検定制度を実施し、特別支援学校に在籍する生徒が学習で身につけた知識、技能、態度等を一定の基準で評価することにより、「働く意欲」や「技能」及び卒業後の就職率の一層の向上を図る。 |
| 特別支援学校生徒の職場定着推進プロジェクト | 特別支援教育課 | ○ | 企業への就職が内定した生徒を中心に、在学中及び卒業以降の企業や関係機関等との連絡調整等を行い、職場への定着を目指した支援体制を構築するため、県立特別支援学校に「定着支援コーディネーター（定着支援Co.）」（非常勤）を配置し、校内体制を強化する。 |
| 地域生活支援事業（障害者就業・生活支援事業） | 障がい福祉課 | | 発達障がい者の就労及び生活の支援の充実を図るため、東部及び西部の障害者就業・生活支援センターに「発達障がい者就労・生活支援員」を1名ずつ配置する。 |
| 発達障がい者支援体制整備事業（発達障がい者支援人材養成事業） | 子ども発達支援課 | | 思春期から青年期の発達障がい児・者の相談・支援機関等の職員を対象に、適切な相談・支援ができる人材を養成するための研修を行う。 |
| 障がい児・者事業所職員研修事業 | 子ども発達支援課 | | 障がい福祉サービス事業所等の職員を対象に、重症心身障がい児・者及び発達障がい児・者の支援に関する基礎的な研修を行う。 |
| ICTを活用した発達障がい児への支援事業 | 子ども発達支援課 | | 文字の読み書きに困難さのある読み書き障がいや書字障がいのある児童生徒に対して、パソコン教室を実施する。 |

⑦教員の専門性の向上

- ・障がいのある幼児児童生徒の個別の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援の提供ができるよう、教員の専門性向上のための取組を行います。
- ・教員研修等により教員の資質向上を図るとともに、免許法認定講習等で、総合的な専門性を担保する「特別支援学校教諭免許状」の取得率の向上を図ります。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|---------------------------|---------|------|---|
| 特別支援教育振興費 | 特別支援教育課 | | 障がいのある児童・生徒の適切な就学先決定のため、鳥取県就学支援委員会を開催するとともに、特別支援教育に携わる教員の専門性向上を図るための免許法認定講習等を実施し、障がいのある幼児・児童・生徒への全般的な支援を行う。【再掲2(6)③】 教育職員免許状の授与・検定、更新講習修了確認等の事務を行う。特別支援学校教職員の任用、人事管理及び人事異動に関する事務を行う。 |
| 発達障がい児童生徒等支援事業（LD等専門研修派遣） | 特別支援教育課 | ○ | LD等の児童・生徒の指導法に関する長期派遣研修を実施する。【再掲2(6)③】 |
| 特別支援教育における授業力向上事業 | 特別支援教育課 | ○ | 鳥取県の特別支援学校教職員の専門性と授業力を向上させるために、長期研修派遣や授業実践等に取り組める環境を設定し、幼児児童生徒一人一人の障がい特性と発達に応じた指導ができるようにする。【再掲2(5)④】 |

⑧保護者支援の充実

- ・支援者が保護者の子育ての不安や悩みに共感的に寄り添い、保護者が子育てに自信を持って取り組むための支援の充実に努めます。
- ・保護者等の負担を軽減するための体制整備に努めます。
- ・児童生徒一人ひとりの障がいの状態と教育的ニーズを踏まえ、教育環境の整備や通学支援に取り組みます。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|------------------------------------|----------|------|---|
| 特別支援学校早朝子ども教室モデル事業 | 特別支援教育課 | | 特別支援学校の学校受入時刻までの早朝時間帯の子ども達の居場所を地域住民や保護者OB等からなる学校支援ボランティアにより整備し、保護者の負担軽減や児童生徒の活動支援を行う。 |
| 就学奨励費 | 特別支援教育課 | | 特別支援学校に就学する幼児・児童・生徒の保護者に対し、就学に必要な経費の一部を支援する。 |
| 特別支援学校児童生徒支援事業 | 特別支援教育課 | ○ | 県立特別支援学校の児童生徒の通学の安全確保、社会的自立及び保護者の負担軽減を図るため、通学支援員を外部委託により配置する。市町村等が行う通学支援に対し交付金を交付する。県立特別支援学校の生徒の将来的な社会自立を目指すため、日常生活において身近に経験できる通学の場合を活用し、公共交通機関を利用して自力で行動できる力を養うため、短期的に、通学の案内、誘導、見守りを行う自立支援員を外部委託により配置する。 |
| 県立特別支援学校通学バス運行管理委託事業 | 特別支援教育課 | | 県立特別支援学校の児童生徒の通学の安全確保及び保護者の負担軽減を図るため、通学バスを委託運行する。 |
| 発達障がい者支援体制整備事業（ペアレントメンターに係る事業） | 子ども発達支援課 | | 平成22年度に養成した発達障がい児・者の家族の相談者となるペアレントメンター（信頼のおける相談相手となる先輩保護者）の活用を進め、発達障がい児・者の家族支援体制整備の強化を図る。 |
| 発達障がい者支援体制整備事業（ペアレント・トレーニング普及推進事業） | 子ども発達支援課 | | 発達障がい児の保護者を対象としたペアレント・トレーニングマニュアルの配布及び、講習会を実施する。 |

⑨特別支援教育と障がいのある子どもの理解・啓発

- ・教職員をはじめ、保護者、地域の方、広く県民に対して研修や広報活動等を通じて、特別支援教育や障がいのある子どもの理解、啓発を図ります。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|-------------------------------|----------|------|--|
| あいサポート・特別支援学校合同文化祭開催事業 | 特別支援教育課 | ○ | 県内小中学校や他県特別支援学校等の参加による特別支援学校合同文化祭を開催する。県民への積極的な参加と理解啓発を進め、交流の機会とする。【再掲2(6)①】 |
| 共生社会をめざす文化・芸術活動支援事業 | 特別支援教育課 | | 各学校における文化・芸術活動を充実させるため、必要となる外部講師等の支援を行う。また、鳥取で開催される近畿高等学校総合文化祭へ参加するための、事前の合同練習に係る異動経費等の支援を行う。【再掲2(6)①】 |
| 学校交流等による障がい者スポーツ振興事業 | 特別支援教育課 | ○ | 学校間交流を通して、障がい者スポーツの振興を図るとともに、障がいのある子どもとない子どもが障がい者スポーツの楽しさとともに味わい、障がいのある人の社会参加や障がいに対する理解を深める。【再掲2(6)①】 |
| 発達障がい児童生徒等支援事業（発達障がい理解推進拠点事業） | 特別支援教育課 | ○ | 各市町村単位や中学校区単位で、教職員や保護者等への理解啓発のための研修会を実施する。【再掲2(6)③】 |
| 学校教育支援事業 | 教育センター | | 学校訪問型の研修や研究団体と連携した研修を実施する。学校支援体制の充実と学校との共同研究や成果還元による授業力・学校教育力の向上を図る。【再掲2(5)④】 |
| あいサポート運動推進・連携事業 | 障がい福祉課 | | 様々な障がいの特性や必要な配慮について学ぶ「あいサポーター研修」を地域、保護者会、企業等で実施するとともに、学習教材の提供やゲストティーチャーの派遣などにより学校での学習を支援し、障がいに対する理解の促進を図る。 |
| 発達障がい情報発信強化事業 | 子ども発達支援課 | | 発達障がいのある児・者の保護者への情報提供（医療、福祉、教育等）及び県民への発達障がいに対する理解啓発を行い、本人・保護者が地域で安心・安全に暮らせる体制を推進する。 |

⑩手話教育の推進【再掲2-(7)】

- ・鳥取県において、全国初の手話言語条例が制定されたことに伴い、県立聾学校における手話での授業の充実のための教職員の手話技術の向上や手話教育推進コーディネーターの配置など、教育面における手話に関する取組を進めます。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|---------------|---------|------|---|
| 手話で学ぶ教育環境整備事業 | 特別支援教育課 | ○ | 鳥取聾学校等において、教職員等の手話技術の向上を図るとともに、手話普及コーディネーター等を配置して、手話の学習教材等を活用し、学校教育でろう及び手話への理解を深める。 |

(7) 社会の進展に対応できる教育の推進

①鳥取県に誇りと愛着を持った人材の育成

・児童生徒が鳥取県の歴史や文化を誇りに思い、史跡、まちなみ、建築物、郷土芸能、伝統芸能、民芸等の鳥取県の様々な貴重な財産に触れ、良さを感じるとともに、探求的な学習、調査研究等を通して、「郷土とっとり」に誇りと愛着を持った人材の育成を図ります。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|------------------|----------|------|---|
| ふるさと鳥取見学（県学）支援事業 | 小中学校課 | | 子ども達が鳥取県についての理解と関心を深め、ふるさとを愛する心を育てるとともに、県民の一員として自信と誇りの持てる鳥取県を築き上げる気運の醸成を図るため、郷土にゆかりのある歴史的・文化的な名所や、全国に誇れる県内企業等に触れる取組を支援する。 |
| 郷土を愛する心情及び態度の育成 | 小中学校課 | ○ | ふるさと鳥取を愛する児童生徒の心情及び態度を育成する教育課程の編成の充実にも努めるとともに、学校教育実施状況調査を通し、実施状況を把握する。 |
| ジュニア郷土研究応援事業 | 教育・学術振興課 | | 県内の小中学生、高校生の郷土研究や地図作品の発表・展示、講演会等により、児童生徒の地域研究など人文社会科学に対する関心を高め、知的創造力を持った人材を育成する。 |

②情報社会を主体的に生きる人材の育成

・「人と人との間のコミュニケーション」の大切さを常に意識し、情報モラルの育成による新しいルールやマナーを身に付けた児童生徒の育成を図ります。
 ・英語活用能力やICT活用能力を備え、多様な価値観に対応できる柔軟性を持ったグローバル人材の育成を図ります。
 ・スマートフォンや携帯電話、ゲーム機等が児童生徒に与える諸問題に適切に対応するため、関係機関、団体等と連携して、情報モラル等に関する教育啓発活動を実施します。【再掲3-(13)】
 ・スマートフォンや携帯電話、インターネット等を用いたいじめや犯罪等に関わる児童生徒の減少を目指します。【再掲3-(13)】

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|----------------------|--------|------|---|
| 教職員研修費（情報モラル研修） | 教育センター | | 初任者研修、5年目研修、10年経験者研修等においてICT活用教育や情報モラルに係る研修を実施する。 |
| グローバル・リーダー育成事業 | 高等学校課 | | 将来様々な分野において国際的に活躍できるグローバル・リーダーを高等学校段階から育成するため、国事業を活用して、国内外の大学や企業、国際機関等と連携を図り、英語を使う機会の飛躍的増加、先進的な人文科学・社会科学分野の教育の重点化等に取り組む高等学校等を指定し、質の高いカリキュラムの開発・実践やその体制整備を支援する。【再掲2(5)③】 |
| 鳥取発！高校生グローバルチャレンジ事業 | 高等学校課 | | 国内企業（県内企業を含む）の海外進出や外国人雇用、あるいは英語の社内公用語化などのグローバル社会の到来を迎え、グローバル化に対応できるよう留学などの海外体験を通じて、柔軟な思考力や豊かな表現力を持ち、国際社会で活躍する人材を育成する。【再掲2(5)②】 |
| ケータイ・インターネット教育啓発推進事業 | 社会教育課 | ○ | 保護者をはじめとする大人に対して、携帯電話やインターネットとのより良い接し方についての教育啓発を行う。【再掲1(1)①】 |

③主体的に行動する人材の育成

・ボランティア活動、地域を学ぶ体験等に、学校や地域が連携して取り組み、地域を維持し、より良いものにしていく責任は自分たち一人ひとりにあるという自覚を持ち、今後の社会の在り方について考え主体的に考え、行動する児童生徒の育成を図ります。
 ・児童生徒が、様々な社会問題を、自ら発見し、自ら学び、他者と協働して解決することができる力の育成を図ります。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|-------------------------------|-------|------|---|
| 未来につなぐ高校生活支援事業（とっとり夢プロジェクト事業） | 高等学校課 | ○ | 創造力とチャレンジ精神を持った高校生の自由な発想での主体的な企画・活動を支援することにより、高校生の自主性や個性を伸ばすとともに、学校や地域の活性化につなげる。【再掲2(5)②】 |

④手話教育の推進【2-(6)に再掲】

・鳥取県において、全国初の手話言語条例が制定されたことに伴い、県立聾学校における教職員の手話技術の向上や手話教育推進コーディネーターの配置等、教育面における手話に関する取組を進めます。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|---------------|---------|------|--|
| 手話で学ぶ教育環境整備事業 | 特別支援教育課 | ○ | 鳥取聾学校等において、教職員等の手話技術の向上を図るとともに、手話普及コーディネーター等を配置して、手話の学習教材等を活用し、学校教育でろう及び手話への理解を深める。【再掲2(6)⑩】 |

⑤環境教育の推進

・学校での環境教育全体計画の作成やTEASの取得促進等により、環境教育を推進し、環境保全やよりよい環境の創造のために主体的に行動する児童生徒の育成を図ります。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|-------------------------|-------|------|---|
| TEAS（鳥取県版環境管理システム）Ⅲ種の周知 | 小中学校課 | ○ | 校長会等を利用したTEASⅢ種の周知と未取得校に対して、指導主事による学校訪問の際に取得を呼びかける。 |
| TEAS（鳥取県版環境管理システム）の継続 | 高等学校課 | ○ | 全県立高校でTEASⅡ種を取得しており、学校裁量予算を活用して継続して取り組む。 |

(8)豊かな人間性、社会性を育む教育の推進

①道徳教育や人権教育の充実

- ・児童生徒の豊かな心の育成、規範意識の向上に向けて、道徳教育の充実を図ります。
- ・小、中学校では、学校、家庭、地域社会の相互の連携を生かした一体的な道徳教育を目指します。
- ・自分を大切にするとともに、他の人の大切さを認めて行動できる児童生徒の育成を図ります。
- ・各教科等の指導を通じて、児童生徒が本来持っている能力を発揮し、人権尊重の社会づくりの担い手として成長していくことを目指します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|--------------------|----------|------|---|
| 道徳教育推進事業 | 小中学校課 | ○ | 規範意識やいのちを大切にする心、思いやりや夢や希望を大切にする心など、子どもの豊かな心を育成するために、道徳教育指導力向上研修や指定校による実践研究等を実施し、道徳の時間及び道徳の時間を要とする全教育活動における道徳教育の指導の充実を図る。 |
| 学校人権教育振興事業 | 人権教育課 | | 学校における人権教育の推進・充実のため、人権教育主任等を対象とした研修会の開催や、学校への指導・助言を行う。 |
| 人権教育実践事業 | 人権教育課 | | 児童生徒の人権意識を効果的に育成するための学校における指導方法等の在り方について、研究指定校・地域で実践的な研究を行い、その成果を全県に普及する。 |
| 県立学校人権教育推進支援事業 | 人権教育課 | | 児童生徒に人権尊重の社会づくりの担い手としての自覚を育てる取組を重視し、人権尊重の視点に立った学校づくりを目指す中で、各学校の課題解決に即した事業に対する支援を実施する。 |
| 指導者の指導力向上 | 各教育局 | | [西部教育局] 西部地区学びをつなぐ・心をつなぐ・生活をつなぐ連携推進事業（市町村教育委員会及び県立学校と連携し、学校及び社会教育における指導者の指導力の向上を図る。幼保小中高特別支援学校における人権教育の確立のための連携を強化する。地域の多様な住民意識に対応した人権教育を推進する。） |
| とっとりユニバーサルデザイン推進事業 | 人権・同和対策課 | ○ | ・児童・生徒を対象として学校でUD（ユニバーサルデザイン）出前授業を実施。 ・企業や地域の方を対象に企業や公民館等でUD出前講座を実施。 ・青少年社会教育施設等でその利用者を対象としたUD体験学習を実施。 ・学校、企業、地域等でカラーUDの理解を促進するための出前講座等を実施。【再掲1(3)②】 |
| 拉致問題人権学習会 | 人権・同和対策課 | ○ | 北朝鮮当局による拉致問題について広く県民に理解を深めていただくため、学校や地域と連携・協力し、拉致被害者の家族の方を講師とする拉致問題人権学習会を実施。【再掲1(3)②】 |

②いじめ問題等への取組

- ・児童生徒同士が認め合う中で、自らいじめの未然防止や解決を図ることができるよう、児童生徒の社会性や問題解決能力の育成、自主的な活動を支援する取組を推進します。
- ・いじめの問題に対する教職員の認識を高め、警察等関係機関との連携や専門家の活用など、問題に適切かつ迅速に対応できる体制を整えます。
- ・体罰による指導を根絶し、子どもたちが安心して悩みを相談できる体制を整えます。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|------------|-------|------|--|
| 学校問題解決支援事業 | 教育総務課 | | いじめ等の児童・生徒を取り巻く問題の解決や教職員の負担軽減に向けて、弁護士等の専門家の活用や関係機関の連携体制を構築することにより、学校を支援する。【再掲3(11)④】 |

| | | | |
|--|-------------------------------------|---|--|
| 「学級づくり・人間関係づくり」推進事業 | 小中学校課 | ○ | 学級づくり・人間関係づくりの取組を積極的に進める市町村教育委員会(中学校区)を予算の範囲内で指定し、実践の成果を反映させたハンドブックの作成や研修等により、全県的な取組の充実を図る。【再掲2(8)③】 |
| いじめ防止対策推進事業 | いじめ・不登校総合対策センター | ○ | 平成25年度9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されたことを踏まえ、「鳥取県いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、関係機関等と連携を図りながらいじめ対策に取り組むとともに、相談窓口の充実を引き続き努める。さらに、解決が難しいいじめ問題について、専門家・機関に参加を求めサポートチームを編成して、解決にあたる学校を支援するよう「子どもの悩みサポートチーム支援事業」を実施する。 |
| 明日へつなぐ心のキャンペーン事業2015～子どもたちが取り組むいじめの対策～ | いじめ・不登校総合対策センター | | 各学校で児童生徒の自主的な取組によりいじめの未然防止がいっそう推進されるよう、オリジナル缶バッジの製作、ポスター・標語の作成を呼びかける。また、そのような取組を発表・表彰する場としてフォーラムを開催する。ポスター作品はカレンダーに加工し県内の学校に配布し啓発する。 |
| 学校教育支援事業(出かけるセンター) | 教育センター | | 指導主事等派遣事業、スーパーバイザー派遣事業などにより学校を訪問して行う研修を実施する。 |
| 教職員研修費(生徒指導に係る研修) | 教育センター | | 基本研修、職務研、及び専門研修をとおして、いじめの未然防止や対応に係る研修の充実を図る。 |
| 教育相談事業費 | いじめ・不登校総合対策センター | | 幼児児童生徒等の教育上の様々な課題に関する保護者、本人、学校・関係者等からの相談について、指導主事、相談員及び専門指導員が応じ、個別のニーズに応じた支援・指導を行う。また、特にニーズが高まっている医療機関への相談に対応するため、専門医による教育相談を行う。 |
| 未来につなぐ高校生活支援事業(いじめ問題支援事業) | 高等学校課 | | いじめや不登校の「未然防止」及び「早期発見・早期対応」の観点から、全県立高校で、学級満足度、学校生活意欲、ソーシャルスキルの3つの尺度を把握するための心理検査(hyper-QU)を年2回実施し、校内での人間関係を客観的に把握し、生徒一人ひとりへの適切な対応を図る。 |
| スクールカウンセラーの配置 | いじめ・不登校総合対策センター 高等学校課 特別支援教育課 | | 不登校や問題行動などの改善を図るため、臨床心理士等をスクールカウンセラーとして配置する。 ※高等学校は、教育相談員を含めて全校配置 |
| スクールソーシャルワーカーの配置 | いじめ・不登校総合対策センター 高等学校課 特別支援教育課 | | いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉士等をスクールソーシャルワーカーとして配置し、複雑化する家庭環境を背景にした児童生徒が抱える問題への対応充実を図るとともに、県において関係者との連絡協議会や育成研修を実施し、事業の充実を図る。 |
| 地域と共に創る人権教育事業 | 人権教育課 | ○ | 学校・家庭・地域が一丸となっていじめの防止等のための効果的な研究実践を行い、その成果を人権教育プログラム集として県内に普及させる。 |
| いじめの芽をつむ心のケア支援事業 | 体育保健課 | | いじめ・不登校等の事案に対する早期対応や未然防止の支援として、精神科医や臨床心理士等の専門家を学校に派遣し、より効果的な相談体制の充実を図る。 |
| 生徒指導の支援(いじめ、不登校、問題行動等) | 各教育局 | ○ | 市町教育委員会と連携し、学校の課題把握と助言を行う。生徒指導に係る市町教育委員会訪問、学校訪問、情報発信、研修会を実施する。 |
| いじめ問題対策事業 | 教育・学術振興課 | | いじめについて、私立中学・高等学校での心理検査(hyper-QU)の実施と活用を研修と助成により支援することで、私立学校におけるいじめの早期発見と生徒へのきめ細やかな指導に役立て、いじめの解消に繋げる。【再掲2(8)③】 |
| こどもいじめ人権相談運営事業 | 人権・同和対策課 | ○ | 「こどもいじめ人権相談窓口」において、県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒及び保護者からの相談に対応し、問題の解決に向けた支援を行う。 |
| 鳥取県いじめ問題検証委員会運営事業 | 人権・同和対策課 | ○ | 県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故に関し、学校・教育委員会以外の第三者的な視点から事実関係の調査・検証を行うため、「鳥取県いじめ問題検証委員会」を設置する。 |

③不登校ゼロへの取組

・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの配置を進め、子どもを取り巻く環境への働きかけ等を通して、いじめ、不登校、中途退学などの生徒指導上の諸問題の未然防止、早期対応に向けた取組を強化します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|---------|-----------------|------|---|
| 不登校対策事業 | いじめ・不登校総合対策センター | | 市町村設置の教育支援センターに対する不登校対応ネットワーク構築支援、小学校への「生徒指導推進協力員・学校相談員」配置などを行い、不登校の未然防止や不登校状態の児童生徒についても、一人でも多くの学校復帰をめざす。 |

| | | | |
|-------------------------|-------------------------------------|---|--|
| 「学級づくり・人間関係づくり」推進事業 | 小中学校課 | ○ | 学級づくり・人間関係づくりの取組を積極的に進める市町村教育委員会（中学校区）を予算の範囲内で指定し、実践の成果を反映させたハンドブックの作成や研修等により、全県的な取組の充実を図る。 |
| 高等学校等における不登校（傾向）生徒等支援事業 | いじめ・不登校総合対策センター | | 高等学校等における不登校（傾向）生徒や概ね20歳までのひきこもりの青少年を対象に、教育相談（本人・保護者・家族）・社会性育成のトレーニング・学習支援・就労支援等を行い、学校復帰や社会参加に向けて支援する。 |
| 教育相談事業費 | いじめ・不登校総合対策センター | | 幼児児童生徒等の教育上の様々な課題に関する保護者、本人、学校・園関係者等からの相談について、指導主事、相談員及び専門指導員が応じ、個別のニーズに応じた支援・指導を行う。また、特にニーズが高まっている医療機関への相談に対応するため、専門医による教育相談を行う。【再掲2(8)②】 |
| スクールカウンセラーの配置 | いじめ・不登校総合対策センター 高等学校課 特別支援教育課 | | 不登校や問題行動などの改善を図るため、臨床心理士等をスクールカウンセラーとして配置する。【再掲2(8)②】 ※高等学校は、教育相談員を含めて全校配置 |
| スクールソーシャルワーカーの配置 | いじめ・不登校総合対策センター 高等学校課 特別支援教育課 | | いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉士等をスクールソーシャルワーカーとして配置し、複雑化する家庭環境を背景にした児童生徒が抱える問題への対応充実を図るとともに、県において関係者との連絡協議会や育成研修を実施し、事業の充実を図る。【再掲2(8)②】 |
| 生徒指導の支援（いじめ、不登校、問題行動等） | 各教育局 | ○ | 市町教育委員会と連携し、学校の課題把握と助言を行う。生徒指導に係る市町教育委員会訪問、学校訪問、情報発信、研修会を実施する。【再掲2(8)②】 |
| ハートフルキャンプ in 船上山 | 船上山少年自然の家 | | 県内小中学校の不登校傾向児童生徒、保護者、指導者40名を対象に、船上山や近隣の農家で自然や動物、人とのふれあいを通して心をリフレッシュさせ、学校復帰を図る。 |
| 不登校児童生徒活動支援（二対一対応含む） | 船上山少年自然の家 大山青年の家 | | 年間随時、自然体験活動等のアクティビティと場所を提供する。 |
| いじめ問題対策事業 | 教育・学術振興課 | | いじめについて、私立中学・高等学校での心理検査（hyper-QU）の実施と活用を研修と助成により支援することで、私立学校におけるいじめの早期発見と生徒へのきめ細やかな指導に役立て、いじめの解消に繋げる。 |
| フリースクール連携推進事業 | 教育・学術振興課 | | 県内において私立学校等の民間事業者が鳥取県版「民間適応指導教室ガイドライン」に沿って適応指導教室を設置運営する場合にその経費の一部を助成する。 |

④読書活動の推進

- ・「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン」に基づき、子どもが読書に親しむための機会の充実、環境の整備等を図り、関係機関と連携して、子どもの読書活動を推進します。
- ・学校図書館司書や司書教諭の資質向上につながる研修や訪問相談を充実します。【再掲3-(12)】

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|---------------------|-------|------|--|
| 本の大好きな子どもを育てるプロジェクト | 社会教育課 | ○ | 子ども読書アドバイザーの派遣により、読書ボランティアの資質向上や保護者啓発を行うとともに、読書離れが顕著になる中学生に、本を読むことの意義を感じる体験を提供する。【再掲1(3)③】 |
| 子ども読書活動推進事業 | 図書館 | | 乳幼児期からの子どもの読書推進を図るため、子どもたちに日常接する職員（幼稚園教諭、保育士、公共図書館職員等）の養成や、市町村図書館児童図書部門の支援を行う。また、本が大好きな子どもと、子育てに絵本や図書館を利用する父親を増やすため、絵本の読み聞かせをする父親「読みメン」を増やす取組を行う。【再掲1(3)③】 |

⑤体験活動・文化芸術活動の充実

- ・児童生徒の豊かな人間性を育むため、自然体験活動や集団宿泊体験等、様々な体験活動の充実を図ります。
- ・文化、芸術活動の実践者との連携や学校での芸術公演などにより、全ての児童生徒に優れた文化芸術の鑑賞、体験の機会を設定することに努め、豊かな人間性の育成を図ります。
- ・各学年での計画的な体験活動を推進します。
- ・関係諸国との教育分野における交流により、異文化に対する理解、日本人としてのアイデンティティなどを培っていくなど、子どもたちが世界に視野を広げる取組を充実します。
- ・博物館等が保管する資料に触れたり、山陰海岸ジオパーク等のフィールドを活用した実体験を伴う講座など、子どもたちが地域の自然、歴史・民俗、美術への理解を深め、豊かな感性を育む機会を提供します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|---|------------------------------|------|---|
| 教育国際交流推進事業 | 教育総務課 | | 教育分野における国際化を一層推進するため、関係諸国の地方政府との教育分野での交流を推進する。 |
| P T A日韓交流事業 | 小中学校課 | | 江原道(学校運営委員会や保護者会)と鳥取県(PTA)が相互派遣による交流事業を行う。【再掲1(2)①】 |
| イングリッシュシャワールーム設置事業 | 高等学校課 | | 中学生の英語力向上対策の一環として、中学校の中に、日常的に英語に触れることができる場所(イングリッシュシャワールーム)を作り、外国人指導者を常駐させ、生徒の英語のコミュニケーション能力を高める。【再掲2(5)③】 |
| とっとりイングリッシュクラブ | 高等学校課 | | 中学生と高校生を対象に、年間を通じて英語による体験活動を実施し、英語によるコミュニケーション能力の伸長を図る。【再掲2(5)③】 |
| 倉吉農業高等学校演習林活用事業 | 高等学校課 | | 近年、手入れが十分できていなかった倉吉農業高等学校の演習林(約110ha)について、計画的に間伐等の整備を行うとともに、学校教育活動のみならず、広く「県民の森」としての利活用を行う。 |
| 船上山少年自然の家・大山青年の家の運営 | 社会教育課 船上山少年自然の家 大山青年の家 | | 船上山少年自然の家・大山青年の家において、集団生活を通して、野外活動、自然探求、観察活動等を行うことにより、心身ともに豊かでたくましい青少年を育成する。【再掲1(3)④】 |
| 長期宿泊体験学習モデル事業 | 社会教育課 船上山少年自然の家 大山青年の家 | ○ | 県内東部・中部・西部地区小学校各1校1学年を対象とし、大自然の中で1週間程度の長期宿泊体験学習を実施することにより、望ましい人間関係を育み、集団生活をとおして与えられた役割を主体的に果たそうとする意欲や態度を身につける。【再掲1(3)④】 |
| 博物館普及事業費 | 博物館 | | 県民の生涯学習や学校教育を支援するために、各種の講座や体験学習会、移動博物館などを実施するとともに、博物館の活動、研究成果、利用方法などについて広く情報発信する。【再掲1(3)⑥】 |
| 山陰海岸学習館事業費 | 博物館 | | 山陰海岸ジオパークの拠点施設として、ジオパークの魅力を学ぶ観察会や講座を開催する。【再掲1(3)⑥】 |
| English Camp in Mt. Senjyo | 船上山少年自然の家 | | 小4~中学生48名を対象に、船上山の大自然の中でALTと共に1泊2日の英語キャンプを実施することで、コミュニケーション能力や国際理解教育の推進を図る。 |
| ちっちゃい探検隊、ロッククライミング・ツリーイング教室、船上山アカデミー、船上山さくら祭り | 船上山少年自然の家 | | 船上山の豊かな自然を活用し、様々な自然体験活動を行うとともに、仲間づくり等も行う。 |
| 大山体感実践道場 | 大山青年の家 | | 写真・絵画・漫画の基礎を学び、自然や大山を題材にした作品作りに挑戦する。写真・絵画はジュニア県展出品を目指す。 |
| 大山わくわく探検隊、はじめての冒険、歩くスキーのつどい | 大山青年の家 | | 自然豊かな大山で、スキー・登山・キャンプ等の自然体験を行うことにより感性や好奇心、探究心を育て社会性を養う。 |

⑥郷土を愛する姿勢の育成

・子どもたちが「郷土とっとり」の歴史や文化を誇りに思い、史跡、まちなみ、郷土芸能、建築物、伝統芸能、民芸等の貴重な財産を大切にする気運、意識の醸成を図ります。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|-------------------|-------|------|---|
| ふるさと鳥取見学(県学)支援事業 | 小中学校課 | | 子ども達が鳥取県についての理解と関心を深め、ふるさとを愛する心を育てるとともに、県民の一員として自信と誇りの持てる鳥取県を築き上げる気運の醸成を図るため、郷土にゆかりのある歴史的・文化的名所や、全国に誇れる県内企業等に触れる取組を支援する。【再掲2(7)①】 |
| 郷土情報発信事業 | 図書館 | | すぐれた郷土資料(地域資料)の収集・保存を進め、後世へ伝えるとともに、郷土資料の普及・啓発、郷土関係文学者情報の発信を行う。【再掲1(3)⑤】 |
| 情報発信「鳥取県の文化財」 | 文化財課 | | 文化財の展示会や見学会、職員による出前講座などの講演会などによる情報発信を行うとともに、日本遺産認定の支援を行う。【再掲5(18)①】 |
| 伝統芸能等支援事業 | 文化財課 | | 無形民俗文化財の保存伝承を図るため、保存団体の保存伝承活動への支援を行う。【再掲5(18)①】 |
| 鳥取県の考古学情報発信事業 | 文化財課 | | 埋蔵文化財センター収蔵資料等の展示・見学会や埋蔵文化財の発掘情報を紹介するリーフレット等により情報発信を行う。【再掲5(18)①】 |
| 池田家墓所整備活用促進事業 | 文化財課 | | 国史跡鳥取藩主池田家墓所の管理、活用及び保存整備等に係る経費に対して助成を行う。【再掲5(18)②】 |
| 青谷上寺地遺跡出土品調査研究等事業 | 文化財課 | | 国史跡青谷上寺地遺跡の魅力を理解してもらうため、出土品の整理や調査研究を行うとともにフォーラム等を開催する。【再掲5(18)②】 |

| | | | |
|---------------------------|----------|---|---|
| 「ふるさとを元気に」とつとりの文化遺産活用推進事業 | 文化財課 | ○ | 妻木晩田遺跡や三徳山など県内の優れた文化財を地域振興や観光資源としても活用するため、その魅力の再発掘を行い、効果的な活用方法を講じた地域での取組を支援するとともに、本県文化遺産の魅力を県内外にPRするため、情報発信戦略のためのプランナーを配置し、県内外の学校、教育機関との連携、誘致を図るためのプランニングを行う。【再掲5(18)③】 |
| 「とっとり弥生の王国」普及活用事業 | 文化財課 | | 国内最大級の弥生時代集落「妻木晩田遺跡」、地下の弥生博物館「青谷上寺地遺跡」の2大遺跡を「とっとり弥生の王国」として、各遺跡を活用した種々の事業を通じて史跡の活用や情報発信を行う。【再掲5(18)③】 |
| 祝！三徳山・三朝温泉日本遺産初認定記念事業 | 文化財課 | ○ | 三徳山・三朝温泉が国（文化庁・観光庁・国土交通省・環境省等連携）の新たな認定制度である「日本遺産」に認定されたのに伴い、教育委員会、文化観光スポーツ局、中部総合事務所等が連携し、三朝町及び地元で組織する協議会での取組を支援する。【再掲5(18)②】 |
| ジュニア郷土研究応援事業 | 教育・学術振興課 | | 県内の小中学生、高校生の郷土研究や地図作品の発表・展示、講演会等により、児童生徒の地域研究など人文社会科学に対する関心を高め、知的創造力を持った人材を育成する。【再掲2(7)①】 |

(9) 健やかな心と体づくりの推進

① 学校体育の充実

- ・教員の体育学習の指導力向上及び学校における運動機会の充実のための取組を支援し、主体的に運動に取り組む児童生徒の育成を図ります。
- ・小学校への体育の技術的な専門性を持った教員の配置等により、小学校教員の体育技術の指導力向上及び主体的に運動に取り組む児童生徒の育成を進めます。
- ・外部指導者の派遣及び指導者への研修等を行い、発達に応じた適正な指導のための支援を行うとともに、運動の重要性を理解し主体的に運動を行う児童生徒の育成に取り組みます。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|--------------------------|-------|------|--|
| 学校体育充実事業 | 体育保健課 | | 体育・保健体育科における学習指導要領に沿った学習の円滑な実施に向け、体育担当教員の指導力向上を目的とした研修会の実施及び教員の研修会派遣等を行い、体育・保健体育学習の更なる充実を図る。また、外部指導者を派遣して安全面に配慮した武道学習の定着を図る。 |
| 運動部活動推進事業 | 体育保健課 | ○ | 中学校及び県立学校の運動部活動に地域のスポーツ指導者を派遣し、部活動及び指導体制の充実を図るとともに、研修会を開催して運動部活動に関わる指導者の資質向上を図る。 |
| 平成28年度全国高等学校総合体育大会開催準備事業 | 体育保健課 | | 平成28年度全国高等学校総合体育大会の開催に向けて、本県で実施する4競技（相撲、ホッケー、自転車（トラック）、弓道）の実行委員会を設置し、開催準備及び運営を行う。 |
| 小学校体育専科教員の配置 | 体育保健課 | | 県内小学校に5名の体育専科教員（非常勤講師）を配置し、教員の指導力の向上、運動好きな児童の育成を図る。 |

② 子どもの体力・運動能力の向上

- ・各学校での体力向上推進計画書の策定及び体力・運動能力調査を活用したPDCAサイクルによる取組を支援し、各学校の実状に応じた児童生徒の体力・運動能力の向上を推進します。
- ・学校と地域が連携して放課後における子ども運動教室など、児童生徒の体力・運動能力を向上させるモデルの開発を行い、その成果を県内の学校及び地域へ普及します。
- ・「遊びの王様ランキング」などを活用した運動機会の提供により、子どもたちの運動意欲の向上を図り、主体的に運動を行う子どもの育成を図ります。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|--------------------|-------|------|--|
| 子どもの体力向上推進プロジェクト事業 | 体育保健課 | ○ | 子どもの体力・運動能力が低下、二極化の傾向にある鳥取県の課題を解決し、運動の習慣化及び体力の向上を図るため、地域の指導者等を学校に派遣するなど、運動機会の確保及び充実を図る。 ・チームとっとり元気キッズ育成モデル校事業 ・児童生徒の体力向上支援事業 |

③健康教育の充実

- ・児童生徒の心や性の健康問題に関する協議会を設置するなど、学校、家庭、地域が連携した健康教育の充実を図ります。
- ・児童生徒の健康問題を解決するため学校保健委員会の充実を図るなど、心身の健康のバランスのとれた児童生徒の増加を目指します。
- ・教職員や学校給食担当者を対象とした研修会を開催するなど、食物アレルギーの児童生徒に対応できる体制整備を進めます。【再掲3-(13)】
- ・学校が家庭や地域と連携して、人間としての在り方や生き方について考える性教育を充実させることにより、命を大切にす意識を持つ児童生徒の増加を目指します。
- ・薬物乱用を絶対にしない、許さない児童生徒を育成するための薬物乱用防止教育の充実を図ります。【3-(13)に再掲】

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|-------------------|--------|------|---|
| 児童生徒の感染症等疾患対策事業 | 体育保健課 | | 食物アレルギー等のアレルギー疾患、新型インフルエンザ、麻しん等の児童生徒に係る現代的健康課題に対応するための研修会等を実施する。 |
| 心や性の健康問題対策事業 | 体育保健課 | ○ | 心や性の健康問題について、研修会を通して教職員の指導力向上に努めるとともに、学校への支援として、教育や相談をより効果的に進めるために医師や助産師等の専門家を派遣し、指導体制の充実を図る。 |
| 学校保健教育指導費 | 体育保健課 | | 県立学校の児童生徒の健康の保持増進を図るため健康診断等を実施するとともに、学校管理下における児童生徒の災害に対する医療費等の災害共済給付金の支給を行う。【再掲3(13)②】 |
| 未来のパパママ育み事業 | 子育て応援課 | | 県内の中・高校（公立以外）等において、命の大切さと、次世代に命をつなぐための心構え等を手作り教材と体験学習等を通じて学ぶ出前教室を行う。 |
| 思春期ピアカウンセラー活動支援事業 | 子育て応援課 | | 大学生を中心にピアカウンセラーの養成及びピアカウンセラーによる高校や地域等における健康教育・健康相談を実施し、性=生に感ずる正しい知識の普及や若者の主体的な問題解決能力を高める。 |

④食育の推進

- ・栄養教諭を中心として、学校全体で組織的、体系的に食に関する指導を充実させるとともに学校給食の県産品利用を進め、食育を推進します。
- ・学校と家庭との連携した食育を推進します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|--------------|-------|------|--|
| 学校における食育推進事業 | 体育保健課 | ○ | 食育を推進するため、市町村教委の取組を支援するとともに児童・生徒等への指導用教材を作成する。また、学校給食における県産品利用（地産地消）を推進し、子どもたちに安全・安心な食の提供や地域の食文化を伝えるため、学校給食関係者を対象にした研修会等を行う。【再掲3(13)③】 |
| 学校給食指導費 | 体育保健課 | | 学校給食における衛生管理の充実と食中毒防止に努めるため、衛生管理に関する指導や研修会等を開催するとともに、栄養教諭や学校栄養職員の資質や専門的な指導力の向上を図るための研修を実施する。【再掲3(13)③】 |

目標3 学校を支える教育環境の充実

(10)人口減少期を好機と捉えた学校教育の充実

①公立小・中学校の在り方

- ・公立小、中学校の在り方について検討する市町村教育委員会に対し、支援や適切な人的配置を通して、活力ある学校環境を目指します。
- ・少人数学級の利点を活かし、知識を活かし、応用力を育てる授業の充実や児童生徒の内発的な学習意欲の向上を図るとともに、成果を検証しながら、少人数学級の取組を継続します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|----------|-------|------|---------------------|
| 少人数学級の継続 | 小中学校課 | ○ | 市町村と協力して少人数学級を継続する。 |

②今後の県立高等学校の在り方

- ・「今後の県立高等学校の在り方に関する基本方針【平成25年度～平成30年度】」（平成24年10月）の答申に基づき、関係者等の意見を聞きながら、その内容を具体化、明確化していきます。
- ・「次代を担う生徒を育成するための魅力と活力にあふれる本県高等学校教育の在り方について」（平成25年4月23日鳥取県教育審議会への諮問）の答申を受けて、平成31年度以降の高等学校教育の在り方について具体的な計画を策定します。
- ・中山間地域の高等学校の在り方、活性化の方策等について、立地する市町村と連携しながら、検討を進めます。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|------------|-------|------|---|
| 高等学校改革推進事業 | 高等学校課 | ○ | 平成24年10月に策定した「今後の県立高等学校の在り方に関する基本方針（平成25年度～平成30年度）」に基づき学級減等を実施するとともに、平成31年度以降の県立高等学校の在り方について検討する。 |

③今後の特別支援教育の在り方

・「鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について」（平成26年2月4日鳥取県教育審議会へ諮問）の答申を受けて、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組の方向性を検討します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|-------------------------------|---------|------|--|
| インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進 | 特別支援教育課 | ○ | 鳥取県教育審議会答申「鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について」に基づいて、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を推進する。 |

(11) 特色ある学校運営の推進

①県民に開かれ、信頼される学校づくり

- ・保護者、地域住民等の理解と参画を得て、学校、家庭、地域の連携協力による学校づくりを目指します。
- ・学校教育の成果と課題、自己評価及び学校関係者による評価結果の公表やその結果に基づき授業改革を始めとする学校運営の改善を図るなど、保護者や地域住民等県民への説明責任を適切に果たす取組を充実します。
- ・学校公開週間の実施などによる開かれた学校づくりの推進や学校支援ボランティアによる支援など、学校サポート体制の強化を目指します。
- ・教職員一人ひとりのコンプライアンスの意識の徹底を図るとともに、不祥事を起こさない、起こさせない職場風土を構築します。【3-(12)に再掲】

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|--------------------------|-------|------|---|
| 教育行政監察業務 | 教育総務課 | ○ | 県民の信頼を損なうような事案の発生を皆無にするため、コンプライアンスの徹底を図る。 |
| 小中連携で取り組む授業改革ステップアップ事業 | 小中学校課 | ○ | 小中学校9年間を通じた学力向上を図るため、計画・実施・評価・改善プランを明確にして授業改革等の学力向上策に取り組む教育研究団体や中学校区を、各団体、市町村、県との協働体制によって支援し、成果を全県に普及させる。 |
| 学校支援ボランティア事業（国補助事業及び県事業） | 小中学校課 | | 地域住民等の参画により、学校の教育活動を支援する仕組みをつくり、様々な学校支援活動を実施することに対して助成する。【再掲1(1)②】 |
| 土曜授業等実施支援事業 | 小中学校課 | ○ | 全ての子どもたちの土曜日における教育活動の充実を図るため、学校・家庭・地域が連携・協力して行う学校における授業、地域における多様な学習や体験活動の機会の充実などの取組を推進する。【再掲3(11)②】 |
| 特色ある小中9年教育支援事業 | 小中学校課 | ○ | 地域の次代を担う地域人材の育成のため、地域住民等の参画による中学校区全体のネットワーク会議を設置して、目指す子ども像の共有と協働による学校運営を推進し、地域の特色を生かした小中9年間を見通した系統性のあるカリキュラムづくりを実践する市町村を支援する。【再掲3(11)②】 |
| 高等学校教育企画費 | 高等学校課 | | 県立高等学校に対する指導・助言を行うとともに、関係団体への助成等や各学校の学校徴収金徴収の支援を行う。 |
| 県立学校第三者評価推進事業 | 高等学校課 | | 全県立学校33校（鳥取県学校ひまわり分校含む）において、毎年8～9校ずつ第三者評価を実施する。 |
| 倉吉農業高等学校演習林活用事業 | 高等学校課 | | 近年、手入れが十分できていなかった倉吉農業高等学校の演習林（約110ha）について、計画的に間伐等の整備を行うとともに、学校教育活動のみならず、広く「県民の森」としての活用を行う。【再掲2(8)⑤】 |

②学校の自立と課題解決力の向上

- ・県立学校の学校裁量予算が、各学校の課題や生徒の実態に応じて、学校長が、より創意あふれる学校経営ができるよう制度の充実、改善を図ります。
- ・自らの学校が抱える課題をしっかりと把握し、その解決に向けて、コミュニティスクールの導入や土曜日を活用した取組など、先進的に取り組もうとする学校に対して、積極的な支援を行います。【2-(5)に再掲】

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|---------------------|----------------|------|--|
| 県立学校裁量予算事業（高等学校運営費） | 教育環境課 高等学校課 | ○ | 学校運営費、教職員旅費、学校独自事業費（高等学校）の総額を年度当初に学校に一括配分し、学校長の裁量による予算執行により、独自性を発揮した学校運営を行う。 |

| | | | |
|---------------------------|----------------|---|--|
| 県立智頭農林高等学校学科再編に伴う施設設備整備事業 | 教育環境課 高等学校課 | | 農林業を学習の基盤に置きながら、地域の産業・文化・福祉などに根ざした教育、地域と連携した起業家教育、福祉マインドを育成する教育等を取り入れるためH28年度に学科再編（「園芸科学科」を「ふるさと創造科」に再編）を行うこととしており、必要な施設・設備の整備を実施する。 |
| 県立倉吉農業高等学校畜産施設改修事業 | 教育環境課 | | 県内の農業・酪農の中心となる将来のスペシャリスト育成のため、老朽化した畜産施設の改修・整備を行う。 |
| 土曜授業等実施支援事業 | 小中学校課 | ○ | 全ての子どもたちの土曜日における教育活動の充実を図るため、学校・家庭・地域が連携・協力して行う学校における授業、地域における多様な学習や体験活動の機会の充実などの取組を推進する。 |
| 特色ある小中9年教育支援事業 | 小中学校課 | ○ | 地域の次代を担う地域人材の育成のため、地域住民等の参画による中学校区全体のネットワーク会議を設置して、目指す子ども像の共有と協働による学校運営を推進し、地域の特色を生かした小中9年間を見通した系統性のあるカリキュラムづくりを実践する市町村を支援する。 |
| 県立学校裁量予算学校独自事業 | 高等学校課 | | 各学校の教育課題解決、特色づくり推進、教育目標達成のための事業を実施し、学校運営費、教職員旅費と併せた学校長の裁量による予算執行により、独自性を発揮した学校運営を行う。 |
| 全国の若者による学びの場とっとり創生事業 | 教育・学術振興課 | | 学校などが課題解決や魅力向上に、首都圏などの若者とともに取り組む特色のある長期インターンシップ（学校魅力化コーディネーターなどとして活動）を行う。インターンシップを行う若者のマッチングや活動の日常的支援を実施する。 |

③学校組織運営体制の充実

・多様化する教育ニーズや課題に対して、迅速かつ適切に対応することができる学校運営組織づくりや必要に応じて専門機関と連携を図る体制の確立、特に今後予想される、児童生徒数の減少に対応できる学校運営組織の構築、強化を目指します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|---------------------|----------------|------|--|
| 県立学校裁量予算事業（高等学校運営費） | 教育環境課 高等学校課 | ○ | 学校運営費、教職員旅費、学校独自事業費（高等学校）の総額を年度当初に学校に一括配分し、学校長の裁量による予算執行により、独自性を発揮した学校運営を行う。【再掲3(11)②】 |

④教職員の過重負担・多忙感

・教職員が一人ひとりの児童生徒に向き合う環境を整えるため、現場の状況を踏まえて教職員数の確保に努めるとともに、外部人材の活用を積極的に進めます。
・業務改善に向けた取組を行うモデル校での成功事例を積み上げ、他校へ広げるなどして教職員の過重負担、多忙感の解消を図るとともに、校務に関する事務処理の効率化により、児童生徒一人ひとりに教員が向き合う環境づくりを目指します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|------------------------|-------|------|--|
| 教職員いきいき！プロジェクト推進事業 | 教育総務課 | ○ | 学校教職員の多忙感解消のためのプロジェクトチームによる対策検討を進め、学校現場の業務改善意識を醸成するための研修を実施するとともに、モデル校の取組事例をもとにカイゼンを行う学校を支援する。 |
| 学校問題解決支援事業 | 教育総務課 | | いじめ等の児童・生徒を取り巻く問題の解決や教職員の負担軽減に向けて、弁護士等の専門家の活用や関係機関の連携体制を構築することにより、学校を支援する。 |
| ICTを活用した学校運営支援システム構築事業 | 教育総務課 | ○ | ICTを活用することにより、学校現場での紙媒体による業務の効率化、教職員の負担軽減を図る。 |
| 学事支援事業 | 教育環境課 | | 生徒の学籍、出欠、成績等の情報を集計・管理するシステムを整備して、教職員間での生徒情報の共有化と事務処理の効率化を図る。 |

⑤教職員の精神性疾患への対応

・教職員が心身ともに健康で働くことのできる職場環境を整備し、それぞれの職場での組織としての対応を進めるとともに、相談窓口を整えるなどして、精神性疾患による休職者の減少を図ります。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|--------------|-------|------|--|
| 教職員厚生事業費 | 教育総務課 | ○ | 教育関係職員の福利厚生の増進と働きやすい職場環境作りを推進する。 |
| 教職員健康管理事業費 | 教育総務課 | ○ | 教職員の健康、衛生管理対策を行い、疾病の早期発見と生活習慣病等の予防・進展防止のため、定期健康診断等を実施する。 |
| 教職員心の健康対策事業費 | 教育総務課 | ○ | 教職員のメンタルヘルス対策として、研修の実施や相談体制の充実を図る。 ※学校訪問相談要領を新規策定予定 |

(12) 人的、物的な教育資源の充実

① 教員の資質向上や指導力、授業力の向上

- ・教員の大量退職時代の到来を迎え、若手育成や学校リーダー育成等を中長期的な視点で行い、様々な教育ニーズや課題に対して、迅速かつ適切に対応することができる教職員の資質や指導力の向上及び適切な人材の確保を目指します。
- ・児童生徒が、「分かる喜び」や「できる楽しさ」を実感し、学習意欲を高める授業、課題解決能力や思考力を育む授業が展開できるよう、教員の授業力を高め、授業改革を進めます。【再掲2-(5)】
- ・授業改革に取り組む教育研究団体の活動を支援し、連携して教職員の研究活動の活性化を図ります。【再掲2-(5)】
- ・教職員の能力向上に向けて、自主的な研修の推進や、人的なネットワークづくりを進め、教職員の授業改革意欲を高めます。
- ・エキスパート教員による積極的な授業の公開や中学校区でのチームティーチングの取組などにより、優れた指導力を広げ、教職員の授業力の向上を図ります。
- ・2020年の学習指導要領の完全実施による小学校での英語の教科化や中学校での英語による授業実施に向けて、教員の指導力向上や児童生徒が実際に英語のコミュニケーション活動を体験できる機会の拡充等、先導的な英語教育を推進します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|------------------------|--------|------|--|
| 小中連携で取り組む授業改革ステップアップ事業 | 小中学校課 | ○ | 小中学校9年間を通じた学力向上を図るため、計画・実施・評価・改善プランを明確にして授業改革等の学力向上策に取り組む教育研究団体や中学校区を、各団体、市町村、県との協働体制によって支援し、成果を全県に普及させる。【再掲2(5)④】 |
| エキスパート教員ステップアップ事業 | 小中学校課 | ○ | 教科指導等に卓越した力を有するエキスパート教員による中学校区でのチームティーチングによる授業を実施する。また、同一市町村内の他の学校等からの依頼に応じて指導助言を行うなどして、その資質能力を複数の学校に活用し、教職員の指導力向上を図り、広く学校の教育力を高める。 |
| エキスパート教員認定制度 | 小中学校課 | ○ | 他の教員のモデルとなるような優れた教育実践を行っている教員を「エキスパート教員」として認定し、その優れた指導技術等を普及させていくことにより、本県教員の指導力の向上を図る。 |
| 学校教育支援事業 | 教育センター | | 学校訪問型の研修や研究団体と連携した研修を実施する。学校支援体制の充実と学校との共同研究や成果還元による授業力・学校教育力の向上を図る。【再掲2(5)④】 |
| 教科・領域指導力向上セミナー | 教育センター | | 教育課題についての専門的知識を基盤とした少人数・高度化・開放型の実践的研修を実施して、中核となる教員の指導力向上を図る。【再掲2(5)④】 |
| 教職員派遣研修費 | 高等学校課 | | 教職員の資質や指導力の向上を図るため、計画的に各種講座・研修会や大学院、研究機関、民間企業等に派遣し、研鑽を積ませる。 |
| 授業力向上への取組 | 各教育局 | ○ | <p>[東部教育局] 確かな学力を育む授業改善への支援（エキスパート教員の協力を得たり、小中の枠を超えて異校種の協議を深めたりしながらワークショップを開催し、若手や中堅リーダーを育成する。）</p> <p>[中部教育局] 学校教育目標の達成につながる校内研究の推進（小中学校の校内研究に関わる状況把握及び体制づくりへの継続した指導・支援、情報提供を行う。）【再掲2(5)③】</p> <p>[西部教育局] 学校教育目標の達成につながる校内研究の推進（『西部教育局版学級経営の手引き』を活用し、学力向上を支える小中学校の学級経営の実践についての状況把握及び学級づくりの充実についての継続した指導・支援、情報提供を行う。）【再掲2(5)③】</p> <p>西部地区学びをつなぐ・心をつなぐ・生活をつなぐ連携推進事業 （中学校区の学校づくりの一層の推進のために、小中が一貫した目標を明確化し協働して取り組むことができるような指導助言に努める。）【再掲2(5)④】</p> |

② 県民に信頼される教職員の育成

- ・教職員一人ひとりのコンプライアンスの意識の徹底を図るとともに、不祥事を起こさない、起こさせない職場風土を構築します。【再掲3-(11)】

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|----------|---------------------------|------|---|
| 教育行政監察業務 | 教育総務課 | ○ | 県民の信頼を損なうような事案の発生を皆無にするため、コンプライアンスの徹底を図る。【再掲3-(11)】 |
| 教職員人事管理 | 小中学校課 特別支援教育課 高等学校課 | | 学校における教職員の人事管理業務及び校長会、事務長会等において学校管理に係る指導を行う。 |

③優秀な人材確保のための教員採用

- ・説明会を開催するなどして受験者の確保に取り組むとともに、教員採用試験を創意工夫し、優秀な人材の採用に努めます。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|--------|---------------------------|------|--|
| 教員採用試験 | 小中学校課 特別支援教育課 高等学校課 | ○ | 試験区分の工夫に加え、現職教諭を対象とした選考やスポーツ・芸術の分野に秀でた者を対象とした選考等の特別選考を実施して、優秀な人材の確保に努める。 |

④学校図書館の整備の推進と教材整備の推進

- ・学校図書館資料の充実を図るため、学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、全ての学校への司書教諭の発令と司書など学校図書館の諸事務にあたる職員の配置を推進します。
- ・学校図書館司書や司書教諭の資質向上につながる研修や訪問相談を充実します。【2-(8)に再掲】
- ・県立図書館から学校図書館等へ2日以内に図書が届く物流システムの活用と促進を図ります。
- ・県立学校の図書館業務の効率化と利便性を高めるため、図書管理システムの充実に努めます。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|--------------------------|-----------------------|------|--|
| 読書指導の充実事業費 | 教育環境課 | | 図書管理システムの運営を行うて学校図書館業務の効率化と利便性を高めることにより、学校教育活動の支援を行う。 |
| 生きる力を育むとっとり学校図書館活用教育推進事業 | 図書館 小中学校課 高等学校課 | ○ | 就学前から小、中、高等学校まで、一貫した見通しを持った「とっとり学校図書館活用教育推進ビジョン」を策定するとともに、「とっとり学校図書館活用教育ハンドブック」を作成し、学校図書館関係職員の能力向上に資する研修を充実させ、学校現場での図書館活用教育を推進する。【再掲1(3)⑤】 |
| 市町村図書館等協力支援事業 | 図書館 | | 県内市町村図書館に対して職員研修と訪問相談を実施することで、各館職員のスキルアップと図書館サービスの充実に資するとともに、県立図書館と市町村図書館、高等学校・特別支援学校図書館等を結ぶ物流・連携のネットワークを構築することで、全県民への県立図書館資料とサービスの提供と、各館間の連携推進を実現する。【再掲1(3)⑤】 |

⑤ICTを活用した教育の推進

- ・ICTを活用した教育を充実し、基礎学力の定着とICTリテラシーを前提とした21世紀型スキルの取得を目指し、ICT活用教育推進のためのビジョンの構築を行います。
- ・ICTを有効に活用する教職員の育成や県立学校における機器の導入などにより、児童生徒の情報活用能力の育成と、分かりやすく理解の深まる授業の実現を目指します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|-----------------|----------------|------|--|
| 県立学校ICT環境整備事業費 | 教育環境課 高等学校課 | | 県立学校において、インターネットや情報機器を積極的に活用した授業を展開できるよう、各教室や情報処理室用のコンピュータ、プロジェクタ、ネットワーク等のICT環境を整備する。 |
| 教職員研修費（情報モラル研修） | 教育センター | | 初任者研修、10年経験者研修等においてICT活用教育や情報モラルに係る研修を実施する。【再掲2(7)②】 |
| 教育情報ネットワーク事業 | 教育センター | | 先進的な研修を実施するために、タブレット型端末（スレートPCなど）等のICT機器の整備を行う。 |
| ICT活用教育推進事業 | 教育センター | ○ | 21世紀型スキルなどの、学校に求められる学びの質的变化への対応と、ICT活用教育推進研修や、学校訪問型研修をさらに充実させ、ICTを活用した授業設計の提案と教員のスキル向上を図る。産官学からなる、ICT活用教育推進協働コンソーシアムを、鳥取環境大学との協力関係の中で組織し、鳥取県版の新しいソリューション開発や実現をめざす。 |

⑥校庭の芝生化

- ・県立学校の校庭等の芝生化の推進に取り組みます。
- ・保育所、幼稚園、小中学校における芝生化に向けた取組を支援します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|----------------|-------|------|--|
| 県立学校校庭芝生化推進事業費 | 教育環境課 | ○ | 児童生徒の体力や競技力の向上、けがの防止などを図るため、校庭等の芝生化を推進する。 |
| 鳥取方式の芝生化促進事業 | スポーツ課 | | 次世代を担う子どもたちの健全な心身の育成を図るため、芝生の上で自由に運動したり遊んだりすることができるよう、保育園、幼稚園の園庭、小学校校庭の芝生化の支援を進める。 |

⑦環境教育の推進

・太陽光発電設備など、児童生徒の環境教育に資する施設、設備の県立学校への導入について、随時、検討します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|----------------|-------|------|---|
| 省エネルギー型設備導入事業費 | 教育環境課 | ○ | 環境負荷の低減と管理経費の節減を行うため、省エネルギー型設備の導入を図る。【再掲3(13)②】 |

(13)安全、安心な教育環境の整備

①公立学校の耐震対策の推進

・県立学校の耐震化（非構造部材の耐震対策を含む。）について、平成29年度末までの完了を目指します。
 ・市町村立学校の耐震化（非構造部材の耐震対策を含む。）の早期完了に向けて、国に対し、地方公共団体の負担軽減のための支援策の充実、改善を働きかけます。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|--------------|-------|------|--|
| 県立学校耐震化推進事業費 | 教育環境課 | ○ | 耐震強度が不足している県立学校の建物について、計画的に耐震改修を進めて、順次、実施設計及び改修工事を行うとともに、屋内運動場等の非構造部材についても耐震対策を行う。 |

②学校内外の安全確保

・地域との協働による学校づくりの観点から、学校支援ボランティアによる子どもの見守り活動を推進します。

・スマートフォンや携帯電話、ゲーム機等が児童生徒に与える諸問題に適切に対応するため、関係機関、団体等と連携して、情報モラル等に関する教育啓発活動を実施します。【2-(7)に再掲】

・スマートフォンや携帯電話、インターネット等を用いたいじめや犯罪等に関わる児童生徒の減少を目指します。【2-(7)に再掲】

・地震や津波等の災害から児童生徒を守るために、実践的な防災教育を推進します。

・自転車乗車中などの交通事故をなくすために、交通安全教育の充実を図ります。

・不審者等の犯罪から児童生徒を守るために、学校、家庭、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。

・関係機関と連携し、通学路の安全確保を図ります。

・県立学校の施設、設備の点検、修繕等を適時、適切に実施するとともに、省エネ対策やバリアフリー化にも配慮しながら、安心、安全な学校環境づくりを進めます。

・薬物乱用を絶対にしない、許さない児童生徒を育成するための薬物乱用防止教育の充実を図ります。【再掲2-(9)】

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|--------------------------|--------|------|---|
| 学校防災機能強化向上推進事業 | 教育総務課 | | 災害発生時の情報伝達・収集・共有を円滑かつ確実にを行うため、県立学校にタブレット端末を整備し、県が既に導入・運用しているテレビ会議システム（総務課整備）、災害情報システム（危機管理局整備）と連携活用することで県立学校の防災機能強化を図る。 |
| 教育施設営繕費 | 教育環境課 | | 県立学校等の施設の維持及び老朽化の進行に伴い必要となる修繕を行い、教育施設としてふさわしい環境の整備を図る。 |
| 省エネルギー型設備導入事業費 | 教育環境課 | | 環境負荷の低減と管理経費の節減を行うため、省エネルギー型設備の導入を図る。 |
| 教育財産管理事業費 | 教育環境課 | | 安心・安全な学校環境づくりを図るため、県立学校等の建築物の定期点検、学校警備及び自家用電気工作物や消防用設備等の保守点検業務の委託等を実施して、教育財産の適正な管理を行う。 |
| 学校支援ボランティア事業（国補助事業及び県事業） | 小中学校課 | | 地域住民等の参画により、学校の教育活動を支援する仕組みをつくり、様々な学校支援活動を実施することに対して助成する。【再掲1(1)②】 |
| 教職員研修費（情報モラル研修） | 教育センター | | 初任者研修、5年目研修、10年経験者研修等においてICT活用教育や情報モラルに係る研修を実施する。【再掲2(7)②】 |
| ケータイ・インターネット教育啓発推進事業 | 社会教育課 | ○ | 保護者をはじめとする大人に対して、携帯電話やインターネットとのより良い接し方についての教育啓発を行う。【再掲1(1)①】 |
| 学校保健教育指導費 | 体育保健課 | | 県立学校の児童生徒の健康の保持増進を図るため健康診断等を実施するとともに、学校管理下における児童生徒の災害に対する医療費等の災害共済給付金の支給を行う。 |
| 学校安全対策事業 | 体育保健課 | ○ | 児童生徒が安全で安心に生活するために、学校の安全教育・安全管理及び学校・家庭・地域が連携した地域ぐるみの学校安全体制の充実を図る。 |

③安全、安心な学校給食

- ・生産者や流通関係者等、地域と連携し、県産品の利用促進など安全で安心できる食材を使用した学校給食の提供を目指します。
- ・異物混入や食中毒事故を防ぐため、衛生管理講習会を実施するなどして、衛生管理を徹底します。
- ・教職員や学校給食担当者を対象とした研修会を開催するなど、食物アレルギーの児童生徒に対応できる体制整備を進めます。【2-(9)に再掲】

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|--------------|-------|------|--|
| 学校における食育推進事業 | 体育保健課 | ○ | 子どもたちに安全・安心な食の提供や地域の食文化を伝えるため、学校給食関係者を対象にした研修会等を行うとともに、学校給食における県産品利用（地産地消）を推進する。 |
| 学校給食指導費 | 体育保健課 | | 学校給食における衛生管理の充実と食中毒防止に努めるため、衛生管理に関する指導や研修会等を開催するとともに、栄養教諭や学校栄養職員の資質や専門的な指導力の向上を図るための研修を実施する。 |
| 県立学校給食費 | 体育保健課 | | 県立学校の学校給食運営を行う。 |

④特に支援が必要な家庭への支援

- ・経済的理由で修学を断念する子どもがいないよう、奨学金の貸与及び給付を行うとともに、十分な貸与枠の確保と将来にわたって安定した事業継続ができるよう、確実に償還金を回収し、財源の確保に努めます。
- ・貧困や虐待など、子育てに関し不安や問題を抱える家庭に対して、福祉機関等とも連携した対応を進めます。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|--------------|---------|------|---|
| 公立高等学校就学支援事業 | 高等学校課 | | 県立高校に在籍する生徒に対して、授業料と同額の「高等学校等修学支援金」を支給し、教育費負担軽減を図る。 |
| 奨学資金債権回収事業 | 人権教育課 | ○ | 次の奨学金貸与の財源となる返還金の回収を効率的に進める。 |
| 進学奨励事業 | 人権教育課 | | 進学奨励資金の返還を進める。 |
| 育英奨学事業 | 人権教育課 | ○ | 経済的理由で修学が困難な生徒に奨学金を貸与する。 |
| 県育英会助成事業 | 人権教育課 | | 東京で学生寮を運営する鳥取県育英会の運営支援を行う。 |
| 高校生等奨学給付金事業 | 人権教育課 | ○ | 特に低所得で高校への修学が困難な世帯に対し、就学のための給付金を給付する。 |
| 児童相談所集団指導事業 | 青少年・家庭課 | | 子育てで不安があり一人で悩む親や、我が子に対して辛くあたる親を支援するため、各児童相談所が、話し合いや支え合う場を提供しカウンセリングを実施する。 |

(14) 私立学校への支援の充実

①私立学校の振興

- ・私立学校の特色ある取組を応援するため、優秀な教職員の人材確保や教育環境の維持向上に必要な経費を助成するとともに、就学支援金や授業料減免などによる保護者、生徒の経済的負担軽減を図り、県民に多様な良質な教育の選択肢を提供することを通じて、多彩で優れた人材を養成します。
- ・私立学校に通学する特別な支援の必要な生徒等の教育環境向上を支援します。
- ・私立学校の不登校、いじめ等に関する対策を支援します。
- ・私立学校の学力向上に向けたICT活用、土曜日授業等を支援します。
- ・私立学校の生徒等が様々な体験活動が行えるよう支援します。
- ・私立学校の情報公開の一層の促進、学校の自己評価及び学校関係者による評価結果の公表の促進を図ります。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|-----------------|----------|------|---|
| 私立学校教育振興補助金 | 教育・学術振興課 | ○ | 私立学校（高等学校、中学校、専修学校）の教育環境の維持向上に必要な経費に対して助成を行い、生徒・保護者の教育費負担軽減を図りながら多様な教育の機会を確保する。 一般分：人件費、教育管理費、設備費 特別分：経営改善支援、舎監の配置に要する経費、専門ソフト整備に要する経費、土曜日授業実施に係る経費、ICT活用教育に係る経費、魅力ある学校づくりのための取組に要する経費等 |
| 私立高等学校等就学支援金 | 教育・学術振興課 | | 家庭の状況にかかわらず、全ての中学生、高校生等が安心して勉学に打ち込める環境を作るために、国の「高等学校等就学支援金」及び本県独自の「中学校就学支援金」を交付（学校設置者が代理受領）し、家庭の教育費負担の軽減、多様な教育を受ける機会の確保を図る。 |
| 私立学校生徒授業料等減免補助金 | 教育・学術振興課 | | 私立高等学校等に在籍する生徒の経済的負担を軽減するため、授業料、施設設備費等の生徒納付金を減免している私立高等学校等の設置者に対して助成を行う。 |

| | | |
|---------------------|----------|--|
| 私立高等学校等特別支援教育サポート事業 | 教育・学術振興課 | 私立高等学校等のLD(学習障がい)、ADHD(多動性障がい)等の生徒及び視聴覚障がい、肢体不自由など、特別な配慮が必要な生徒に対する学習環境整備に要する経費の一部を助成する。また、特別支援教育に係る担当教員の教育活動の充実を図るため、担当教員の人件費の一部を助成する。 |
| いじめ問題対策事業 | 教育・学術振興課 | いじめについて、私立中学・高等学校での心理検査(hyper-QU)の実施と活用を研修と助成により支援することで、私立学校におけるいじめの早期発見と生徒へのきめ細やかな指導に役立て、いじめの解消に繋げる。【再掲2(8)③】 |
| フリースクール連携推進事業 | 教育・学術振興課 | 県内において私立学校等の民間事業者が鳥取県版「民間適応指導教室ガイドライン」に沿って適応指導教室を設置運営する場合にその経費の一部を助成する。【再掲2(8)③】 |
| 私立学校施設整備費補助金 | 教育・学術振興課 | 校舎等の改築(建替え)、改修(耐震補強工事)に要する経費の一部を助成することにより校舎等の耐震化を推進し、教育環境の整備を図る。(私立高等学校等改築事業補助金、私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金、私立学校振興資金利子補助金) |
| 学校法人等連絡調整費 | 教育・学術振興課 | 私立学校を設置する学校法人等の運営に係る連絡調整や、各学校の抱える教育課題などの現状把握・助言、私立高等学校等の優良卒業生、私学教員功労者の表彰などを行う。 |
| 私学共済事業等助成事業 | 教育・学術振興課 | 私立学校の教職員が加入する退職金給付事業、長期給付(年金)事業及び教職員の研修事業への助成を行う。 |

②学校経営の健全性の向上、入学者確保

・私立学校の魅力向上の取組を財政面や研修等により支援し、入学者確保と学校経営の健全性の向上を図ります。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|------------------------------|----------|------|---|
| 私立学校教育振興補助金 | 教育・学術振興課 | ○ | 私立学校(高等学校、中学校、専修学校)の教育環境の維持向上に必要な経費に対して助成を行い、生徒・保護者の教育費負担軽減を図りながら多様な教育の機会を確保する。 一般分:人件費、教育管理費、設備費 特別分:経営改善支援、舎監の配置に要する経費、専門ソフト整備に要する経費、土曜日授業実施に係る経費、ICT活用教育に係る経費、魅力ある学校づくりのための取組に要する経費等【再掲3(14)①】 |
| 私立学校施設整備費補助金 | 教育・学術振興課 | | 校舎等の改築(建替え)、改修(耐震補強工事)に要する経費の一部を助成することにより校舎等の耐震化を推進し、教育環境の整備を図る。(私立高等学校等改築事業補助金、私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金、私立学校振興資金利子補助金)【再掲3(14)①】 |
| 学校法人等連絡調整費 | 教育・学術振興課 | | 私立学校を設置する学校法人等の運営に係る連絡調整や、各学校の抱える教育課題などの現状把握・助言、私立高等学校等の優良卒業生の表彰などを行う。【再掲3(14)①】 |
| 私学共済事業等助成事業 | 教育・学術振興課 | | 私立学校の教職員が加入する退職金給付事業、長期給付(年金)事業及び教職員の研修事業への助成を行う。【再掲3(14)①】 |
| 私立幼稚園運営費補助金 | 子育て応援課 | | 私立幼稚園の教育環境の維持向上及び保護者負担の軽減を図るとともに、学校経営の健全性を高め、特色ある取組を推進する。(私立幼稚園(子ども・子育て支援新制度へ移行しない施設)の運営費に助成) |
| 特別支援教育推進事業 | 子育て応援課 | | 私立幼稚園における特別支援教育の充実、振興を図るため、特別支援教育の実施に係る教員人件費、教材費等に対して助成を行う。 |
| 子育て支援活動・預かり保育推進事業 | 子育て応援課 | | 平日・休日等預かり保育や地域への園開放、保護者に対する教育相談等、子育て支援活動に要する経費に対して助成する。【再掲2(4)】 |
| 人権教育推進事業 | 子育て応援課 | | 人権尊重の精神の芽生えを育むため、私立幼稚園で行われる保護者啓発活動等に要する経費に対して助成する。 |
| ティーム保育推進事業 | 子育て応援課 | | 幼児教育の充実のため、ティーム保育(補助教諭配置)導入に係る教員人件費に助成を行う。 |
| 施設型給付費県負担金 | 子育て応援課 | | 市町村が、子ども・子育て支援新制度へ移行する私立幼稚園(認定こども園)に対して行う施設型給付に要する費用に対して、県がその一部を負担する。 |
| 地域子ども・子育て支援事業(一時預かり事業(幼稚園型)) | 子育て応援課 | | 市町村が、子ども・子育て支援新制度へ移行する私立幼稚園(認定こども園)に対して行う平日・休日等預かり保育に要する経費助成に対して、県がその一部を補助する。 |

③私立学校の耐震化

・私立学校の耐震化については各学校設置者による整備を支援し、一層の耐震化率の向上を目指します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点 事業 | 事業・取組内容 |
|---------------|----------|----------|---|
| 私立学校施設整備費補助金 | 教育・学術振興課 | ○ | 校舎等の改築（建替え）、改修（耐震補強工事）に要する経費の一部を助成することにより校舎等の耐震化を推進し、教育環境の整備を図る。（私立高等学校等改築事業補助金、私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金、私立学校振興資金利子補助金）【再掲3(14)①】 |
| 私立幼稚園施設整備費補助金 | 子育て応援課 | | 老朽化した私立学校施設の改築事業等に対して助成し、安全な環境の中での教育の確保を図る。 |

目標4 生涯にわたって運動、スポーツに親しむ環境づくり

(15)ライフステージに応じた運動、スポーツ活動の充実

①幼児期における運動、スポーツの基礎づくり

・家庭や地域、幼児教育・保育を行う機関に幼児期における運動の大切さの啓発を進めます。
 ・幼児教育、保育を行う機関や家庭において、「1日合計「60分」を目安に楽しく体を動かす機会を確保し、幼児期の運動の習慣化を図るための取組を支援します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点 事業 | 事業・取組内容 |
|--------------------|-------|----------|---|
| 子どもの体力向上推進プロジェクト事業 | 体育保健課 | ○ | 子どもの体力・運動能力が低下、二極化の傾向にある鳥取県の課題を解決し、運動の習慣化及び体力の向上を図るため、地域の指導者等を学校に派遣するなど、運動機会の確保及び充実を図る。 ・チームとっとり元気キッズ育成モデル校事業 ・児童生徒の体力向上支援事業【再掲2(9)②】 |

②少年期(小学校～高等学校)の適正なスポーツ活動の充実

・体育学習の充実を図り、児童生徒の誰もが運動する喜びを味わいながら、自主的、主体的な活動として、運動(遊び)が日常的に子どもの中に定着し、習慣化されるように努めます。
 ・運動機会を充実させるとともに、体力テスト結果を分析し効果的に活用することにより、児童生徒の体力向上を図ります。
 ・生涯にわたってたくましく生きるための健康や体力の基礎を培うとともに、人格形成につながる児童生徒のスポーツ活動や運動部活動の充実を図ります。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点 事業 | 事業・取組内容 |
|---|-------|----------|---|
| 鳥取県子ども未来基金費 | 教育総務課 | | ふるさと納税制度により本県に寄附された寄附金を「鳥取県子ども未来基金」に積み立て、ジュニアスポーツの振興の経費として活用する。 |
| 県立鳥取工業高等学校グラウンド整備事業費 県立倉吉西高等学校弓道場整備事業費 県立倉吉総合産業高等学校グラウンド整備事業費 | 教育環境課 | | 老朽化や機能に支障がある高等学校の体育施設の改修・整備を行い、スポーツ活動の充実を図る。 |
| 学校体育充実事業 | 体育保健課 | | 体育・保健体育科における学習指導要領に沿った学習の円滑な実施に向け、体育担当教員の指導力向上を目的とした研修会の実施及び教員の研修会派遣等を行い、体育・保健体育学習の更なる充実を図る。また、外部指導者を派遣して安全面に配慮した武道学習の定着を図る。【再掲2(9)①】 |
| 子どもの体力向上推進プロジェクト事業 | 体育保健課 | ○ | 子どもの体力・運動能力が低下、二極化の傾向にある鳥取県の課題を解決し、運動の習慣化及び体力の向上を図るため、地域の指導者等を学校に派遣するなど、運動機会の確保及び充実を図る。 ・チームとっとり元気キッズ育成モデル校事業 ・児童生徒の体力向上支援事業【再掲2(9)②】 |
| 学校関係体育大会推進費 | 体育保健課 | | 鳥取県小学校体育連盟、鳥取県中学校体育連盟、鳥取県高等学校体育連盟及び中国地区ろう学校体育連盟が主催する全県規模の体育大会等の開催及び全国・中国大会への生徒の参加を支援する。 |
| 県立八頭高等学校ホッケー場人工芝更新事業 | 体育保健課 | | 平成28年度全国高等学校総合体育大会のホッケー競技のメイン会場として予定している県立八頭高等学校ホッケー場を整備するため、人工芝張替工事を行う。 |
| 魅力あるスポーツ活動推進事業 | 体育保健課 | | 体罰の根絶をはじめとするスポーツ活動の適正化やスポーツ活動における指導及び運営の充実を図るため、「子どものスポーツ活動ガイドライン」を周知し、部活動の顧問や小学生スポーツをはじめ、広く県内の指導者を対象とした研修会を開催する。 |
| 小学校体育専科教員の配置 | 体育保健課 | | 県内小学校に5名の体育専科教員(非常勤講師)を配置し、教員の指導力の向上、運動好きな児童の育成を図る。【再掲2(9)①】 |

| | | | |
|--------------------|-------|--|---|
| 日韓スポーツ交流事業 | スポーツ課 | | 平成13年11月6日に締結した鳥取県・江原道スポーツ交流協定に基づき、公益財団法人鳥取県体育協会と江原道体育会が行う青少年スポーツ交流事業に対して支援する。(平成27年度は本県から派遣) |
| 因幡・但馬ジオパーク地域スポーツ交流 | スポーツ課 | | 山陰海岸ジオパークの周知を図るとともに因幡地域と但馬地域の陸上競技を通じたスポーツ交流を促進するため、因幡・但馬ジオパーク地域交流陸上競技大会実行委員会が主催する陸上競技大会を支援する。 |

③成年期からの運動、スポーツ活動の充実

- ・ウォーキングなど手軽に日常生活で取り組むことができる運動やスポーツを奨励し、運動習慣づくりを進めます。
- ・各種大会やスポーツイベントなどの周知、普及・啓発、開催支援等を通じて、年齢、性別、障がい等を問わず、誰もが、関心、適性等に応じてスポーツ活動へ参加しやすい環境を整えます。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|-------------------------------------|-----------------|------|---|
| 県立八頭高等学校ホッケー場人工芝更新事業 | 体育保健課 | | 平成28年度全国高等学校総合体育大会のホッケー競技のメイン会場として予定している県立八頭高等学校ホッケー場を整備するため、人工芝張替工事を行う。【再掲4(15)②】 |
| 障がい者スポーツ振興事業 | スポーツ課 障がい福祉課 | | 障がいの有無に関わらず、積極的にスポーツに参加できる環境づくりのため、各種スポーツ大会の開催を通じて障がい者スポーツの振興を図る。 |
| 障がい者スポーツ機会創出事業 | スポーツ課 | | 障がい者が地域で日常的にスポーツ活動が行える機会として、スポーツ教室を開催する。また、障がい者がスポーツ活動に参加する際のコーディネーターや指導、補助等を行う障がい者スポーツ指導員の養成を行う。 |
| 精神障がい者スポーツ大会 | 障がい福祉課 | | 精神障がい者の社会参加の促進や交流を図るため、バレーボール大会及びフットサル交流会を開催する。 |
| レクリエーション活動支援事業 | 青少年・家庭課 | | 青少年の健全育成、健康で生きがいに満ちた暮らし、ぬくもりのあるコミュニティづくりに有効な手法であるレクリエーションを普及するため、県レクリエーション協会が行う鳥取県レクリエーション大会に助成を行う。 |
| 体育施設運営費 | スポーツ課 | | 県立社会体育施設の管理運営を円滑に行うため、指定管理者に施設の管理運営を委託し、必要な備品の整備を行う。 |
| 体育施設改修費 | スポーツ課 | | スポーツ活動の拠点としてふさわしい環境の整備を図るため、県立社会体育施設の維持、老朽化に伴う改修工事を行う。 |
| 県立体育施設バリアフリー化事業 | スポーツ課 | | 2020年東京パラリンピック開催に向けて、障がい者スポーツの環境整備を積極的に図るため、県立社会体育施設のバリアフリー化を推進する。 |
| 公益財団法人鳥取県体育協会運営費補助金 | スポーツ課 | | 公益財団法人鳥取県体育協会の円滑な運営に資するため、その運営費のうちスポーツ振興に係るものに対して支援する。 |
| スポーツによる情報発信・地域おこし支援事業 | スポーツ課 | | スポーツを通して鳥取県の情報発信や地域おこしを行うため、本県で生まれ育った全国的な大会や全国的なチームに対して支援する。 |
| 倉吉自転車競技場運営費 | スポーツ課 | | 自転車競技の強化拠点施設として整備し、平成28年インターハイに向けた整備、大規模な大会及び国内外のトップチームの合宿の誘致により本県アスリートの競技力向上を図るため、倉吉自転車競技場のトレーニングセンター及び駐車場整備に必要な経費及び管理運営に係る経費について、公益財団法人鳥取県体育協会に対して支援する。 |
| スポーツ・レクリエーション事業 | スポーツ課 | | 県民のスポーツに対する意欲・関心を高めるとともに、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現と健康・体力の保持増進を図るため、鳥取県民スポーツ・レクリエーション祭を開催し本県の生涯スポーツの普及振興を図る。 |
| 生涯スポーツ推進費 | スポーツ課 | | 地域スポーツの推進を担う鳥取県スポーツ推進委員協議会の運営や協議会が実施する研究大会等の一部補助と、リーダー研修会の開催、中央講習会への受講者派遣を行い、スポーツ推進委員の資質向上と活動の活性化を図る。また、総合型地域スポーツクラブ運営の中心となるアシスタントマネージャー講習会を開催し、クラブの活性化を支援する。 |
| 「関西ワールドマスターズゲームズ2021」平成27年度開催準備費負担金 | スポーツ課 | | 「関西ワールドマスターズゲームズ2021」大会開催準備必要経費(平成27年度分開催府県市負担金)について負担する。 |
| とっとり生涯スポーツ創生事業 | スポーツ課 | ○ | 関西ワールドマスターズゲームズの一部競技及びマスターズ全国大会の開催、本県発祥のグラウンド・ゴルフのブランド化を目指す取組を行う。 |
| クライミング施設整備事業 | スポーツ課 | | 山岳競技の競技力向上及び競技の普及を図るため、クライミング施設を整備する。 |

(16) トップアスリートの育成(競技力向上)

① ジュニア期からの一貫指導体制の整備

- ・発達段階ごとの到達目標を踏まえて指導内容を検討し、世界や全国で活躍する選手育成のために、ジュニア期からトップレベルに至る体系的な指導体制や指導プログラムの充実を図るとともに、優秀なジュニア競技者の発掘に努めます。
- ・特別支援学校における運動部の指導体制の充実を図ります。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|--------------------------|---------|------|--|
| 学校交流等による障がい者スポーツ振興事業 | 特別支援教育課 | ○ | 学校間交流を通して、障がい者スポーツの振興を図るとともに、障がいのある子どもとない子どもが障がい者スポーツの楽しさとともに味わい、障がいのある人の社会参加や障がいに対する理解を深める。【再掲2(6)①】 |
| 平成28年度全国高等学校総合体育大会特別強化事業 | 体育保健課 | ○ | 平成28年度全国高等学校総合体育大会中国ブロック大会の本県開催4競技(相撲、ホッケー、自転車(トラック)、弓道)について、『日本一』を目標に年次的に競技力向上を図る。 |
| 競技スポーツ推進事業 | スポーツ課 | | 本県選手の競技力に関する戦力分析・情報収集を行うとともに、国体や国際大会等の入賞者に対する知事表彰を行い、各選手の競技力向上に対する意識や、県民の競技スポーツに対する意識の高揚を図る。 |
| 競技力向上のための指導者の確保事業 | スポーツ課 | | 鳥取県の競技力向上のため、優秀な指導者を確保する。 |
| 国民体育大会派遣事業 | スポーツ課 | | 公益財団法人鳥取県体育協会に委託して、国民体育大会県予選会を開催するとともに、中国ブロック大会・国民体育大会へ選手を派遣する。 |
| 競技力向上対策事業費 | スポーツ課 | | 本県スポーツの競技力向上を図るとともに、スポーツ活動を通して県民に夢と感動を与える優秀な競技者を育成するため、競技団体等が実施する各種強化事業に対して支援する業務を公益財団法人鳥取県体育協会へ委託する。 |
| 全国障害者スポーツ大会派遣等事業 | スポーツ課 | | 一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会に委託して、全国障害者スポーツ大会の予選会を開催するとともに、全国障害者スポーツ大会へ選手を派遣する。 |
| 障がい者スポーツ競技力向上事業 | スポーツ課 | | 2020東京パラリンピック開催決定を契機とした障がい者スポーツへの関心の高まりを受け、本県出身の選手が全国障害者スポーツ大会や東京パラリンピック等で活躍する夢や目標を応援するため、よりレベルの高い選手や指導者の育成を行い、競技力の向上を図る。あわせて、全国の障がい者が使いやすいトレーニングの場を本県へ誘致するための調査研究を行う。【再掲4(16)③】 |

② アスリートのキャリア形成の推進

- ・アスリートや指導者、競技団体に対して、競技引退後のキャリアに必要な能力等を身につける教育を受けながら、将来に備えるという「デュアルキャリア」についての普及と啓発を行うとともに、キャリア形成を指導できる環境の整備に努めます。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|-------------------|-------|------|---|
| 競技力向上のための指導者の確保事業 | スポーツ課 | | 鳥取県の競技力向上のため、優秀な選手及び指導者を確保する。【再掲4(16)①】 |
| 競技力向上対策事業 | スポーツ課 | ○ | 優秀な選手及び指導者を県内私立学校へ配置し、ジュニア選手強化に資する。 |

③ 2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした取組の実施

- ・オリンピック・パラリンピック出場に向けた競技力の向上施策の推進、合宿誘致や環境整備などに取り組みます。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|----------------------------------|---------|------|--|
| 学校交流等による障がい者スポーツ振興事業 | 特別支援教育課 | ○ | 学校間交流を通して、障がい者スポーツの振興を図るとともに、障がいのある子どもとない子どもが障がい者スポーツの楽しさとともに味わい、障がいのある人の社会参加や障がいに対する理解を深める。【再掲2(6)①】 |
| 2020東京オリンピック・パラリンピック代表選手育成プロジェクト | スポーツ課 | | 2020東京オリンピック・パラリンピックに向け、優秀なジュニア選手の発掘・育成のためのプログラム実施、子どもたちとトップ選手との交流機会の創出、本県トップアスリートの海外遠征支援等を行い、本県から東京オリンピック・パラリンピックに出場する選手を育てる。 |
| 全国大会等推進費 | スポーツ課 | | 本県スポーツ活動の振興と、スポーツ大会を通じた本県のアピールを目的とし、鳥取県内で開催される各種競技団体の大会の開催費を支援する。 |
| キャンプ地誘致推進プロジェクト事業 | スポーツ課 | ○ | 拠点となる競技施設の整備を図るとともに、国内外のトップチームの合宿を誘致し、鳥取県民がトップレベルのスポーツに触れる機会を創出し、本県アスリートの意識啓発や競技レベルの向上など、スポーツの振興を図る。 |

| | | |
|-----------------|-------|--|
| 障がい者スポーツ競技力向上事業 | スポーツ課 | 2020東京パラリンピック開催決定を契機とした障がい者スポーツへの関心の高まりを受け、本県出身の選手が全国障害者スポーツ大会や東京パラリンピック等で活躍する夢や目標を応援するため、よりレベルの高い選手や指導者の育成を行い、競技力の向上を図る。あわせて、全国の障がい者が使いやすいトレーニングの場を本県へ誘致するための調査研究を行う。 |
|-----------------|-------|--|

目標5 文化、伝統の継承、創造、再発見

(17)文化、芸術活動の一層の振興

①文化、芸術を発表する場や鑑賞する機会の拡充

・鳥取県ジュニア美術展覧会や鳥取県総合芸術文化祭、公益財団法人鳥取県文化振興財団事業のほか、廃校等を使った文化、芸術の発表等による鑑賞人口の拡大など、県民が文化、芸術を発表する場や鑑賞する機会を拡充します。

・アーティスト・イン・レジデンス(滞在型創作活動)を推進するとともに、芸術祭の開催により、現代アートを中心とした創作活動や作品を鑑賞する機会を拡充します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|-------------------------------------|-------|------|---|
| 教育委員会運営費(全国大会等で活躍した児童・生徒等に対する教育長表彰) | 教育総務課 | | 鳥取県内の小・中・高・特別支援学校に在学する児童・生徒で、教育・文化・スポーツの全国大会等において優秀な成績を収め、他の児童・生徒の模範となった個人又は団体に対して、教育長表彰を行い、その榮譽を讃える(全国規模の大会・コンクール等において3位相当以上の賞を受賞した個人又は団体(ただし、国民体育大会知事表彰要項、鳥取県スポーツ顕彰要綱による被表彰者を除く。) |
| 鳥取県文化芸術活動支援補助金 | 文化政策課 | | 県内に活動拠点を置く芸術家や芸術・文化団体等が行う創造的な活動を支援し、県内芸術文化活動の裾野の拡大や質の向上など活性化を図る。 |
| 鳥取県文化団体連合会活動支援事業 | 文化政策課 | | 文化的な公共サービスの担い手である鳥取県文化団体連合会の活動を支援し、地域に根ざした創造性の高い活動を育成し、特色ある地域文化の振興を図る。【再掲5(17)②】 |
| 新生とりアート事業 | 文化政策課 | ○ | 総合芸術文化祭の開催により、県民が文化芸術を発表する場や鑑賞する機会の拡充を図り、全ての県民が文化芸術に理解と親しみを持ち、自ら取り組むことで心豊かで満ち足りた生活ができる環境づくりを推進する。 |
| 鳥取県美術展覧会開催事業 | 文化政策課 | | 広く県民から美術作品を募り、優れた作品を展示する鳥取県美術展覧会を開催することにより、県民へ鑑賞機会の提供するとともに、県内美術部門の頂点の伸長や裾野の拡大を図る。 |
| とっとり伝統芸能まつり開催事業 | 文化政策課 | | 県内各地域で守られてきた伝統行事・芸能を広く県民に周知するため伝統芸能まつりを開催し、伝統芸能の伝承や活用の気運を高めるとともに、活動実践団体に発表の機会を提供することにより、継承者育成等活動の活性化を図る。【再掲5(18)①】 |
| アーティスト滞在促進事業 | 文化政策課 | | 県外アーティストの県内滞在に必要な情報提供と県内受入団体の紹介を行う窓口(プラットフォーム)を整備するとともに、滞在制作に必要な経費を支援し、アーティストの県内滞在・移住を促進する。 |
| アーティストリゾートとっとり芸術祭開催事業 | 文化政策課 | ○ | 「アーティストリゾートとっとり芸術祭」を開催し、国内外アーティストによる県内での滞在制作・展示活動を促進し、地域とアーティストとの関わりを地域活性化につなげる。 |
| アーティストリゾート推進事業 | 文化政策課 | | アーティストインレジデンスのモデル的、先進的取組を行う団体への支援を行い、「アーティストリゾート構想」を掲げる鳥取県の取組を県内外に発信する。 |
| 芸術鑑賞教室開催補助金 | 文化政策課 | | 県内の高校等の生徒を対象に、学校の体育館や文化施設で優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供し、豊かな情操を培い、健全な育成に資する。【再掲5(17)②】 |
| 鳥取県ジュニア美術展覧会開催事業 | 文化政策課 | | 児童・生徒等の創作作品を発表する場を提供することで、芸術文化活動への意欲を高め、県内の青少年の美術活動の助長と振興を図るとともに、次世代の芸術家を目指す人材の育成を図る。【再掲5(17)②】 |

②文化、芸術に触れ、豊かな感性を育てる機会の確保

・学校等との連携により、教育現場や地域で、子どもたちや若者が文化、芸術に触れ、感性を高め、創造力を育成する機会を確保し、文化、芸術活動を活性化します。

・鳥取県文化団体連合会の活動支援などにより、県民が文化に親しめる環境を整えます。

・平成26年度に開催される全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会を機に、特別支援学校における芸術文化活動を一層進めます。

・平成27年度に、近畿高等学校総合文化祭を鳥取県で開催し、日頃取り組んでいる芸術文化活動の成果を発表し合い、高め合い、交流を深めるとともに、これを契機として文化部活動の一層のレベルアップ、活性化を進めます。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|------------------------|---------|------|---|
| あいサポート・特別支援学校合同文化祭開催事業 | 特別支援教育課 | ○ | 県内小中学校や他県特別支援学校等の参加による特別支援学校合同文化祭を開催する。県民への積極的な参加と理解啓発を進め、交流の機会とする。【再掲2(6)①】 |
| 共生社会をめざす文化・芸術活動支援事業 | 特別支援教育課 | | 各学校における文化・芸術活動を充実させるため、必要となる外部講師等の支援を行う。また、鳥取で開催される近畿高等学校総合文化祭へ参加するための、事前の合同練習に係る異動経費等の支援を行う。【再掲2(6)①】 |
| 文化芸術活動支援事業 | 高等学校課 | | 文化部活動を活性化し、文化芸術活動に対する機運を高めるとともに、文化芸術活動の継承者を育成する。11月に開催する「近畿高等学校総合文化祭鳥取大会」を契機として、全国レベルの文化部養成と、鳥取県の高校の文化部活動の発展・充実を図る。 |
| 近畿高等学校総合文化祭鳥取大会開催事業 | 高等学校課 | ○ | 11月に開催する「近畿高等学校総合文化祭鳥取大会」に向け、実行委員会や生徒実行委員会を開き、各部門の委員会等で準備を進め、大会を開催・成功させる。 |
| 高校生まんが・メディア芸術活動事業 | 高等学校課 | | 「まんが王国とっとり」を盛り上げるために発足した『高校生「まんが王国とっとり」応援団』で積み上げてきた活動を発展させ、高校生の文化活動の活性化を目指す。また、11月の「近畿高等学校総合文化祭鳥取大会」で「まんが部門」を開催することで、鳥取県の魅力を生き生きと他府県に伝え、地域を支える人材の育成を図る。 |
| 鳥取県文化団体連合会活動支援事業 | 文化政策課 | | 文化的な公共サービスの担い手である鳥取県文化団体連合会の活動を支援し、地域に根ざした創造性の高い活動を育成し、特色ある地域文化の振興を図る。 |
| 新生とりアート事業 | 文化政策課 | | 総合芸術文化祭の開催により、県民が文化芸術を発表する場や鑑賞する機会の拡充を図り、全ての県民が文化芸術に理解と親しみを持ち、自ら取り組むことで心豊かで満ち足りた生活ができる環境づくりを推進する。【再掲5(17)①】 |
| 芸術鑑賞教室開催補助金 | 文化政策課 | | 県内の高校等の生徒を対象に、学校の体育館や文化施設で優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供し、豊かな情操を培い、健全な育成に資する。 |
| 鳥取県ジュニア美術展覧会開催事業 | 文化政策課 | ○ | 児童・生徒等の創作作品を発表する場を提供することで、芸術文化活動への意欲を高め、県内の青少年の美術活動の助長と振興を図るとともに、次世代の芸術家を目指す人材の育成を図る。 |
| 「とっとりアートスタート」推進事業 | 文化政策課 | | 0歳から未就学の乳幼児に作品鑑賞・創造体験・公演鑑賞の機会を提供するアートスタート活動を支援するとともに、小学生向けにも地域人材や資源を活用した芸術鑑賞・自然体験等の活動を実施し、子どもたちの豊かな感性と創造性を育む。【再掲5(17)③】 |
| 鳥取県障がい者アート推進事業 | 障がい福祉課 | ○ | 平成26年度に開催した「第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会」の成果を未来に引き継ぐとともに、障がい者の芸術・文化活動を引き続き支援していく。 |

③文化、芸術が生活の一部となる生活スタイルの定着

- ・アートスタート事業等により、子どもの頃から文化、芸術に触れる機会を拡充し、文化、芸術が生活の一部となる生活スタイルの浸透を促進します。
- ・空き店舗、廃校、公民館などを活用し、地域活動の中で、アートや伝統文化を通じて地域住民が交流する場を設け、アートや伝統文化を活かした地域づくりを進めます。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|-------------------|-------|------|---|
| 「とっとりアートスタート」推進事業 | 文化政策課 | ○ | 0歳から未就学の乳幼児に作品鑑賞・創造体験・公演鑑賞の機会を提供するアートスタート活動を支援するとともに、小学生向けにも地域人材や資源を活用した芸術鑑賞・自然体験等の活動を実施し、子どもたちの豊かな感性と創造性を育む。 |

(18)文化財の保存、活用、伝承

①県民が、鳥取県の歴史や文化を誇りに思い、文化財を大切にする気運の醸成

- ・県民に対し、学校への出前講座や公民館と連携した歴史講座、文化財巡りや現地見学会などにより文化財を知り、接する機会を創出します。こうした取組を通じて、文化財を身近に感じ、親しみを持つことにより、県内の歴史や文化についての理解を深めていきます。
- ・伝統芸能や伝統技術（ものづくり）保持者との交流や体験などにより、県民が県内の伝統文化などを学ぶ機会の充実を図ります。
- ・「とっとり伝統芸能まつり」の開催などにより、活躍の場や、伝統芸能の体験、鑑賞機会を提供し、次世代に継承していきます。
- ・海外の祭事に県内高等学校の郷土芸能部を派遣し、伝統芸能等を披露する機会を設けるとともに、伝統芸能を通じた国際交流を推進します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|---------------|------|------|---|
| 情報発信「鳥取県の文化財」 | 文化財課 | | 文化財の展示会や見学会、職員による出前講座などの講演会などによる情報発信を行うとともに、日本遺産認定の支援を行う。 |

| | | | |
|-----------------|-----------|---|--|
| 伝統芸能等支援事業 | 文化財課 | ○ | 無形民俗文化財の保存伝承を図るため、保存団体の保存伝承活動への支援を行う。 |
| 鳥取県の考古学情報発信事業 | 埋蔵文化財センター | | 埋蔵文化財センター収蔵資料等の展示・見学会や埋蔵文化財の発掘情報を紹介するリーフレット等により情報発信を行う。 |
| とっとり伝統芸能まつり開催事業 | 文化政策課 | | 県内各地域で守られてきた伝統行事・芸能を広く県民に周知するため伝統芸能まつりを開催し、伝統芸能の伝承や活用の気運を高めるとともに、活動実践団体に発表の機会を提供することにより、継承者育成等活動の活性化を図る。 |

②文化財保護の推進

- ・県内文化財の調査研究を進め、学術的な評価を行い、指定等に向けて積極的に取り組みます。
- ・県内の貴重な文化財を犯罪や災害から守るため、所有者や地域住民等の意識啓発を進めるとともに、防災、防犯施設等の整備を促進します。
- ・地域の身近な文化財を訪れる楽しさを伝えるとともに、祭り行事などの身近な無形民俗文化財を地域で伝承していく活動を支援します。
- ・妻木晩田遺跡や青谷上寺地遺跡をはじめとする県内の史跡、名勝等を県民が訪ね、楽しめる環境を整備し、活用を促進します。
- ・三徳山の世界遺産登録に向けた学術調査の推進により、登録に向けた取組を支援します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|-------------------------------|-----------|------|--|
| 文化振興費 | 文化財課 | | 県民が文化活動に親しみ実践する取組の調査や支援、表彰候補者のとりまとめ等を行い、県内の文化活動の振興を図る。 |
| 調査研究「鳥取県の文化財」 | 文化財課 | | 国・県指定、登録等の候補となる文化財の調査研究を実施し、文化財指定等に向けて取り組むとともに、因州和紙の再評価を行う。 |
| 鳥取県文化財防災・防犯対策事業 | 文化財課 | | 県内に所在する多数の貴重な文化財を災害や犯罪から守るため、所有者及び地域住民の防災・防犯意識の向上と防災・防犯施設整備の充実を図る。 |
| 文化財保護指導費 | 文化財課 | | 文化財の状況を把握するための巡視活動や文化財の価値を永く伝え残すためのフォローアップ調査などを行う。 |
| 文化財助成費 | 文化財課 | | 国及び県指定文化財の保存と活用のため、保存整備を行う団体等への助成を行う。 |
| 伝統芸能等支援事業 | 文化財課 | ○ | 無形民俗文化財の保存伝承を図るため、保存団体の保存伝承活動への支援を行う。【再掲5(18)①】 |
| 銃砲刀剣類登録審査事業 | 文化財課 | | 美術品・骨董品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の審査・登録を行う。また、登録審査補助員制度を導入し登録審査員の育成を図る。 |
| 池田家墓所整備活用促進事業 | 文化財課 | | 国史跡鳥取藩主池田家墓所の管理、活用及び保存整備等に係る経費に対して助成を行う。 |
| 青谷上寺地遺跡史跡指定地公有化・維持管理事業 | 文化財課 | | 国史跡青谷上寺地遺跡を保存・整備・活用するため、国史跡指定地を平成20年度から10ヶ年かけて公有化し、その土地の維持管理及び活用方法を検討する。 |
| 受託発掘調査事業（山陰道「鳥取西道路」） | 文化財課 | ○ | 一般国道9号（鳥取西道路）改築に伴う埋蔵文化財発掘調査を、国土交通省からの委託を受けて実施する。 |
| 祝！三徳山・三朝温泉日本遺産初認定記念事業 | 文化財課 | ◎ | 三徳山・三朝温泉が国（文化庁・観光庁・国土交通省・環境省等連携）の新たな認定制度である「日本遺産」に認定されたのに伴い、教育委員会、文化観光スポーツ局、中部総合事務所等が連携し、三朝町及び地元で組織する協議会での取組を支援する。 |
| 青谷上寺地遺跡発掘調査事業 | 埋蔵文化財センター | | 国史跡青谷上寺地遺跡を整備活用していく上で必要な考古学的なデータを得るための整理作業を進めるとともに、調査計画の見直しを行う。 |
| 青谷上寺地遺跡出土品調査研究等事業 | 埋蔵文化財センター | | 国史跡青谷上寺地遺跡の魅力を理解してもらうため、出土品の整理や調査研究を行う。 |
| 埋蔵文化財センター運営費 | 埋蔵文化財センター | | 埋蔵文化財センター（青谷調査室、秋里分室、積善分館を含む。）の施設の維持管理を行う。 |
| 埋蔵文化財専門職員研修事業 | 埋蔵文化財センター | | 埋蔵文化財関係者等を対象とする専門研修等を行う。 |
| 妻木晩田遺跡調査整備事業（保存整備） | むきばんだ史跡公園 | | 史跡公園内を安全、安心かつ快適に見学していただくため、園路追加整備工事（遊歩道の新設、管理道舗装）、松尾城管理道舗装工事を行う。併せて、既存復元建物の修繕を計画的に行う。 |
| 妻木晩田遺跡調査整備事業（発掘調査） | むきばんだ史跡公園 | | 国史跡妻木晩田遺跡の集落像を解明するため、発掘調査年次計画に基づき、発掘調査委員会の助言を得ながら発掘調査を実施する。平成27年度は仙谷地区（仙谷8号墓）埋葬施設の復元及び8号墓北側の発掘調査を行う。 |
| 妻木晩田遺跡維持管理事業 | むきばんだ史跡公園 | | 国史跡妻木晩田遺跡を訪れる見学者の方々が、遺跡を安全かつ快適に見学していただけるよう、史跡保護やガイダンス施設等の維持管理を行う。 |
| 未来に引き継ごう！県民の歴史資産「三徳山」調査活用推進事業 | 観光戦略課 | | 鳥取県を代表する文化財である三徳山について、地元関係者と連携し、調査研究を進めると共に、保全管理の取組、観光振興やまちづくりへの活用を推進する。 |

③文化遺産の再発掘・磨き上げ

- ・たたらや鉄道遺産などの県内の優れた文化遺産を地域振興や教育活動に活用するため、その魅力の再発掘を行い、より効果的な活用方法を講じるとともに、地域での取組を支援します。
- ・「とっとり弥生の王国」を「考古学」の観点だけでなく、「考現学」という観点から新たな磨き上げを行うことで、考古学ファンだけでなく新たなファン層の開拓を図ります。併せて、学校教育でも新たな学習教材などを作成することで、歴史だけでなく他の学習領域での活用を目指します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|--------------------------|-------|------|---|
| 「ふるさとを元気に」ととりの文化遺産活用推進事業 | 文化財課 | ○ | 妻木晩田遺跡や三徳山など県内の優れた文化財を地域振興や観光資源としても活用するため、その魅力の再発掘を行い、効果的な活用方法を講じた地域での取組を支援するとともに、本県文化遺産の魅力を県内外にPRするため、情報発信戦略のためのプランナーを配置し、県内外の学校、教育機関との連携、誘致を図るためのプランニングを行う。 |
| 「とっとり弥生の王国」普及活用事業 | 文化財課 | | 国内最大級の弥生時代集落「妻木晩田遺跡」、地下の弥生博物館「青谷上寺地遺跡」の2大遺跡を「とっとり弥生の王国」として、各遺跡を活用した種々の事業を通じて史跡の活用や情報発信を行う。 |
| 「とっとりアートスタート」推進事業 | 文化政策課 | ○ | 0歳から未就学の乳幼児に作品鑑賞・創造体験・公演鑑賞の機会を提供するアートスタート活動を支援するとともに、小学生向けにも地域人材や資源を活用した芸術鑑賞・自然体験等の活動を実施し、子どもたちの豊かな感性と創造性を育む。 |

鳥取県教育振興基本計画の推進に向けた体制

(1) 県民との協働による計画の推進

① 県民意見の把握と開かれた教育の推進

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|-----------------------|-------|------|---|
| 知りたい！聞きたい！開かれた教育づくり事業 | 教育総務課 | ○ | 学校現場の課題・ニーズを把握するため、スクールミーティングの開催などの公聴活動や各種広報紙（夢ひろば、リーフレット「ととりの教育」等）の発行などの広報活動を行う。「鳥取県の教育を語る会（仮称）」を開催し、県教育委員会の教育委員、教育長、事務局職員が、市町村に出掛け、県民や行政関係者等と、それぞれの地域における教育に係る取組や抱えている課題等について直接意見交換を行い今後の施策の参考とし、本県教育の充実、発展につなげる。 |
| 教育委員会費 | 教育総務課 | | 教育委員会での議論及び現地視察等を行い、教育課題を把握するとともに、ホームページを通じた教育委員会の議事録の迅速な公開などにより情報公開を推進する。 |
| 教育委員会運営費 | 教育総務課 | | 教育功労者や児童生徒に表彰基準に基づき、表彰を行うとともに、報道機関に情報提供を行う。 |
| 教育企画費 | 教育総務課 | | 市町村教育委員会への支援、教育調査、高等教育機関との連携推進、鳥取県教育振興基本計画の確実な推進に向けた取組を行う。 【再掲 鳥取県教育振興基本計画の推進に向けた体制(2)①】 |

② 教育問題等への迅速かつ的確な対応

| | | | |
|--------|-------|---|---|
| 教育委員会費 | 教育総務課 | | 教育委員会での議論及び現地視察等を行い、教育課題を把握するとともに、ホームページを通じた教育委員会の議事録の迅速な公開などにより情報公開を推進する。【再掲 鳥取県教育振興基本計画の推進に向けた体制(1)①】 |
| 教育審議会費 | 教育総務課 | ○ | 学校教育、生涯学習などの教育の重要事項について調査審議、建議を行うため「鳥取県教育審議会」を開催する。 |

(2)市町村、国、高等教育機関など関係機関との連携・協力の推進

①市町村との連携・協力体制の充実

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|----------------------|-------|------|--|
| 教育企画費 | 教育総務課 | | 市町村教育委員会への支援、教育調査、高等教育機関との連携推進、鳥取県教育振興基本計画の確実な推進に向けた取組を行う。 |
| チャレンジする市町村を応援する教育交付金 | 教育総務課 | ○ | 市町村が地域の視点で課題を解決していくために行う先導的な取組について支援を行う。 |

②高等教育機関との連携、協力の一層の推進

| 事業・取組名 | 担当課 | 重点事業 | 事業・取組内容 |
|---------------------|----------|------|--|
| 教育企画費 | 教育総務課 | ○ | 市町村教育委員会への支援、教育調査、高等教育機関との連携推進、鳥取県教育振興基本計画の確実な推進に向けた取組を行う。 【再掲 鳥取県教育振興基本計画の推進に向けた体制(2)①】 |
| 外部人材活用事業 | 高等学校課 | | 地域社会と連携した高等学校教育を推進するため、先端技術や各教科に関する専門分野の優れた知識・技能を有する一般の社会人や大学教員を、各教科の一部の領域を教授する講師として招聘する。 【再掲2(5)③】 |
| 鳥取県版キャリア教育推進事業 | 高等学校課 | ○ | 生徒一人ひとりが、将来、社会的に自立していくために、必要かつ基盤となる能力や態度を育てるためのキャリア教育を全ての県立高校で実施し、夢や希望に向かって果敢にチャレンジし、将来の日本や鳥取県に貢献する気概のある生徒を育成する。【再掲2(5)②】 |
| 公立大学法人鳥取環境大学運営費交付金 | 教育・学術振興課 | | 公立大学法人鳥取環境大学の運営に必要な経費の一部について、運営費交付金として交付する。 |
| 鳥取県環境学術研究等振興事業 | 教育・学術振興課 | | 県内の高等教育機関等が取り組む学術研究及び技術開発、知的創造力を持った人材の育成を支援することで、本県の知的基盤の強化と次代の地域産業を担う「人財」の育成を推進するため、鳥取県環境学術等研究基金の運用益により、県内の高等教育機関が行う環境及び地域の課題に関する学術研究並びに北東アジア地域との学術交流を目的とした調査研究に対して助成を行う。 |
| 未来に役立つ「ものづくり教育」実践事業 | 教育・学術振興課 | ○ | 鳥取大学や鳥取環境大学などが産学官協働で取り組む「ものづくり協力会議」が行う、子どもから大人まで一気通貫の「ものづくり教育」の実践活動を支援する。(FabLab開設・運営、中高生向け研修、指導者育成支援等を実施)【再掲2(5)⑦】 |

参考：数値目標一覧

目標 1：社会全体で学び続ける環境づくり

| 指 標 | H 2 4 (実績) | H 2 5 (実績) | H 2 6 (実績) | H 3 0 (目標値) |
|---|---------------|---------------|-----------------|-----------------|
| 1 心とからだいきいきキャンペーンによる取組率(就学前児童) | | | | |
| 望ましい生活習慣が大切だと思う保護者の割合 | 94.2% | 97.4% | 97.3% | 100% |
| 望ましい生活習慣の定着に取り組んでいる割合 | 81.9% | 93.5% | 96.2% | 90% |
| 2 自治会単位の「人権学習会(小地域懇談会)」で事後研修を取り入れている市町村 | 11市町村 | 11市町村 | 11市町村 | 19市町村 (全市町村) |
| 3 「鳥取県家庭教育推進協力企業」協定締結企業数 | 562社 | 570社 | 571社 | 700社 |
| 4 学校支援ボランティア登録者数 | 約6,000人 | 6,074人 | 6,625人 | 7,000人 |
| 5 小、中学校における「子育て親育ちプログラム」を活用した講座実施校数 | 13校 | 22校 | 14校 | 70校 |
| 6 「とっとりマスター」認定者数 | — | 10人 | 10人 | 20人 |
| 7 県立博物館の入館者数 | 11.1万人 | 8.9万人 | 8.4万人 | 10万人 |
| 8 公立図書館の個人貸出冊数(人口一人あたり) | 4.9冊 | 5.3冊 | (H27.8 確定見込) | 6冊 |

目標 2：学ぶ意欲を高める学校教育の推進

| 指 標 | H 2 4 (実績) | H 2 5 (実績) | H 2 6 (実績) | H 3 0 目標値 | |
|---|--------------------------------|---------------|--|--|----|
| 1 小学校教員による保育所・幼稚園での保育体験研修の実施 | 15市町村 | 15市町村 | 16市町村 | 19市町村 (全市町村) | |
| 2 幼稚園、保育所及び小学校の連絡協議会の設置や、教職員の交流の機会の設定 | 83.6% | 85.8% | 90.1% | 全ての小学校区で実施 | |
| 3 「子どもの育ちを支えるための資料(保育所児童保育要録)」の作成と小学校への送付 | 100% | 100% | 100% | 全ての保育所で実施 | |
| 4 子どもたちの学びの質の向上 | | | | | |
| 観点①：豊かに生きる、共に生きる力の状況 | | | | | |
| (1) 自分自身や他者、社会等との関わりに関する意識 | 「ボランティア活動に参加している」児童生徒の増加 | — | (小6) 44.5% (中3) 52.8% (高2) 23.0% | (小6) ×(※1) (中3) ×(※1) (高2) 25.8% | 向上 |
| | 「難しいことでも失敗を恐れなくて挑戦している」児童生徒の増加 | — | (小6) 76.3% (中3) 65.9% (高2) 53.9% | (小6) 78.1% (中3) 68.1% (高2) 61.4% | 向上 |

| | | | | | |
|------------------------------------|---|---|---|---|----|
| (2) 進路 に向け た意識 | 「将来の夢や目標を持 っている」児童生徒の増 加 | — | (小 6) 85.3% (中 3) 70.9% (高 2) 77.1% | (小 6) 85.9% (中 3) 69.4% (高 2) 76.7% | 向上 |
| | 『あの人のようになり たい』と思う人がいる」 児童生徒の増加 | — | (小 6) 77.5% (中 3) 71.3% | (小 6) ×(※) (中 3) ×(※) (高 2) — | 向上 |
| | 「自分の進路を実現す るために、目標に向かっ て努力している」生徒の 増加 | — | (高 2) 67.2% | (高 2) 69.0% | 向上 |
| (3) 地域 社会へ の参画 状況 | 「地域の行事に参加し ている」児童生徒の増加 | — | (小 6) 79.1% (中 3) 48.7% (高 2) 30.8% | (小 6) 83.2% (中 3) 52.2% (高 2) 38.6% | 向上 |
| | 「地域の大人（学校や 塾・習い事の先生を除 く）から褒められたこと がある」児童生徒の増加 | — | (小 6) 64.8% (中 3) 52.7% | (小 6) ×(※) (中 3) ×(※) (高 2) — | 向上 |
| 観点②：学び方の質・学習状況 | | | | | |
| (4) 意欲、 授業に 向かう 姿勢 | 「身に付けた知識・技能 や経験を生活の中で活 用できないか考える」児 童生徒の増加（算数・数 学） | — | (小 6) 65.1% (中 3) 35.9% | (小 6) 64.9% (中 3) 39.2% | 向上 |
| | 「授業の中で『わかっ た』、学んだことについ て『もっと知りたい』と 感じる」児童生徒の増加 | — | (小 6) 84.4% (中 3) 78.3% | (小 6) 84.5% (中 3) 80.1% | 向上 |
| | 「学校の授業は、内容が わかりやすく、勉強する ことの充実感を感じる」 生徒の増加 | — | (高 2) 69.4% | (高 2) 69.9% | 向上 |
| | 「児童生徒の様々な考 えを引き出したり、思考 を深めたりする発問や 指導をする」学校の増加 | — | (小) 95.3% (中) 92.0% | (小) 95.5% (中) 93.7% | 向上 |
| | ” 教員の増加 | — | (高) 89.6% | (高) 90.2% | 向上 |
| (5) 体験 活動・読 書活動 の実施 状況 | 「授業で体験的な学習 を取り入れている」学校 の増加 | — | (小) 92.6% (中) 77.5% | (小) 89.4% (中) 78.1% | 向上 |
| | 「全校一斉読書に取り 組む」学校の増加 | — | (小) 100% (中) 95.3% (高) 79.2% | (小) 99.3% (中) 92.0% (高) 83.3% | 向上 |
| | 「読書が好きである」児 童生徒の増加 | — | (小 6) 74.7% (中 3) 73.0% (高 2) 68.2% | (小 6) 75.5% (中 3) 73.2% (高 2) 64.8% | 向上 |
| (6) 家庭に おける学 習等の状 況 | 「家で、自分で計画を立 てて勉強している」児童 生徒の増加 | — | (小 6) 61.8% (中 3) 46.2% (高 2) 39.4% | (小 6) 65.3% (中 3) 47.1% (高 2) 37.9% | 向上 |

| | | | | | | |
|---------------------------|--|-------------|--------------------------|--|-------|-----|
| | 「進んで取り組んでいることをほめている」保護者の増加 | — | (小6) 84.6% (中3) 76.9% | (小6) × ^(※1) (中3) × ^(※1) | 向上 | |
| | 児童生徒に対する国語・算数(数学)の指導として、保護者に対して家庭学習を促すような働きかけを行う」学校の増加 | — | (小) 98.5% (中) 62.0% | (小) 97.0% (中) 87.3% | 向上 | |
| 観点③：学力調査の状況 | | | | | | |
| (7) 上位層の増加、下位層の減少 | 全国学力・学習状況調査でA層で全国平均を上回り、D層で全国平均を下回った教科 | — | (小、中) 100% | (小、中) 75% | 向上 | |
| (8) 過去の調査と同一問題の正答率の増加 | 全国学力・学習状況調査で過去の問題と同一問題のうち、正答率が全国平均を上回った割合 | — | (小、中) 77.8% | (小、中) 44.4% | 向上 | |
| (9) 無解答率の減少(特に「活用」に関する問題) | 全国学力・学習状況調査で記述式の問題のうち無解答率が全国平均以下であった割合 | — | (小、中) 77.8% | (小、中) 70.6% | 向上 | |
| (10) 各校が設定した指標の達成 | 各校が達成したと評価する割合 | — | (高) 58.3% | (高) 50.0% | 向上 | |
| 5 | 個別の教育支援計画の作成割合(公立幼、小、中、高) | 84.1% | 84.6% | 87.9% | 100% | |
| 6 | 個別の指導計画の作成割合(公立幼、小、中、高) | 95.6% | 96.9% | 96.9% | 100% | |
| 7 | 中学校から高等学校への個別の教育支援計画の引継率 | — | 71.8% | 93.1% | 100% | |
| 8 | 特別支援学校高等部(専攻科含む)卒業生の就職率の向上 | 就職希望者に対する割合 | 78.5% | 73.6% | 77.4% | 向上 |
| | | 卒業生に対する割合 | 35.7% | 33.9% | 38.1% | 向上 |
| 9 | 該当障がい種に関する特別支援学校免許状保有率の向上 | 特別支援学校教職員 | 74.8% | 76.1% | 76.8% | 90% |
| | | 特別支援学級教職員 | 40.8% | 40.5% | 39.0% | 45% |

| | | | | |
|--|--|--|--|----------------------------------|
| 10 教員のICT活用指導力調査における児童・生徒のICT活用を指導する能力 | 鳥取県 59.0% 全国 63.7% | 鳥取県 57.0% 全国 64.5% | (H27.9 確定見込) | 全国平均値 |
| 11 情報モラル教育の実施 | (小) 98.5% (中) 95.0% (高) 100% | (小) 100% (中) 100% (高) 100% | (小) 100% (中) 98.3% (高) 100% | 100% 100% 100% |
| 12 環境教育全体計画の作成及び改善 | (小) 64.9% (中) 35.0% | (小) 62.7% (中) 40.7% | (小) 70.2% (中) 44.1% | 100% 100% |
| 13 学校のTEASⅡ・Ⅲ種(鳥取県版環境管理システム)取得の促進(高=Ⅱ種、小、中、特=Ⅲ種) | (小) 14.2% (中) 13.3% (高) 100% (特) 100% | (小) 6.0% (中) 5.1% (高) 100% (特) 100% | (小) 13.4% (中) 15.3% (高) 100% (特) 100% | 25% 30% 100% 100% |
| 14 全国学力・学習状況調査質問紙調査での回答 | | | | |
| ▽新聞やテレビのニュースなどに関心を持つ児童生徒の増加 | — | (小6) 63.5% (中3) 64.8% | (小6) ×(※1) (中3) ×(※1) | 向上 |
| ▽人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の増加 | — | (小6) 94.5% (中3) 94.6% | (小6) 94.6% (中3) 94.9% | 向上 |
| 15 小、中学校で「道徳の時間」の授業の公開状況 | (小) 100% (中) 88.3% | (小) 99.3% (中) 91.6% | (小) 98.5% (中) 91.5% | 100% |
| 16 「参加型」人権学習に取り組んだ学校の率 | (小) 55% (中) 63% | (小) 61% (中) 70% | (小) 66.4% (中) 78.0% | 100% |
| 17 児童生徒が文化芸術に触れる機会を持った割合<H23> | (小) 97.8% (中) 83.3% | (小) 97.0% (中) 81.0% | (小) 100% (中) 100% | 100% |
| 18 不登校の出現率 | (小) 全国 0.32% 県 0.37% (中) 全国 2.58% 県 2.31% (高) 全国 1.93% 県 2.10% | (小) 全国 0.36% 県 0.42% (中) 全国 2.69% 県 2.31% (高) 全国 1.88% 県 1.76% | (H27.9 確定見込) | 全国平均を下 回ると共に、 低減 |
| 19 学校いじめ防止基本方針の状況 | 策定した学校の割合 | — | 100% | 100% |
| | 取組検証した学校の割合(H27以降) | — | — | 100% |
| 20 鳥取県体力・運動能力調査結果の総合判定(A~Eの5段階)が、A又はBの割合 | — | (小5男) 38.4% (小5女) 46.0% (中2男) 33.0% (中2女) 59.8% | (小5男) 38.4% (小5女) 43.1% (中2男) 37.4% (中2女) 63.3% | 50.0% 55.0% 50.0% 65.0% |
| 21 小学校において、体育の授業を除く1日の運動時間が1時間以上の児童の割合 | — | (小5男) 68.6% (小5女) 48.0% | (小5男) 65.0% (小5女) 48.8% | 70.0% |

| | | | | |
|-----------------------------|--|--|--|----------------------------------|
| 22 学校保健委員会を年2回以上開催する学校の割合 | (小) 64% (中) 42% (高) 13% (特) 0% | (小) 65% (中) 34% (高) 13% (特) 20% | (小) 60% (中) 36% (高) 17% (特) 20% | 100% 80% 60% 50% |
| 23 中学、高校における薬物乱用防止教室の開催率 | (中) 82% (高) 79% | (中) 75% (高) 79% | (中) 75% (高) 100% | 100% 100% |
| 24 「食に関する指導年間計画」の作成率(年6回以上) | (小) 87% (中) 52% (特) 55% (高) 13% | (小) 90% (中) 58% (特) 60% (高) 17% | (小) 89% (中) 61% (特) 60% (高) 21% | 100% 100% 100% 50% |
| 25 食育の日(毎月19日)の取組状況 | — — — | (小) 30% (中) 26% (特) 40% (高) 4% | (小) 39% (中) 31% (特) 40% (高) 0% | (小) 100% (中) 100% (特) 100% |
| 26 学校給食用食材の県産品使用率 | 71% | 71% | 73% | 70%以上 |
| 27 県産品利用率70%以上の市町村、 県立学校 | 81% | 市町村 84% 県 20% | 市町村 89% 県 20% | 100% |
| 28 栄養教諭の配置拡大 | — | 19人 | 21人 | 31人 |

目標 3 学校を支える教育環境の充実

| 指 標 | H24 (実績) | H25 (実績) | H26 (実績) | H30 目標値 | |
|---------------------------------|--|--|--|------------------------------|-----|
| 1 学校評価制度(学校関係者評価)実施率 | (幼) 80.0% (小) 96.3% (中) 98.3% (県立) 100% | (幼) 83.3% (小) 100% (中) 100% (県立) 100% | (幼) 100% (小) 100% (中) 100% (県立) 100% | 100% 100% 100% 100% | |
| 2 学校評価制度(学校関係者評価)公表率 | (幼) 100% (小) 75.2% (中) 74.6% (県立) 100% | (幼) 83.3% (小) 74.6% (中) 67.8% (県立) 100% | (幼) 100% (小) 68.7% (中) 71.2% (県立) 100% | 100% 100% 100% 100% | |
| 3 教員の精神性疾患による休職者数の出現率 | 0.51% | 0.61% | 0.49% | 0.5%以下 | |
| 4 公立学校の耐震化率の向上 〈H25.4現在〉 | — | (幼) 100% (小、中) 81.9% (高) 87.1% (特) 100% | (幼) 100% (小、中) 87.0% (高) 92.7% (特) 100% | 100% 100% 100% 100% | |
| 5 「鳥取型防災教育の手引き」の活用率(小学校) | — | 52.0% | 51.5% | 100% | |
| 6 不審者対応訓練(教職員対象)の実施率 | (小) 67.0% (中) 11.0% (高) 25.0% (特) 89.0% | (小) 66.0% (中) 15.0% (高) 21.0% (特) 80.0% | (小) 53.8% (中) 62.3% (高) 45.8% (特) 70.0% | 100% 85% 60% 100% | |
| 7 育英奨学資金の現年 調定の返還率 | 高校 | 89.3% | 89.7% | 88.4% | 90% |
| | 大学 | 97.5% | 97.6% | 97.8% | 98% |

目標 4：生涯にわたって運動、スポーツに親しむ環境づくり

| 指 標 | H24 (実績) | H25 (実績) | H26 (実績) | H30 目標値 |
|------------------------------|----------------|-------------|-------------|------------|
| 1 成人のスポーツ実施率(週1回以上)〈H21〉(※2) | 55.5% 〈H21〉 | — | 54.8% | 65% |
| 2 国民体育大会で入賞(8位以内)する種目数及び人数 | 種目数 | — | 38種目 | 50種目 |
| | 人数 | — | 74人 | 120人 |

目標 5：文化、伝統の継承、創造、再発見

| 指 標 | H24 (実績) | H25 (実績) | H26 (実績) | H30 目標値 |
|---|-------------|-------------------|-------------|------------|
| 1 文化・芸術、スポーツ等の分野で、全国で活躍する児童・生徒数(全国3位以上)(年間) | 57人 | 64人 | 82人 | 60人 |
| 2 県指定文化財の新規指定件数(期間中)〈H21~25〉 | — | 合計31件 〈H21~25〉 | 6件 | 合計15件 |
| 3 妻木晩田遺跡来場者数(年間) | 33,032人 | 28,027人 | 33,220人 | 50,000人 |
| 4 青谷上寺地遺跡展示館来場者数(年間) | 7,698人 | 8,427人 | 9061人 | 20,000人 |

(※1) H26 全国学力・学習状況調査では該当の質問項目がなかったためデータなし

(※2) 5年に一度の調査

